

史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画

素案

第2回委員会用

令和●年●月

仙台市教育委員会

序 文

郡山遺跡は、文献史料に残らなかった遺跡であったため、発掘調査の積み重ねによりその歴史的価値を高めてきた遺跡です。それは、昭和54年の宅地造成に伴う調査で、官衙（役所）の存在を示す建物跡などの遺構が発見されたことに始まります。その後、昭和55年から継続的な調査を開始し、その成果により、東北の古代史を書き換えることになりました。この遺跡は2つの時期の官衙（Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙）に分かれており、特に後半のⅡ期官衙は、多賀城創建以前の陸奥国府であったことが解明されました。地方官衙としては、我が国でも最古段階の重要な遺跡であることが明らかになったのです。

こうした調査成果を踏まえ、遺跡の中でも特に重要と判断した官衙中枢部について、次世代に伝えるべき意義ある重要な遺跡であるという見地から、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」として平成18年7月、国の史跡に指定されました。

今回策定した保存活用計画は、貴重な本史跡を地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら適切に保存・管理し、整備・活用するための基本的な方針を示したものです。本計画の策定にあっては、市民の皆様からのご意見や、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の各委員をはじめ、文化庁及び宮城県教育庁文化財課より多くのご指導・ご助言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

本計画によって、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」の価値をより多くの市民の皆様にご存知いただき、広く親しまれる史跡となる一助となれば幸いです。

令和●年●月

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

例 言

1. 本計画は、宮城県仙台市太白区に所在する、国指定史跡仙台郡山官衙遺跡群の保存活用計画に係るものである。
2. 本史跡の名称は、『仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡（せんだいこおりやまかんがいせきぐん こおりやまかんがいせき こおりやまはいじあと）』であるが、本文中においては、「仙台郡山官衙遺跡群」と略して記載している。
3. 史跡地は郡山遺跡の全域ではなく部分的に指定したものであるため、遺跡全体の範囲や規模、過去の調査履歴等について記述する際には「郡山遺跡」の名称を随時使用している。
4. 本計画は、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会を中心に、文化庁及び宮城県教育庁文化財課の指導・助言のもと、仙台市教育委員会が作成した。
5. 本計画は、原案を仙台市教育委員会が立案し、それに基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会において検討を加え作成した。
6. 本計画全体の編集については、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課が当たった。
7. 遺構の略称は次のとおりで、遺構番号は郡山遺跡全体の通しNo.である。
SA：柱列などの堀跡 SB：建物跡 SD：溝跡 SI：竪穴住居跡，竪穴建物跡
SX：その他の遺構

目 次

序文

例言

【本文目次】

第1章 計画策定の目的

- 1 策定の必要性
- 2 目的
- 3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告
 - (1)委員会委員等名簿
 - (2)委員会活動状況
 - (3)パブリックコメントの実施
- 4 計画の構成と内容
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象範囲
- 7 関連する計画

第2章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

- 1 指定の概要
 - (1)指定に至る経緯
 - (2)指定概要(指定範囲図・指定告示・指定説明)
 - (3)管理団体
- 2 史跡をとりまく環境
 - (1)自然環境
 - ①位置と地形 ②気候 ③景観
 - (2)歴史的環境
 - ①発掘調査の成果
 - ②史跡地周辺の歴史的変遷
 - ③仙台市の文化財
 - (3)社会的環境
 - ①計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制
 - ②交通
 - ③周辺施設(教育施設, 公共施設, 公園)
- 3 指定地の状況

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

- 1 本質的価値
- 2 史跡等を構成する要素
 - (1)史跡を構成する諸要素
 - (2)史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

第4章 現状・課題

- 1 保存（保存管理）
- 2 活用
- 3 整備
- 4 運営・体制の整備

第5章 本計画の基本理念・基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第6章 保存・管理

- 1 保存管理の方向性
- 2 保存管理の方法
 - (1)指定地
 - (2)将来指定を目指す範囲
 - (3)周辺の官衙域
 - (4)その他の地域
- 3 現状変更等の取扱い基準
 - (1)指定地
 - (2)将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域
- 4 公有化の方針
- 5 追加指定

第7章 活用

- 1 活用の方向性
- 2 活用の方法
 - (1)学校教育における活用
 - (2)社会教育における活用
 - (3)地域や観光における活用

第8章 整備

- 1 整備の方向性
- 2 整備の方法

 - (1)保存のための整備の方法
 - (2)公開活用のための施設整備の方法

第9章 運営及び体制整備

- 1 運営・体制整備の方向性
- 2 運営・体制整備の方法

第10章 施策の実施計画と自己点検・評価

1 実施計画

2 自己点検・評価

【資料】

○用語集

○郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱

○史跡内土地台帳

○郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧

○引用・参考文献

【挿図目次】

第1章

第1図

第2図

第 章

第3図

第4図

第5図

第6図

第7図

第8図

第9図

第10図

第11図

第 章

第12図

第13図

第14図

第15図

【表目次】

第 章

第 表

第 章

第 表

第 表

【写真図版】

- 写真 1
○写真 2
○写真 3
○写真 4
○写真 5
○写真 6
○写真 7
○写真 8
○写真 9
○写真 10
○写真
○写真

第1章 計画策定の目的

1 策定の必要性

郡山遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に広がる住宅地の中にある。昭和50年代中頃までは農地が多い地区だったこともあり、比較的良好に遺構が保存されてきたが、近年は遺跡西側の隣接地での開発が急激に進んでいる。平成19(2007)年には「あすと長町」の街びらきが行われ、あすと長町大通り線と長町八木山線の一部で供用が開始された。平成25(2013)年に「仙台市あすと長町土地区画整理事業」が完了してからは、仙台市立病院の移転や大型商業施設の開店など、仙台市の広域拠点として施設の集積が進むとともに、転入人口の増加や地域住民の世代交代が急速に進行している。

その間郡山遺跡では、平成18(2006)年7月、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重な遺跡としてその一部が国の史跡として指定を受け、平成20年3月には「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」を策定した。また平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら適切に保存する新たな方向性が示されるとともに、保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化され「地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進」が打ち出された。

こうした史跡地周辺における開発行為の進展や社会情勢の変化を受けて、改めて本史跡の保存活用について市民および関係各所の理解を得ることが重要となり、保存活用計画を策定する必要性が高まった。また、保存管理計画策定から10年以上が経過したこともあり、今後の仙台郡山官衙遺跡群の保存活用に関する基本的な計画を示す必要性があることから、本計画を策定することとなった。

2 目的

本計画は、仙台郡山官衙遺跡群を適切に保存管理し、整備活用していくための指針を示すものである。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を改めて確認した上で、保存・管理・活用・整備等に係る理想的な将来像を提示し、市民および関係各所と共有することで、本史跡の価値を高め後世へ確実に継承していくための基本的な方針を示すことを目的とする。

また、地域住民をはじめ、仙台市民にとって郷土の誇りとして広く親しまれ、仙台市が目指す都市の姿として示している、歴史資産を通じた「学びと実践の機会があふれるまち」や「杜の恵みと共に暮らすまち」（「仙台市基本計画2021-2023」P50・51・52・71参照）が実現するような保存と活用を図るための基本となる計画とする。

併せて、「仙台・東北に世界中から人を呼び込む」（「仙台市基本計画2021-2023」P27参照）ことができるように、本史跡の魅力が世界に発信されるような保存・管理・活用・整備等の方法を考えるための計画とする。

3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告

計画策定にあたり、学識経験者等で構成される「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り検討を行った。委員等の構成と委員会開催の状況については次のとおりである。

(1) 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 委員等名簿(令和●年●月現在・敬称略)

役職名	氏名	分野	現職
委員長	永田 英明		東北学院大学文学部歴史学科 教授
副委員長	渡部 育子		秋田大学 名誉教授
委員	荒木 志伸		山形大学学士課程基盤教育機構 准教授
委員	伊藤 恵子		仙台市立富沢小学校 校長
委員	北野 博司		東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科 教授
委員	黒田 乃生		筑波大学芸術系 教授
委員	菅原 玲		東北工業大学地域連携センター 主任
委員	松 公男		郡山矢来町内会 会長
委員	三上 喜孝		国立歴史民俗博物館 教授
委員	吉田 歆		山形県立米沢女子短期大学 教授
助言者			文化庁文化財第二課調査官
助言者			宮城県教育庁文化財課

(2) 委員会活動状況

回数	開催日	内容
第1回	令和4年6月1日(水)	①保存活用計画(素案)第1章～第4章の検討 ②現地踏査
第2回	令和4年9月	①保存活用計画(素案)第5章～第9章の検討 ②前回検討分の修正案について
第3回	令和5年1月	保存活用計画(修正案)について
第4回	令和5年5月	保存活用計画(中間案)について
第5回	令和5年9月	保存活用計画(最終案)について

(3) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日～●月●日(●日間)に●●案のパブリックコメントを実施した。

①周知方法

市政だより，仙台市ホームページ・仙台市教育委員会ホームページへの掲載。
市政情報センター，区役所・総合支所，仙台市博物館，地底の森ミュージアム，歴史民俗資料館，陸奥国分寺・国分尼寺跡ガイダンス施設等にて配布・閲覧。

②意見聴取方法

郵送，ファックス，電子メールによる提出

③意見提出件数

●件(個人●件，団体●件)

④意見の内容

意見の概要とその対応については，仙台市ホームページで公開している。
(ホームページアドレス)

<http://www.city.sendai.jp/●●●●●●●●>

4 計画の構成と内容

- (1) 本計画は市民及び関係機関を対象に，史跡の保存管理・整備活用の基本方針を示すものとする。
- (2) 保存管理は，これまでの発掘調査の成果と現在の土地所有状況を踏まえて地区区分し，地区ごとにその方針を定めるものとする。
- (3) 整備活用の具体的な計画は，本計画をもとに別途定めるものとする。

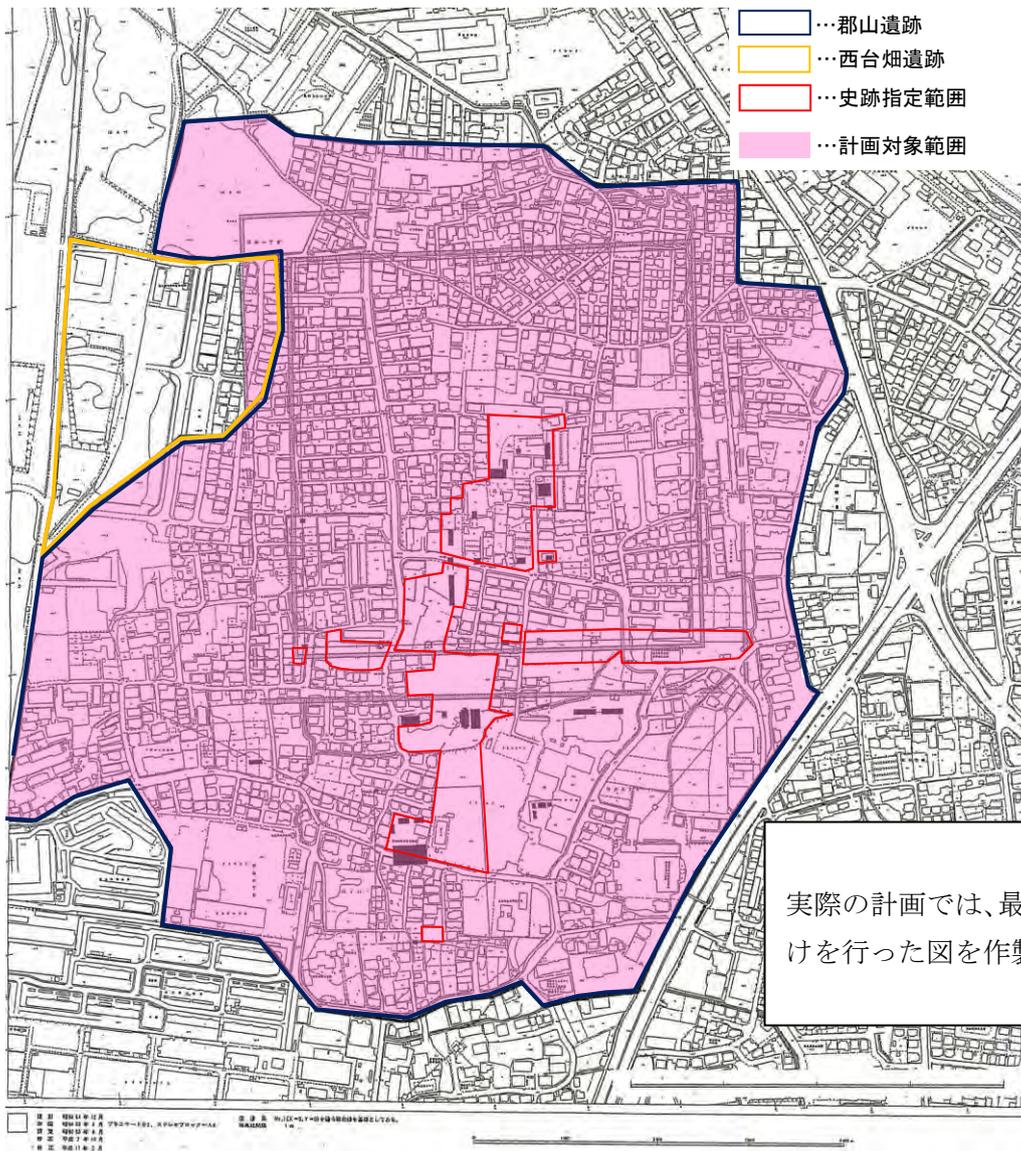
5 計画の期間

本計画は，現在の社会状況を踏まえてのものである。したがって，今後の社会状況の変化や史跡の保存，整備活用事業の進展に応じ見直しを図るものとする。そこで，本計画の期間は令和6年度～25年度の20年間とする。その後は社会環境の変化や調査研究の進展に応じて修正を加え，内容の充実を図る。

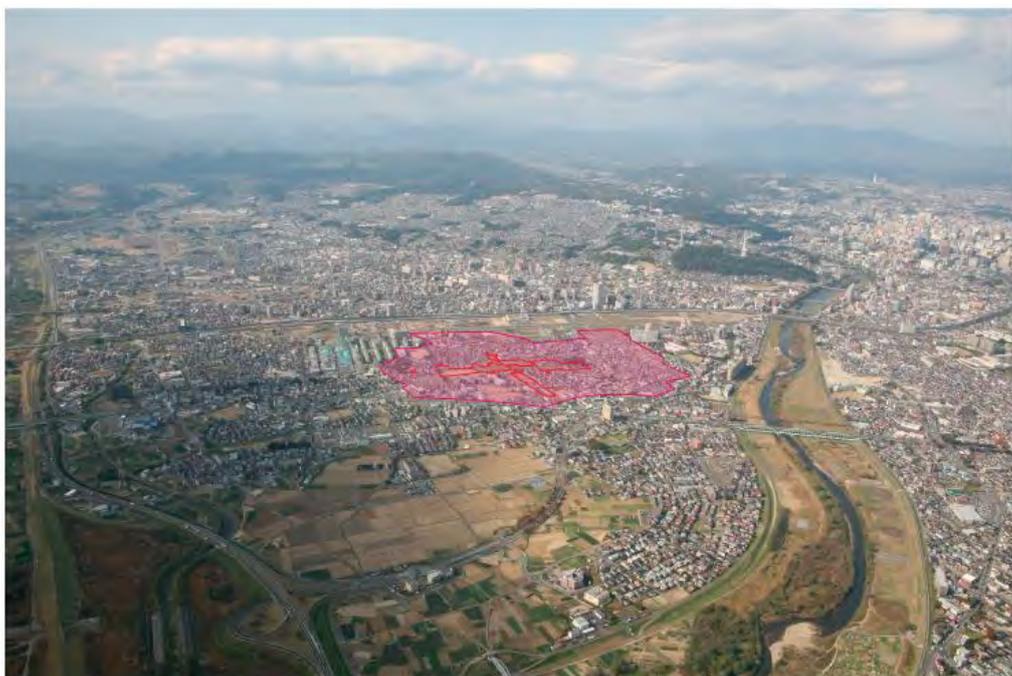
6 計画の対象範囲

史跡仙台郡山官衙遺跡群は，周知の埋蔵文化財包蔵地(＝遺跡)である郡山遺跡のうち，飛鳥～奈良時代の官衙(役所)・寺院跡の中枢部を史跡指定したものであり，史跡指定範囲の周辺にも官衙の範囲や，関連遺構の分布が広がっている。

そのため，本計画では史跡指定範囲を中心に，郡山遺跡の範囲および，隣接する西台畑遺跡のうち，現時点で官衙を構成する遺構の存在が想定される範囲を対象範囲とする。



第 図 計画の対象範囲



写真● 航空写真(平成 21 年・東から撮影)

7 関連する計画

(1) 本市上位計画

①「仙台市基本計画 2021-2030」(令和3年3月策定)

本市は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし、それを具現化する4つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまち」(基本計画 P9)を掲げている。その実現に向けた諸施策の中で、本史跡をはじめとする「貴重な文化財の保全と活用を進めるとともに、地域の歴史資産への関心を高める取り組みを進めます。」として、「学びを楽しむ環境をつくる」ことを目指しており(基本計画 P71)、本史跡もこの施策の一つに位置付けられる。

また目指す都市の姿のうち「杜の恵みと共に暮らすまちへ」(基本計画 P7)では、「仙台平野の原風景である居久根やランドマークとなる名木・古木など、みどりの歴史を継承し、活かす取り組みを進めます。」として、「歴史と趣を感じる景観をつくる」ことを目指しており(基本計画 P52)、本史跡においても史跡中心部にあるケヤキを活かした整備が求められる。

②「仙台市教育基本構想 2021」(令和3年3月策定)

本市は、前掲の「仙台市基本計画」の理念を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を教育における基本理念として掲げている。この実現に向けた6つの基本方針のうち、「基本方針V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」で「V-4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり」が位置付けられており(基本構想 P25)、具体的には「歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに、それらを有効に活用し、市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ、より一層学び、楽しめる機会を創出」することを取組方針として示している(基本構想 P57)。

(2) 本市の他の計画との関連

①「仙台しみどりの基本計画 2021-2030」(令和3年6月策定)

「基本方針3 みどりを誇りとするまち」の施策の柱の一つとして「⑧歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、継承する」ことが掲げられている。その中の「歴史・文化と調和するみどりの創出・充実」のための施策の一つとして「郡山遺跡整備事業」が位置付けられ、「郡山遺跡を市民が地域の歴史・文化に触れ親しむ場として整備し活用します」としている。

②仙台市都市計画マスタープラン(令和3年3月策定)

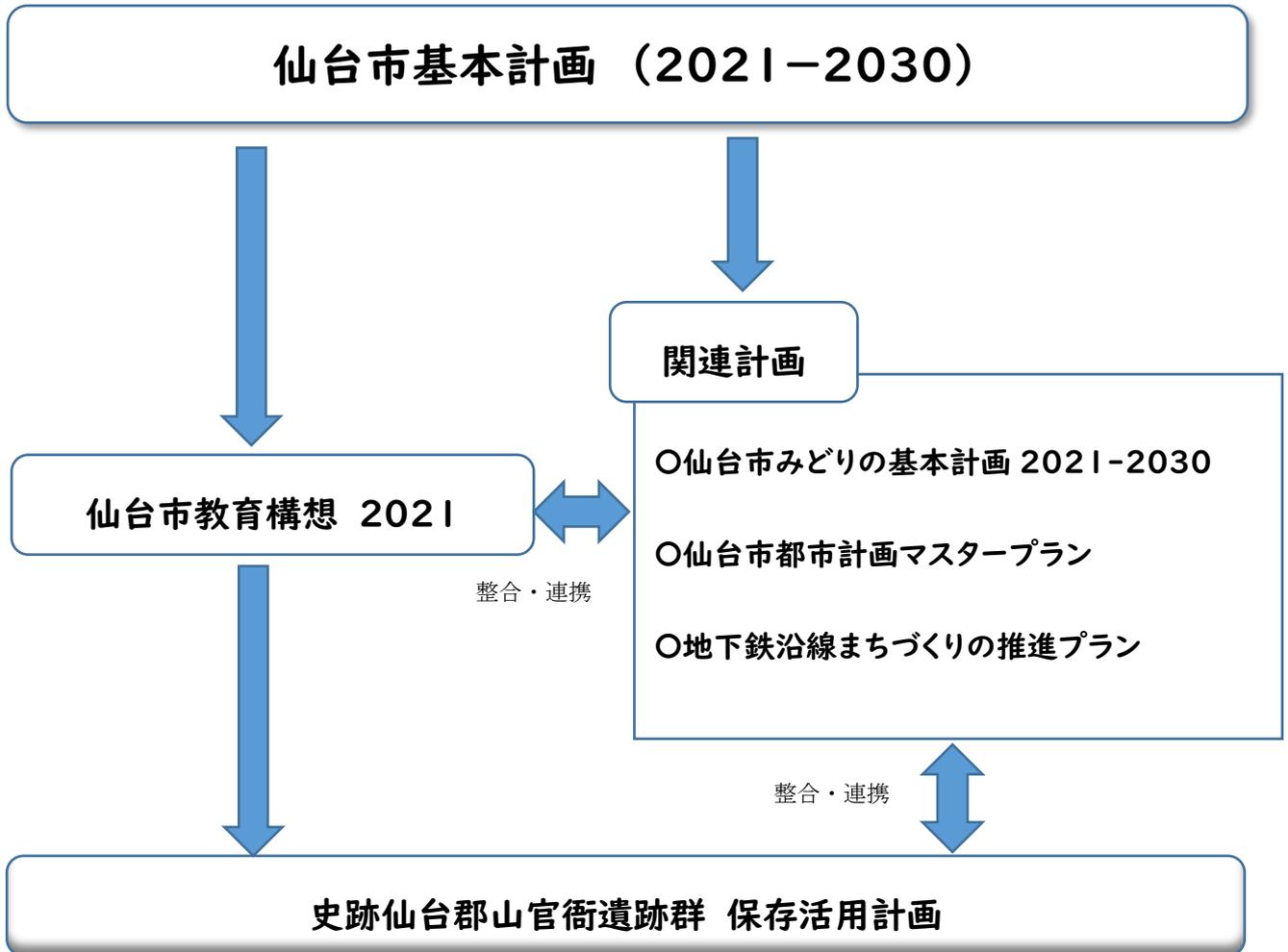
都市づくりの目標像として「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」が掲げられており、「基本方針1: 魅力・活力のある都心の再構築」や、「基本方針4: 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」に対して、各部門別の方針の一つとして「歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成」や「みどりと水による潤いのある都市空間の形成」などが挙げられており、本史跡の整備もこの方向性に則って行う必要がある。

③地下鉄沿線まちづくりの推進プラン(令和4年3月策定)

方針1『「安全安心で誰もが快適に暮らしやすいまち」の創造』のうち、方向性③「暮らしの質を高める美しい街並み景観の形成」において、「・・・農村の原風景ともいえる

居久根など、これら沿線の美しい地域景観資源の保全を図ります。」(プラン P18) とあり、本史跡中心部にあるケヤキもこの施策の一つとして位置付けられる。

また方針 3 『「多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち」の創造』のうち、方向性⑨「沿線の多様な資源に触れることができる空間の形成」において、「市内外から多くの人を訪れ、本市の新たな魅力や交流が生み出されるような、多様な機能・価値を持った開かれた空間の整備等を推進します。」(プラン P22) としており、本史跡においてもこの方向性を活かした整備が求められる。



第 図 主な関連計画との関係

(3) 開発計画

特になし

(4) 宮城県文化財保存活用大綱

平成 30 年 6 月の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として、令和 3 年 3 月に当該大綱が策定された。その中で、保存・活用に関する現状と課題の一つとして、個別の保存活用計画の変化する社会状況を踏まえた改定の必要性が指摘されている(大綱 P17)。また、そうした課題を踏まえた基本方針が 4 つ示されている(大綱 P46)。そのうち、方針 2 として「文化財の歴史的・文化的意義を地域と共有するとともに、保存・活用の方針を明確にするため、保存活用計画の策定を推進」すること(大綱 P52)や、方針 3 として、地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくこと(大綱 P53)などが示されている。

第2章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

1 指定の概要

(1) 指定に至る経緯

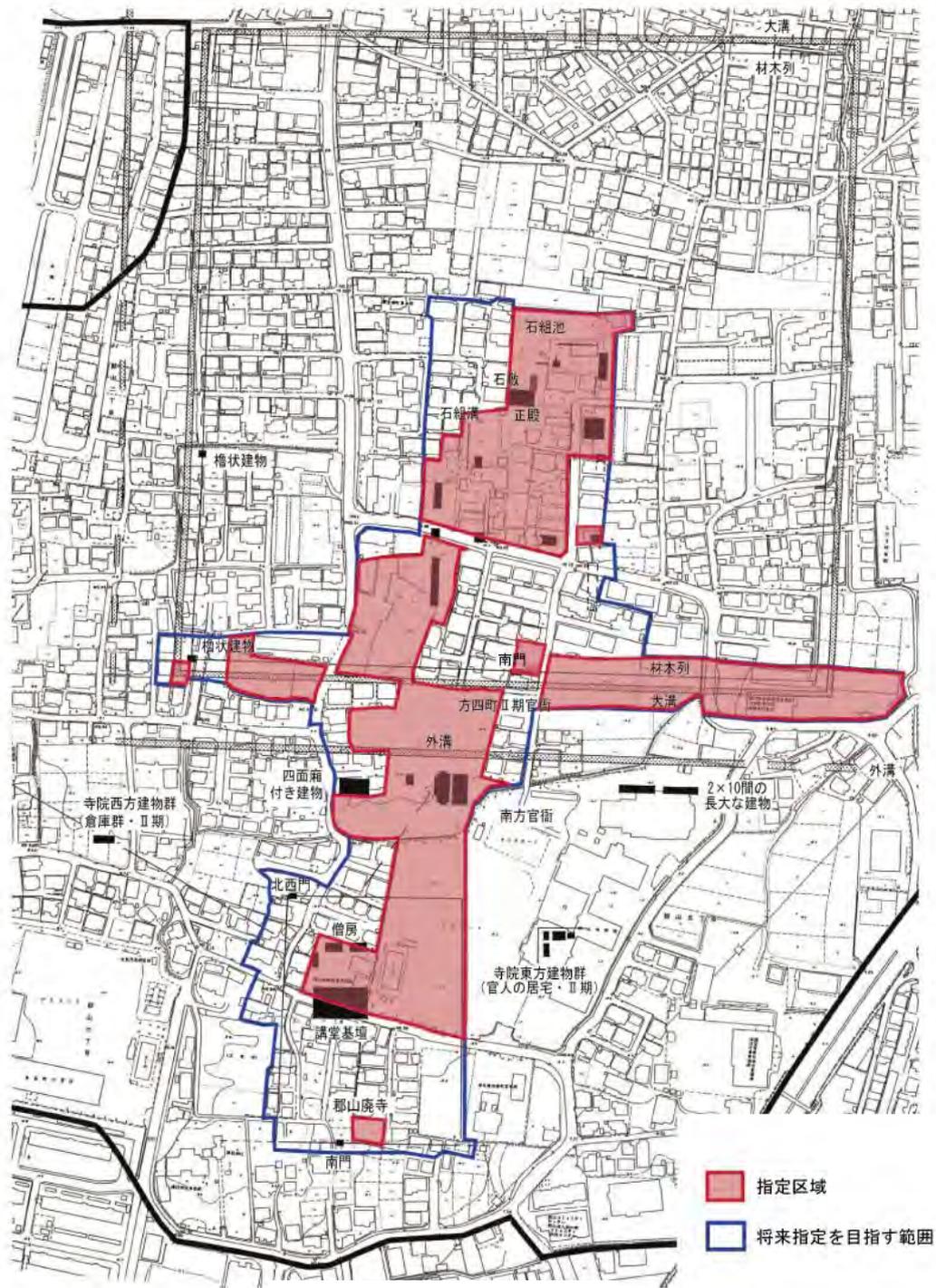
仙台郡山官衙遺跡群は、郡山遺跡の官衙中枢部等を部分的に史跡指定したものである。

郡山遺跡は、昭和 54 (1979) 年以來 44 年にわたる長年の調査により日本最古級の地方官衙(役所)跡として極めて重要な遺跡であることが判明している。本遺跡の範囲は、東西約 800m、南北約 900m で、その面積は約 60 万㎡である。そのうち I 期官衙および II 期官衙(寺院跡等を含む)の官衙域は、約 35 万㎡に及ぶ。その官衙域全体が重要な価値を持つものではあるが、周辺において開発が進む中で、優先的な保護を図るため、なかでも中枢部など最も重要とされる区域を史跡指定することとした。すなわち、7 世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵と考えられる I 期官衙の中枢部であり、また 7 世紀末葉から 8 世紀前葉にかけての多賀城以前の陸奥国府と考えられる II 期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域でもある約 9 万㎡を「国指定史跡を目指す範囲」とし、追加指定を行いながら段階的に国指定史跡化及び市有地化することとしたのである。

既指定地は、「国指定史跡を目指す範囲」のうち、市有地、国有地、史跡指定に地権者の同意が得られた民有地について、順次指定申請し、史跡指定を受けたものである。

(2) 指定概要

名称	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
種別	史跡
所在地	仙台市太白区郡山二丁目 11 番 20 他
指定年月日	平成 18 年 7 月 28 日 (平成 18 年文部科学省告示第 111 号)
面積	43,208.72 ㎡
追加指定日	平成 19 年 7 月 26 日 (平成 19 年文部科学省告示第 109 号)
面積	1,240.21 ㎡
	平成 23 年 2 月 7 日 (告示番号：文部科学省告示第 17 号)
面積	240.05 ㎡
	平成 29 年 10 月 13 日 (告示番号：文部科学省告示第 143 号)
面積	303.26 ㎡
	令和 2 年 10 月 6 日 (告示番号：文部科学省告示第 131 号)
面積	211.81 ㎡
	令和 4 年●月●日 (告示番号：文部科学省告示第●号)
面積	234.02 ㎡
指定全面積	45,438.07 ㎡
指定理由	本遺跡は、規模・構造・経営年代から見て太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重である。
根拠法令	文化財保護法第 109 条第 1 項



第 図 史跡指定範囲図

図 要修正

実際の計画では、最新の地図に色付けを行った図を作製する予定です。

指 定 告 示 仙台郡山官衙遺跡の史跡指定，追加指定に係る官報告示は以下のとおりである（横書き用に表記の一部を改め）。

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年七月二十八日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙 遺跡群 郡山官衙遺 跡 郡山廃寺跡	宮城県仙台市太白 区郡山二丁目	11 番 20
	同 郡山三丁目	121 番 3、122 番、123 番、123 番 1、123 番 2、 124 番 1、124 番 2、124 番 3、124 番 4、127 番 1 のうち実測 760.78 m ² 、127 番 2、127 番 3、127 番 10 のうち実測 720.50 m ² 、127 番 11 のうち実 測 107.75 m ² 、127 番 12、127 番 15、127 番 16、 127 番 18、127 番 22、127 番 23、209 番 1、209 番 2、210 番、211 番
	同 郡山五丁目	1 番 4、1 番 12、3 番、6 番、7 番 1、8 番、9 番、 10 番、14 番、25 番 13、31 番 1、38 番 2 のうち 実測 1.63 m ² 、38 番 3、39 番 1、39 番 2、40 番 2、41 番、42 番 12、44 番、45 番、47 番、50 番 2、51 番、52 番 2 のうち実測 7.03 m ² 、57 番のう ち実測 5484.82 m ² 、59 番 2、61 番 1、62 番、63 番 1、150 番 12
	同 郡山六丁目	212 番 1、212 番 5、216 番、217 番、218 番、219 番 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、宮城県仙 台市太白区郡山五丁目 44 番に北接する道路敷、同 郡山五丁目 4 番と同 5 番に北接する水路敷、同郡 山六丁目 216 番と同 221 番 7 に挟まれ同 219 番と 同 221 番 24 に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するもの については、地域に関する実測図を宮城県教育 委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧 に供する。

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	128 番 31
		同 郡山五丁目	2 番、4 番、5 番 11 番、12 番、13 番、19 番 1

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣 高木 義明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	126 番 2 のうち実測 209.27 m ² 、126 番 5 のうち実測 30.78 m ²
			備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	127 番 13

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年十月六日

文部科学大臣 萩生田 光一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十九年文部科学省告示第百四十三号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	30 番 1

○文部科学省告示第●号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和●年●月●日

文部科学大臣 ●● ●●

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号及び令和二年文部科学省告示第百三十一号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	31 番 6

指 定 説 明 仙台郡山官衙遺跡に係る指定説明・追加指定説明は以下の通りである(横書き用に表記の一部を改め)。

平成 18 年 7 月 28 日指定 説明
<p>仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。名取川とその支流広瀬川に挟まれた標高約 10m の自然堤防上に立地し、東北地方の政治・軍事の拠点、多賀城跡からは南西約 13 km の地である。古くから瓦類の出土により寺院と推定されていたが、昭和 54 年に民間開発に伴う発掘調査で多量の土器や掘立柱建物などが発見されたことから、翌年以降、仙台市教育委員会により発掘調査が継続されてきた。</p> <p>発掘調査の結果、遺跡は多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれたことが判明した。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっており、I 期官衙と II 期官衙と通称されている。</p>

I期官衙は東西約300m、南北約600mの規模をもつ。建物等の施設の方位は約30～40度東偏しており、これら全体の周囲は材木列（丸太材を立て並べた塀）と溝で区画されている。この中に材木列などに区画されたいくつかの施設が存在する。中枢部は東西90m、南北120mの規模をもち、区画に沿って建物が配置され、中央は広場となり、東辺に門を開く。この周囲に総柱建物の倉庫群や掘立柱建物と竪穴住居が併存する雑舎群、鍛冶工房と推定される竪穴住居などがある。

II期官衙はI期官衙の諸施設を全面的に撤去して同じ場所に造営された。方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもち、その外側に空閑地を挟んで外溝を巡らせている。この南側に郡山廃寺跡が計画的に配置される。区画南辺に門、南西隅と西辺上には櫓状建物が確認される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される桁行八間、梁行五間、面積約190㎡の大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池、石組溝などの特徴的な遺構からなる空間がある。このほか、正殿の東西に南北棟建物と総柱建物が一列に配置される。

郡山廃寺跡は東西120m前後、南北167mの規模で材木列で区画された中に講堂、金堂、塔、僧房などの存在が推定される。軒瓦は多賀城と同系統である。官衙の南方や郡山廃寺跡の東西にも大型建物が確認されており、関連した施設が広く展開していたことがわかる。

仙台郡山官衙遺跡群は七世紀半ば大化改新のころに成立し、奈良時代前半に造営された多賀城の成立期前後まで営まれていた。東北地方北半は奈良時代半ばころまで中央政府の支配が及ばない地域であり、多賀城は陸奥国府で奈良時代の鎮守府であった。『日本書紀』によれば、大化三年（647）に日本海側の越国に淳足柵が、翌年に磐舟柵が造営された。これとほぼ同時に成立した本官衙遺跡は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥における城柵、官衙遺跡で、陸奥地域の統治を行う施設と考えられる。このように本遺跡群は古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設と国家北辺における地域支配の展開過程の具体的様相を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財平成18年（2006）8月 515号』より引用）

平成19年7月26日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立したのち七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初は東西約300m、南北約600mの規模で約30～40度東偏し、官衙全体の周囲を材木列と溝で区画する。この中に材木列などに区画された施設を配する。改修後は同じ場所に方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもつ。この南側に講堂、金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。

仙台郡山官衙遺跡群は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥地域の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における東北地方支配の展開過程を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。このたび、条件の整った部分を史跡に追加し保護の万全を図ろうとするものである。

（『月刊文化財平成19年（2007）9月 528号』より引用）

平成 23 年 2 月 7 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初の官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30 から 40 度東偏する。改修後の官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷きおよび方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廢寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代から見て陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で欠くことのできない貴重なものであり、平成十八年に指定され、平成十九年に追加指定された。今回は、条件の整った部分を史跡に追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成 23 年(2011)2 月 569 号』より引用)

平成 29 年 10 月 13 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30～40 度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廢寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成 29 年(2017)9 月 648 号』より引用)

令和 2 年 10 月 6 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30～40 度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、

梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷き及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年、二十九年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の南部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和2年(2020)9月 683号』より引用)

令和4年●月●日追加指定 説明

(This area is currently blank in the provided image.)

(3) 管理団体

史跡名称 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
 指定年月日 平成19年1月17日(文化庁告示第2号)
 管理団体名 宮城県仙台市
 根拠法令 文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項
 指定告示 ○文化庁告示第二号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十九年一月十七日

文化庁長官 近藤 信司

上 欄		下 欄
名 称	指 定 告 示	地 方 公 共 団 体
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省 告示第百十一号	仙台市(宮城県)

2 史跡をとりまく環境

(1) 自然環境

① 位置と地形

仙台市は市域の北端から西端にかけて、東北地方の脊梁と言われる奥羽山脈が走り、市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高 1,500m）をはじめ、標高 1,000m 級の山並みが連なっている。その東には、広い丘陵地が続き、その間を七北田川、広瀬川、名取川が東流して太平洋に注ぎ、これら 3 河川の堆積によって形成された平野が丘陵地の東側に広がっている。中流域には河岸台地や段丘が発達し、これらと丘陵地の一部は主として市街地、西部の山地と丘陵地は山林、東部の低地は主に農耕地となっている。仙台郡山官衙遺跡群がある太白区は、市の南部に位置し、東は太平洋、西は山形県境と接し、名取川に沿って東西に帯状に延びている。

仙台郡山官衙遺跡群は仙台市南部の太白区郡山に所在し、市街中心部から東南約 5 km に位置し、J R 東北本線長町駅の東側一帯に広がる。郡山遺跡の範囲は東西 800m、南北 900m 程で、面積は約 60 万 m² である。仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、標高 8～11m の自然堤防と後背湿地上に立地している。



第 図 仙台市と仙台郡山官衙遺跡群の位置

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。(承認番号 平 19 東複第 224 号)

② 気候

気候は、太平洋に面した海洋性気候のため、寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために、積雪も少ない特徴がある。過去 10 年間（2010～2019 年）の記録では、年平均気温が 13.2℃（最高 37.3℃、最低 -7.4℃）、平均年間合計降水量は 1,281.1 mm となっている。

③ 景観

昭和 50 年代中頃までは農地の多い地区だったこともあり、西方には太白山（標高 320.61m）が眺望できた。官衙が造営された時も太白山が眺望できたと想定され、官衙における儀式等への関連性も推測されている。

しかし、近年は高層建築物の増加に伴い、史跡地から太白山が見える地点は極僅かとなっている。



遺跡内から太白山を望む（昭和 50 年代撮影）

(2) 歴史的環境

① 発掘調査の成果

【調査に至る経緯】

郡山遺跡については、大正年間に漆入りの平瓶が出土したことで遺跡として世に知られるようになり、さらに昭和 20 年代には多量の瓦が出土したことから寺院跡の存在などが考えられてきた。しかし、昭和 54 年の開発に対応した発掘調査が実施されるまでは、遺跡の詳細について不明なままであった。

調査の初年度となる昭和 54 年の発掘調査は、遺跡東部で実施された民間の宅地造成に伴う事前調査である。この調査で真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、ロクロ挽き重弧文軒平瓦びんがわや円面硯えんめんけんなどが出土した。それにより多賀城創建以前の官衙の存在が予想された。この調査成果を受けて、仙台市は文化庁ならびに宮城県教育委員会と協議し、昭和 55 年より国庫補助事業による郡山遺跡の緊急範囲確認調査を実施することとなった。昭和 55 年から平成 16 年までに 5 次にわたる調査を実施し、平成 17 年からは補足調査を行っている。



多量に出土した瓦（昭和 20 年代）



昭和 54 年度調査区全景

【第 1 次 5 カ年計画（昭和 55～59 年度）】

遺構群には、真北から 30～33° 東に振れる遺構群と真北方向の遺構群が存在し、重複関係から前者が後者より古いことを確認し、前者を「Ⅰ期官衙」、後者を「Ⅱ期官衙」とした。また、Ⅱ期官衙外郭となる材木列と大溝のいずれかを東、西、南、北の各辺で確認し、Ⅱ期官衙が概ね方四町ほうよんちよう（約 428m）であることが判明した。さらに遺跡南部で基壇建物跡を発見し、軒丸瓦のきまるがわらや鷗尾しびが出土したこと、木簡が 3 点出土し、「学生寺」の文字が確認できるものや写経用定木じようぎが含まれていたことから寺院（郡山廃寺）の存在が明らかとなった。



方向の異なる掘立柱建物跡
（第 44 次調査）



写経用定木
（第 15 次調査）

【第2次5ヵ年計画（昭和60年～平成元年度）】

方四町Ⅱ期官衙の中央部で正殿と考えられる四面廂付建物跡と方形の石組池跡が発見された。方形の石組池跡は奈良県明日香村石神遺跡などの飛鳥地方の宮殿やその周辺から発見されているのみであり、本遺跡の性格を究明するにあたりきわめて重要な遺構と位置付けられた。また、方四町Ⅱ期官衙南辺中央にて南門も確認された。郡山廃寺では基壇建物の北側で僧房と考えられる建物群を、また伽藍北辺で材木列と北西隅門を確認した。Ⅰ期官衙では中枢部を構成する板塀跡や建物跡が方四町Ⅱ期官衙の中央東寄りで見出されている。

なお、第2次～第3次5ヵ年計画実施期間中に、遺跡南東部に位置する郡山中学校の建替えに伴う事前調査（第65次調査）を実施した。この調査によりⅡ期官衙を構成する重要な遺構群である「寺院東方建物群」「南方官衙」が確認された。



正殿跡（第83次調査）



石組池跡・石組溝跡
（第83次調査）



Ⅱ期官衙南門跡
（第56次調査）

【第3次5ヵ年計画（平成2～6年度）】

Ⅰ期官衙の南、西辺を確認した。また、Ⅰ期官衙南辺付近の遺構と重複してⅡ期官衙の倉庫風の建物群も発見され、これらは「寺院西方建物群」と呼称している。なお、遺跡に隣接する旧長町貨物駅跡地に郡山遺跡と同時期と見られる竪穴住居跡が多数存在することが明らかとなった（長町駅東遺跡）。



Ⅰ期官衙南辺とⅡ期官衙寺院西方建物群
（第96次調査）

【第4次5ヵ年計画（平成7～11年度）】

方四町Ⅱ期官衙中枢部には官衙の中軸線を挟んだ東西両側に複数の南北棟建物が建ち並ぶ様相が明らかとなった。また、そのⅡ期官衙の建物跡と重複してⅠ期官衙中枢部の建物跡や塀跡があり、その南東辺の中央で門跡を確認した。郡山廃寺では寺域の南辺と東辺および八脚門（南門）を確認している。



郡山廃寺南門跡（第128次調査）

【第5次5ヵ年計画（平成12～16年度）】

方四町Ⅱ期官衙と郡山廃寺の間に位置する南方官衙地区では、二面廂や三面廂付の規模の大きな建物跡が確認された。また、方四町Ⅱ期官衙外郭大溝の外側に平行して、同じような溝跡（外溝）が巡っていることが明らかとなった。なお、これらの遺構と重複してⅠ期官衙の東辺（材木列や溝跡）が検出されており、この延長部分をⅠ期官衙中枢部付近の調査でも確認している。



南方官衙（第138次調査）

【補足調査（平成17年度～）】

平成17年度からは、その時点で持ち越しとなった課題についての補足的な調査を行うこととした。方四町Ⅱ期官衙外側の北西部並びに東辺部では、外郭大溝に並行する外溝を確認し、特に北西部では外溝の北西隅を確認している。なお、平成20年度に郡山遺跡の南西1.5kmに所在する大野田官衙遺跡において、郡山遺跡Ⅱ期官衙に関連すると考えられる官衙跡が発見されたため、平成21年度・22年度は郡山遺跡の補足調査を休止し、大野田官衙遺跡について範囲確認と性格究明を目的とした調査を実施している。

また、平成23年度以降の郡山遺跡における補足調査は東日本大震災の影響により休止していたが、令和元年度に再開し、Ⅱ期官衙中枢部の調査を行っている。



Ⅱ期官衙外溝北西隅（第180次調査）



Ⅱ期官衙中枢部南北棟建物跡
（令和3年度調査）

【調査成果のまとめ】

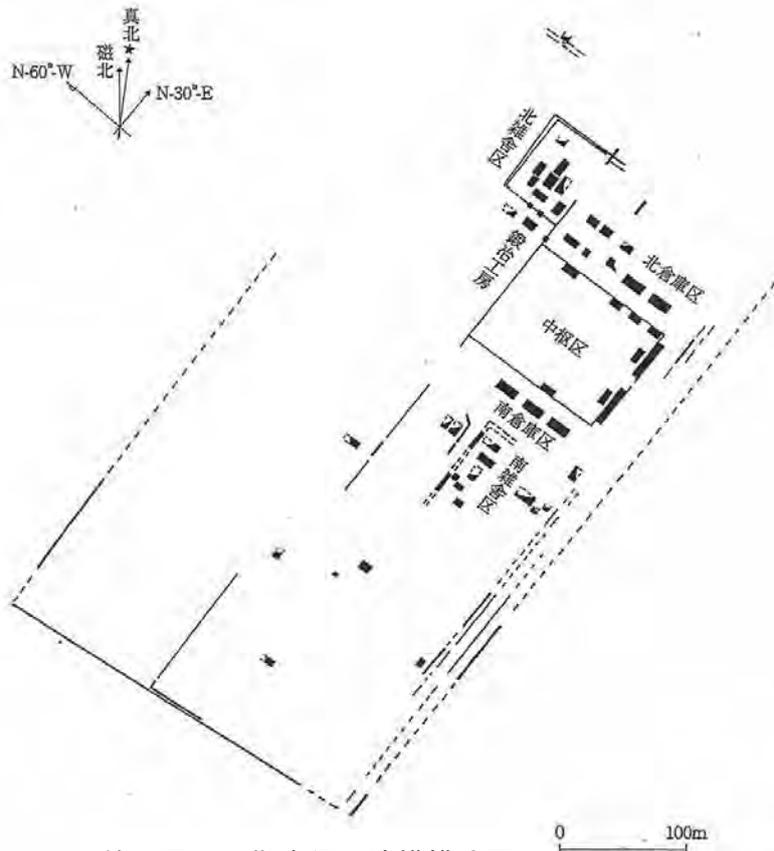
郡山遺跡は日本書紀などの文献史料には記載のない遺跡である。このため遺構の年代、性格や意義については大部分が発掘調査の成果に基づいている。

〈I期官衙〉（第●図、第●図）

I期官衙は、材木列によって区画されている。方向は真北から東に30～33°程振れており、規模は北東～南西が約600m以上、北西～南東が約300m、面積は約18万㎡以上である。官衙の正面は名取川と広瀬川の合流点方向の南東辺である。なお、外側の材木列は2～4時期の変遷があり、北部から南部へ拡大していった様相が窺える。

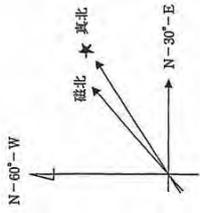
官衙の中枢部は一本柱列か板塀により区画されており、規模は北東～南西が約92m、北西～南東方向が約120mである。建物はこの塀に密着するように建てられているため、区画内部は広場状の空地となっている。官衙の正面と考えられている南東辺の中央には門が設置されている。なお、中枢部の建物は2時期の変遷が認められている。中枢部の周辺には総柱建物によって構成される倉庫群、掘立柱建物と竪穴建物による雑舎群、櫓状建物によって警備された武器関連の工房群、竪穴住居が集中する竪穴群などがあり、各群が機能によって院を構成していたと考えられる。

これらの院の機能としては、物資の集積、武器や武具の製作・修理、兵士等の人員の集中などが考えられる。なお、官衙全体や中枢部の規模が広いこと、畿内産土師器の出土などから、律令国家と直結した官人の派遣される国家的施設であると考えられる。年代は7世紀中ごろから末葉にかけてと推定され、立地からは広瀬川と名取川の河川交通と密接な関係を有していることが窺え、太平洋の海路に直結する重要な拠点であるといえる。よってこの官衙は太平洋沿岸に設置された城柵と考えられ、同時期に日本海側の拠点として設けられた渟足ぬたり柵のき いわふねのきと対応する城柵と位置付けられる。



第 図 I期官衙の遺構模式図

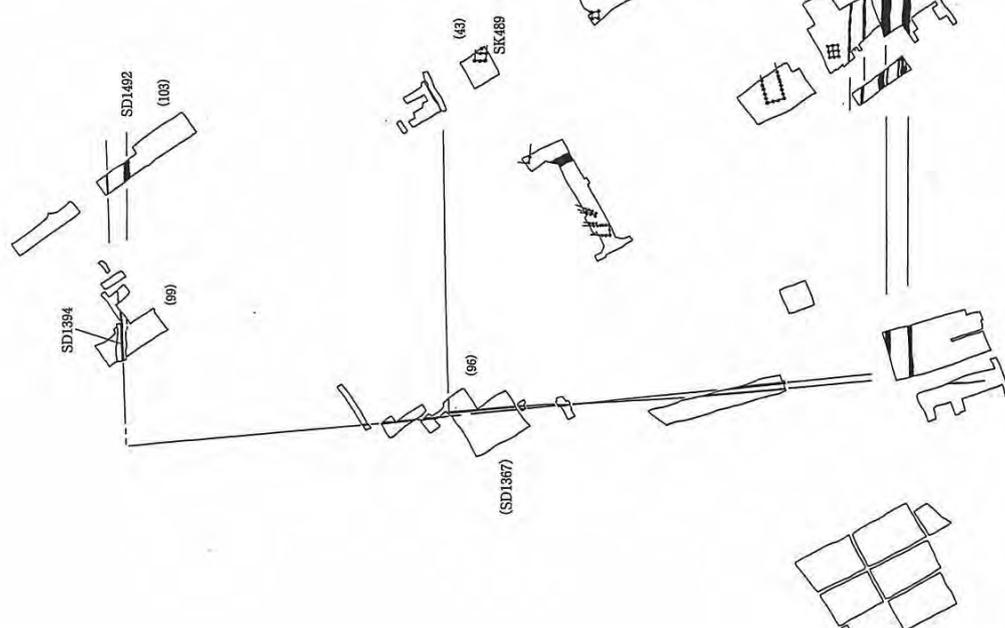
武器関連の工房跡から
出土した小札(鏝の部品)



織内産土師器



武器関連の工房跡



織内産土師器が出土した竪穴建物跡



総柱建物による倉庫跡



塀に密着する
中樞部建物跡



第 図 I 期官衙遺構全体図

〈Ⅱ期官衙〉 (第●図, 第●図)

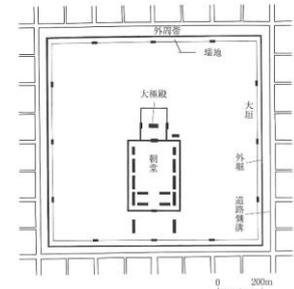
Ⅱ期官衙は、Ⅰ期官衙を取り壊し、概ね真北方向を基準として造り替えられている。方四町Ⅱ期官衙、南方官衙、寺院西方建物群、寺院東方建物群、郡山廃寺などから構成される。方四町Ⅱ期官衙の外郭は材木列と大溝、さらにその外側の外溝によって区画されている。材木列は直径約30cmのクリ材を立て並べたもので、東西約425～431m、南北約424mのほぼ正方形で、材木列から約7m外側に幅約3～5mの大溝、大溝の約45m外側に幅約3mの外溝を巡らせている。大溝と外溝との間は空閑地となっている。なお、材木列の南辺中央には門、南西隅と西辺上には櫓状の建物がある。外郭で囲まれた内部の中央やや南よりには中枢部(政庁)がある。正殿と考えられる四面廂の建物は中枢部の北寄りに位置し、その南側には2列の南北棟の建物や東西棟の建物が、中央に広場を持つように「ロ」字状あるいは「コ」字状に整然と配置されている。これらの建物は大きく2時期の変遷が見られる。正殿の北側には、石敷の広場、石組池、石組溝、床貼りの建物などがある。石組池を中心としたこれらの遺構は、7世紀に都のあった飛鳥の石神遺跡の石組池との比較検討から、蝦夷の服属儀礼が行われた場所であると推定されている。



石神遺跡の石組池

この方四町Ⅱ期官衙の南にある南方官衙には、正殿と同等かそれ以上の規模の建物、長大な建物などが整然と配置されている。寺院西方建物群は倉庫風の建物が材木堀で区画され、寺院東方建物群は四面廂付建物を中心に小規模な建物で構成されている。

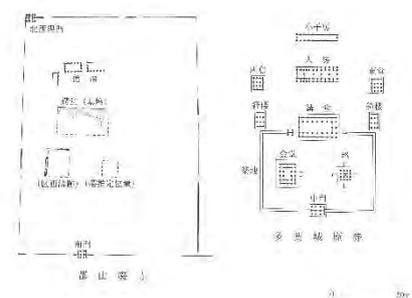
Ⅱ期官衙は、全体の平面形がほぼ正方形であることや中枢部が中央部からやや南に位置する点、官衙の外側に空閑地を巡らすという点で藤原宮の構造と類似していることから、藤原宮の宮城をモデルに設計されたと考えられる。このような様相から、Ⅱ期官衙は単なる地域の支配拠点としての評衙や城柵ではなく、より重要度が高い陸奥国の国府であったと見られる。造営の年代は7世紀末葉と考えられるが、終末の時期は多賀城創建頃と推定される。南方官衙は8世紀中頃までは機能していたと考えられる。



藤原宮

〈郡山廃寺〉 (第●図)

南方官衙の南に位置し、Ⅱ期官衙と同様に概ね真北方向を基準として造られている。材木堀によって区画され、その規模は東西120～125m、南北167mである。材木堀の南辺には八脚門が設けられている。区画内の中央西寄りには講堂跡と推定される基壇跡があり、その北側には僧房と考えられる建物跡が「コ」字状に配置されている。講堂の南側で溝により区画された一画から多量の瓦が出土することから、この付近に瓦葺建物が存在したと考えられ、建物配置から金堂の可能性もある。また、この東側には巨石が出土したとの伝承地があり、塔跡の存在が考えられる。伽藍配置や軒丸瓦の文様から多賀城廃寺の前身となる寺院である。造営の時期はⅡ期官衙と同じ7世紀末葉と推定され、終末は南方官衙と同じく8世紀中頃と考えられる。



郡山廃寺と多賀城廃寺

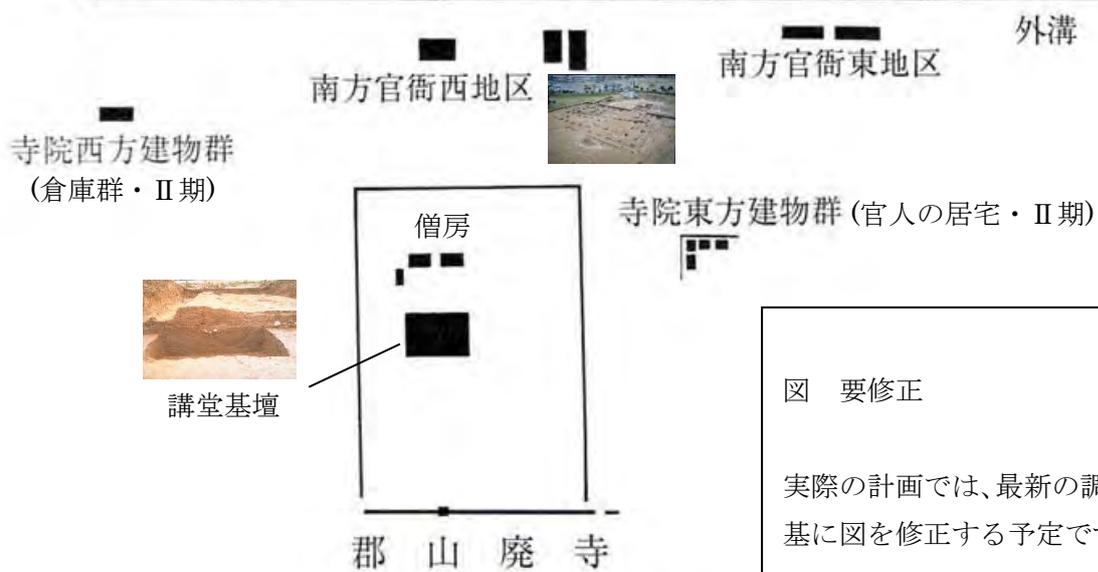
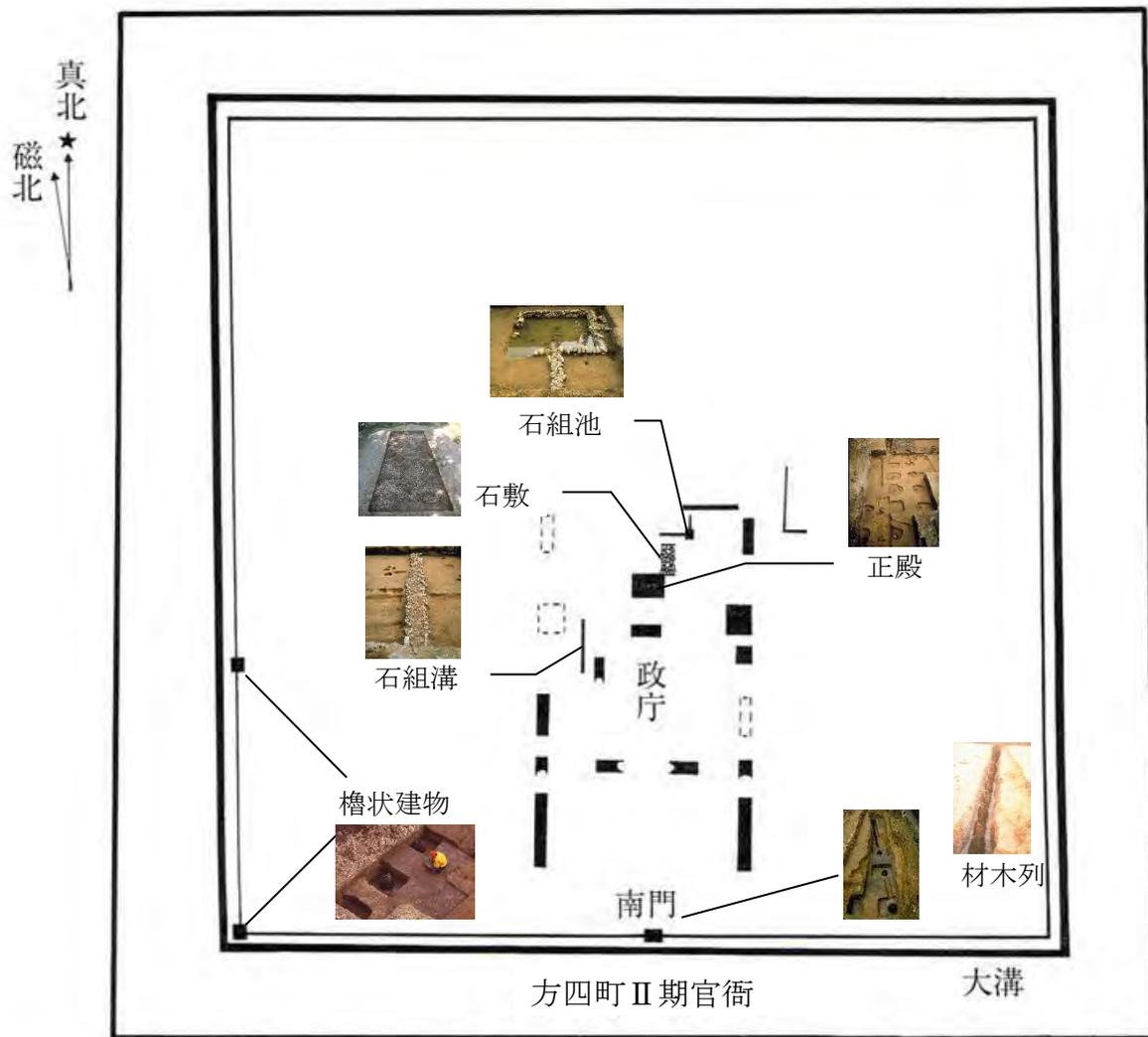


図 要修正

実際の計画では、最新の調査成果を
基に図を修正する予定です。

第 図 Ⅱ期官衙・郡山廃寺の遺構模式図

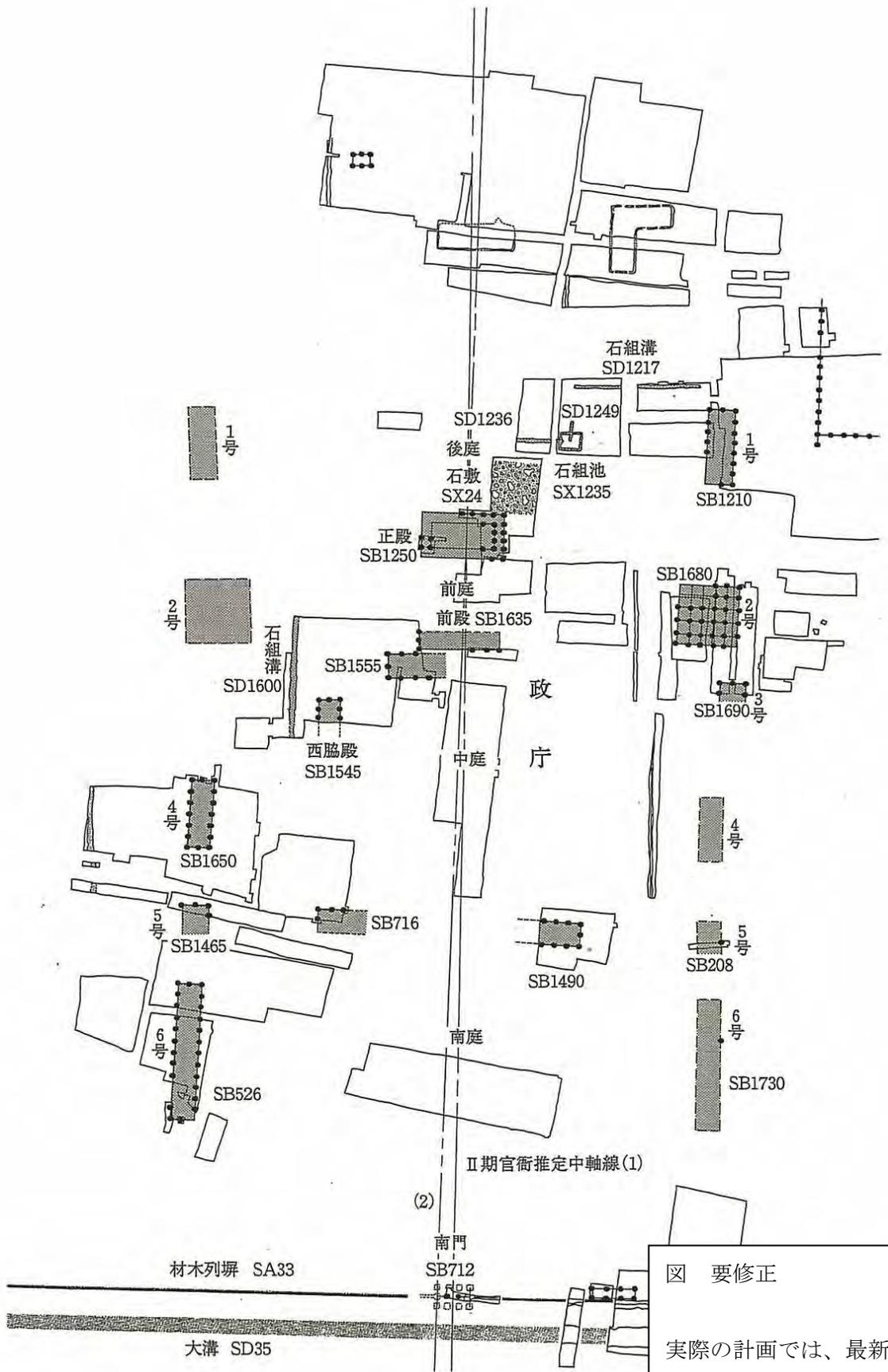
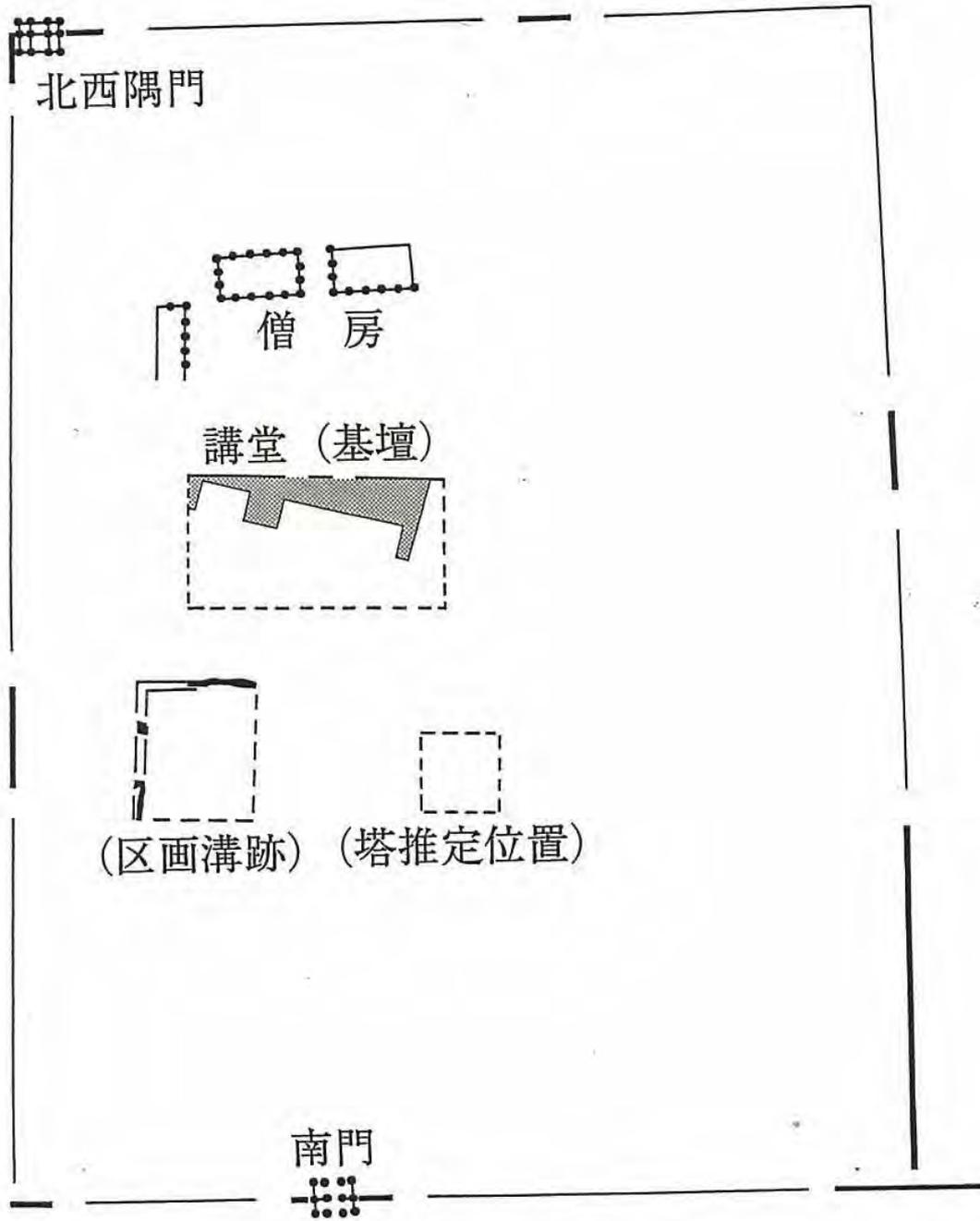


図 要修正
 実際の計画では、最新の調査成果を基に図を修正する予定です。

第 図 II期官衙中枢部遺構全体図



郡山廃寺

第 四 郡山廃寺遺構全体図

第 表 古代史年表

時代	西暦	年号	日本の主な出来事	陸奥国関係古代史
飛鳥時代	637		上毛野君形名を将軍に任じ、蝦夷を討つ	
	645	大化 1	大化改新が始まる	
	647			淳足柵(新潟県)を造る
	648			磐舟柵(新潟県)を造る
	652	白雉 3	難波長柄豊碓宮が完成	
	653			石城評が建てられる
	658~60		阿倍比羅夫、日本海沿岸を北上する大航海を行う	阿倍比羅夫、各地の郡領を任命・叙位する
	659		3月 甘樫丘東の川原に須彌山を造り、陸奥と越の蝦夷を饗す	
	660		5月 肅慎を須彌山で饗す	
	663		白村江の戦い	
	672		壬申の乱	
	685		3月 諸国の家ごとに仏舎を造らせる	
	686	朱鳥 1	9月 天武天皇崩御	
	688		12月 飛鳥寺西樹下に蝦夷男女 213 人を饗す 冠位を授け、物を賜う	
	689			陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許す
	690		1月 持統天皇即位	
694		12月 藤原京に都を遷す		
701	大宝 1	8月 大宝律令完成する		
702		6月 遣唐使粟田真人ら出発す		
704		4月 諸国の印を鑄る	陸奥国で戸籍を作成する	
704		7月 粟田真人帰朝		
708	和銅 1		越後国に出羽郡を置く	
709		2	3月 陸奥国鎮東將軍に巨勢麻呂、征越後蝦夷將軍佐伯石湯らを派遣し蝦夷を討つ	
奈良時代	710	和銅 3	3月 平城京に都を遷す	
	712			9月 出羽国を置く
				10月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移す
	713			12月 陸奥国に丹取郡を建てる
	715	霊亀 1		5月 相模、上総、常陸、上野、武蔵、下野の富民 1000 戸を陸奥国に配する
				10月 陸奥国香河村、閑村に郡家を建てる
	717		3月 里制を改め、郷里制とする	
	718	養老 2		5月 陸奥国から石城、石背の二国を分置する
	720		4	9月 陸奥国の蝦夷反乱し、按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷將軍多治比縣守らを派遣する
	721		5	10月 柴田郡の二郷をさき刈田郡を置く
	722		6	8月 諸国より柵戸一千人を陸奥鎮所に配する
	724	神亀 1		3月 陸奥国の海道蝦夷反し、大掾佐伯兒屋麻呂を殺す
			1	4月 海道蝦夷を征するため、持節大將軍藤原宇合らを派遣する
				※多賀城碑によればこの年に多賀城を置く
	728		5	4月 新たに白河軍団を置き、丹取軍団を改めて玉作軍団となす
	730	天平 2		1月 陸奥国の田夷村に郡家を建て、百姓となす
	737		9	1~4月 陸奥按察使大野東人の請により、多賀城から出羽柵への直路を開くことを試みる。持節大使兵部卿藤原麻呂らを派遣する
	741		13	2月 国分寺創建の詔
749	天平勝宝 1		1月 陸奥国小田郡より初めて黄金を貢ずる	
760	天平宝字 4		12月 雄勝城、桃生柵の造営終る	
767	神護景雲 1		10月 伊治城の造営終る	
		1	10月 陸奥国に栗原郡を置く、もと伊治城なり	
774	宝亀 5		7月 陸奥国の海道蝦夷、桃生城を侵し、その西郭を敗る	
		7	11月 陸奥の軍 3000 人を発して胆沢の賊を討つ	
780		11	2月 陸奥国の軍士 3000 人を差発し、3月、4月に賊地に進み覺繁城をつくり、胆沢の地を得んとする	
		11	3月 陸奥国上治郡の大領伊治咎麻呂、按察使紀広純らを殺し多賀城をおとす	
784	延暦 3		11月 長岡京に都を遷す	
平安時代	794	延暦 13	10月 平安京に都を遷す	
	797			11月 坂上田村麻呂を征夷大將軍となす
	802		21	1月 陸奥国に胆沢城を造らせる 4月 蝦夷の首領阿弼利為ら投降する

郡山二期官衙

郡山二期官衙

第 表 郡山遺跡調査年次一覽

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
	昭和54年度 (1979)		郡山3丁目遺跡	事前調査 (宅地造成)	930	受託
	計		1地区		930	
第一次五ヶ年計画	昭和55年度 (1980)	1	推定外郭内北西地区	範囲確認	125	国庫補助
		2	推定外郭内中央区	範囲確認	300	
		3	推定外郭内中央区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	125	
		4	外郭線南辺	範囲確認	530	
		5	推定外郭内南西区	範囲確認 (倉庫新築)	20	
		6	推定外郭内北西区	範囲確認 (住宅新築)	20	
		7	外郭線南西コーナー	範囲確認	125	
		8	外郭線南辺	範囲確認	42	
		9	外郭線南辺	範囲確認	57	
	昭和56年度 (1981)	10	推定付属寺院南端地区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	60	国庫補助
		11	推定外郭線東辺地区	範囲確認	80	
		12	推定付属寺院跡中央地区	範囲確認	300	
		13	推定付属寺院跡西部地区	事前調査 (宅地造成)	370	受託
		14	推定外郭線北辺地区	範囲確認 (保育所増築)	40	国庫補助
		15	推定付属寺院跡東端地区	範囲確認	400	
		16	推定外郭線西辺地区	範囲確認	80	
		17	推定外郭線東辺地区	範囲確認	140	
		18	外郭線東辺地区	範囲確認 (側溝改修工事)	170	
		19	推定方四町北東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	
		20	推定方四町南東地区	範囲確認 (飲食店新築)	10	
		21	推定方四町外郭北地区	範囲確認 (住宅解体新築)	12	
		22	外郭線南辺地区	範囲確認 (事務所兼住宅新築)	8	
	昭和57年度 (1982)	23	推定方四町外郭南西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	15	
		24	推定方四町中央北地区	範囲確認	2,100	
		25	推定方二町寺域中央西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	3	
		26	推定方四町外郭北辺地区	範囲確認 (店舗兼住宅解体新築)	5	
		27	推定方四町西外地区	範囲確認 (住宅新築)	18	
		28	推定方二町寺域西外地区	範囲確認 (住宅新築)	27	
		29	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	9	
		30	推定方四町北地区	範囲確認 (住宅新築)	36	
		31	推定方四町中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	180	
		32	推定方四町外郭東地区	範囲確認 (保育所増築)	9	
		33	推定方二町寺域北辺地区	範囲確認 (住宅増築)	13	
		34	推定方二町寺域東外地区	範囲確認	410	
	昭和58年度 (1983)	35	推定方四町中央北地区	範囲確認	1,400	国庫補助
		36	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	9	
		37	推定方四町北西地区	範囲確認 (住宅新築)	12	
		38	推定方二町寺域南東地区	範囲確認 (倉庫増築)	150	
		39	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	16	
		40	推定方四町中央地区	範囲確認 (住宅新築)	20	
		41	推定方四町外南東地区	範囲確認	520	
		42	推定方四町南辺南西地区	範囲確認 (宅地造成擁壁工事)	37	
	昭和59年度 (1984)	43	推定方四町官衙外郭南辺	範囲確認 (住宅新築)	150	国庫補助
		44	推定方四町官衙南地区	範囲確認	1,000	
		45	推定方四町官衙南外地区	範囲確認 (住宅新築)	40	
		46	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	
		47	推定方四町官衙外郭西辺	範囲確認 (住宅新築)	50	
		48	推定方四町官衙中央南地区	範囲確認	800	
		49	推定方四町官衙西・北地区	範囲確認 (水道管理設工事)	315	
計		49地区		10,428		
第二次五ヶ年計画	昭和60年度 (1985)	50	Ⅱ期官衙外郭北部地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	12	国庫補助
		51	Ⅱ期官衙推定政庁中央地区	範囲確認	570	
		52	Ⅱ期官衙外南東地区	範囲確認 (住宅新築)	52	
		53	Ⅱ期官衙中央南地区	範囲確認 (住宅新築)	21	
		54	Ⅱ期官衙推定政庁北東地区	範囲確認	280	
		55	Ⅱ期官衙推定政庁南西地区	範囲確認	370	
		56	Ⅱ期官衙外郭南門地区	範囲確認 (住宅解体新築)	24	
		57	Ⅱ期官衙推定政庁東辺地区	範囲確認 (側溝工事)	200	
		58	推定方二町寺域南地区	範囲確認 (宅地造成)	90	
		59	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (水道管理設工事)	190	

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
第二次五ヶ年計画	昭和61年度 (1986)	60	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	50	国庫補助
		61	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	370	
		62	寺域北西地区	範囲確認 (住宅新築)	130	
		63	寺域中央地区	範囲確認	860	受託
		64	遺跡南端	事前調査 (高压送電線鉄塔建設)	80	
		65	寺域東方地区	事前調査 (郡山中学校校舎建設) 昭和61～平成2	6,660	仙台市 関連事業
		66	寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	38	国庫補助
	67	Ⅱ期官衙東外地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20		
	昭和62年度 (1987)	68	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (集合住宅新築)	80	国庫補助
		69	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認 (共同住宅新築)	50	
		70	廃寺南西地区	範囲確認	2,018	
		71	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	
		72	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	45	
		73	遺跡隣接地 (北目城跡)	範囲確認 (住宅新築)	55	
	昭和63年度 (1988)	74	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認	170	国庫補助
		75	Ⅱ期官衙外東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20	
		76	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (住宅新築)	15	
		77	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	2,080	
		78	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅解体新築)	5	
		79	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	
		80	Ⅱ期官衙外郭東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	15	
		81	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (通信中継所建設)	100	
	平成元年度 (1989)	82	Ⅱ期官衙北西地区	範囲確認 (住宅新築)	50	国庫補助
		83	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	1,620	
		84	郡山廃寺北方地区	事前調査 (宅地造成) ～平成2	229	
		85	Ⅱ期官衙南方地区	事前調査 (宅地造成) ～平成2	627	受託
	計		36地区		17,266	
第三次五ヶ年計画	平成2年度 (1990)	86	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認	473	国庫補助
		87	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	275	
		88	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	80	
		89	Ⅱ期官衙外郭南外地区	範囲確認	429	
	平成3年度 (1991)	90	Ⅱ期官衙北地区	範囲確認 (水道管理設工事)	515	国庫補助
		91	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認	700	
		92	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	8	
	平成4年度 (1992)	93	南方官衙西地区	事前調査 (宅地造成)	600	受託
		94	南方官衙東地区	事前調査 (宅地造成)	116	受託
		95	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		96	Ⅰ期官衙南西地区	範囲確認	540	
		97	Ⅱ期官衙外郭南辺地区	範囲確認 (道路工事)	114	
	平成5年度 (1993)	98	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	国庫補助
		99	Ⅰ期官衙西部地区	範囲確認	350	
		100	Ⅰ期官衙南部地区	範囲確認	180	
	平成6年度 (1994)	101	Ⅱ期官衙中央地区	事前調査 (市道拡幅)	590	市関連
102		Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	280	国庫補助	
103		Ⅰ期官衙西部地区	範囲確認	400		
104		Ⅰ期官衙西部地区	範囲確認 (宅地造成)	100		
105		Ⅱ期官衙東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40		
106		郡山廃寺東方地区	事前調査 (市道拡幅)	20	市関連	
	計		21地区		5,882	
第四次五ヶ年計画	平成7年度 (1995)	107	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	820	国庫補助
		108	Ⅰ期官衙西地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40	
		109	郡山廃寺南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	32	
	平成8年度 (1996)	110	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	900	国庫補助
		111	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	180	受託
		112	遺跡西方地区	事前調査 (共同住宅建設)	636	
		113	郡山廃寺東地区	範囲確認	40	国庫補助
	平成9年度 (1997)	114	Ⅱ期官衙中央東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	国庫補助
		115	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	550	
	平成10年度 (1998)	116	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	270	国庫補助
		117	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅解体新築)	100	国庫補助
118		南方官衙西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	60		
119		郡山廃寺北辺・東辺	範囲確認	40		

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	
第四次五ヶ年計画	平成10年度 (1998)	120	郡山麿寺東辺・南辺	範囲確認	40	国庫補助	
		121	方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	800		
		122	方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	100		
		123	I期官衙南部	範囲確認(共同住宅解体新築)	20	受託	
		124	I期官衙南部	事前調査(宅地造成)	415		
	125	I期官衙南西部	範囲確認(住宅解体新築)	60			
	平成11年度 (1999)	126	郡山麿寺東部・南辺部	範囲確認	70	国庫補助	
		127	方四町Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	75		
		128	郡山麿寺南辺部	範囲確認	700		
		129	方四町Ⅱ期官衙外郭西辺	範囲確認(住宅新築)	70		
		130	I期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	25		
		131	Ⅱ期官衙東部・I期官衙	範囲確認(住宅解体新築)	15		
	計	25地区			6,068		
第五次五ヶ年計画	平成12年度 (2000)	132	郡山麿寺南西部	範囲確認	12	国庫補助	
		133	郡山麿寺南東部	範囲確認	180		
		134	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認	390		
		135	I期官衙東辺	範囲確認	218		
		136	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	30		
		137	南方官衙東地区	範囲確認(学校施設建設)	20		
	平成13年度 (2001)	138	南方官衙西地区	範囲確認	2,100	国庫補助	
		139	郡山麿寺東隣接地	事前調査(電力施設建設)	74	受託	
		140	方四町Ⅱ期官衙中枢部東	範囲確認(住宅新築)	40	国庫補助	
		141	寺院東方建物群東	事前調査(国土交通省建物建設)	78	受託	
		142	Ⅱ期官衙中枢部東	範囲確認(住宅新築)	40	国庫補助	
		143	方四町Ⅱ期官衙東隣接地	範囲確認(住宅新築)	26		
		144	I期官衙西方	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,800	仙台市 関連事業	
	平成14年度 (2002)	145	遺跡内東部	範囲確認(住宅新築)	50	国庫補助	
		146	郡山麿寺南部	範囲確認	450		
		147	南方官衙西地区	範囲確認(平成15年含む)	470		
		148	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	72		
		149	遺跡内東部	事前調査(共同住宅建設)	57		受託
		150	遺跡内南部	範囲確認(水道管理設工事)	20		国庫補助
		151	方四町Ⅱ期官衙南西隅	範囲確認(用水路改修工事)	20		
	平成15年度 (2003)	147	南方官衙西地区、 I期官衙東辺	範囲確認 (平成14年度追加調査)	130	国庫補助	
		152	I期官衙東辺	範囲確認	185		
		153	遺跡内南部	事前調査(地中線埋設工事)	192	受託	
		154	郡山麿寺西辺	事前調査(宅地造成)	66		
		155	方四町Ⅱ期官衙内南西部	範囲確認(用水路改修工事)	530	国庫補助	
		156	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認(住宅新築)	47		
	平成16年度 (2004)	157	方二町推定寺域西辺	事前調査(市道拡幅工事)	300	市関連	
		158	I期官衙中枢部南東側	範囲確認	160	国庫補助	
		159	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	53		
		160	方四町Ⅱ期官衙内北東部	範囲確認(住宅新築)	18		
		161	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	24		
		162	方四町Ⅱ期官衙内東部	事前調査(宅地造成)	229		受託
		163	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認(住宅新築)	180		国庫補助
		164	郡山麿寺西辺	事前調査(宅地造成)	50		国庫補助
	165	方四町Ⅱ期官衙内東部	事前調査(宅地造成)	280	受託		
計	35地区			9,642			
補足調査	平成17年度 (2005)	166	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認	219	国庫補助	
		167	方四町Ⅱ期官衙外郭大溝北西部	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	1,890	仙台市 関連事業	
		168	I期官衙中枢部南東側	範囲確認(住宅新築)	90	国庫補助	
		169	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認(住宅新築)	19		
		170	方四町Ⅱ期官衙東外側	範囲確認(住宅新築)	27		
	171	I期官衙中枢部南東側	範囲確認(住宅新築)	112			
	平成18年度 (2006)	172	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	28	国庫補助	
		173	方四町Ⅱ期官衙西側部	範囲確認(住宅新築)	33		
174		方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	8			
175	I期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	36				

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
補足調査	平成18年度 (2006)	176	方四町Ⅱ期官衙北辺外側	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		177	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	24	
		178	I期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	96	
		179	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	24	
		180	Ⅱ期官衙北西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	230	仙台市 関連事業
	平成19年度 (2007)	181	方四町Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助
		182	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	22	
		183	方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	32	
		184	方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	31	
		185	方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	215	
		186	方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	24	
		187	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	60	
	平成20年度 (2008)	188	方四町Ⅱ期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	150	国庫補助
		189	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	20	
		190	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (市道新設工事)	3,270	市関連
		191	方四町Ⅱ期官衙西辺	範囲確認 (住宅新築)	11	国庫補助
		192	郡山麩寺南辺付近	範囲確認 (住宅新築)	3	
		193	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	40	
		196	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	955	市関連
	平成21年度 (2009)	190	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (市道新設工事)	2,160	市関連
		194	南方官衙東地区	範囲確認 (住宅新築)	32	国庫補助
		195	南方官衙西地区	事前調査 (市道新設工事)	20	
		196	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,343	市関連
		197	Ⅱ期官衙外溝東辺	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助
		198	Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	30	
		199	Ⅱ期官衙大溝北辺	範囲確認 (住宅新築)	70	
	平成22年度 (2010)	200	Ⅱ期官衙北西部	事前調査 (店舗建築)	300	受託
		201	Ⅱ期官衙外南西部	範囲確認 (住宅新築)	22	国庫補助
		202	遺跡南西部	事前調査 (児童館建築)	11	受託
		203	I期官衙北東部	事前調査 (水道管理設工事)	60	
	平成23年度 (2011)	204	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅解体)	立会のみ	国庫補助
		205	Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	67	
		206	I期官衙南西部	事前調査 (宅地造成)	300	受託
		207	I期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	6	国庫補助
		208	郡山麩寺南部	範囲確認 (住宅新築)	44	
		209	Ⅱ期官衙南部	事前調査 (宅地造成)	280	
		210	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		211	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	6	
		212	郡山麩寺中央部	範囲確認 (住宅新築)	2	
		213	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	6	
		214	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	4	
		215	郡山麩寺南部	範囲確認 (住宅新築)	30	
		216	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅新築)	56	
		217	I期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	22	
		218	I期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	32	
219	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	29			
220	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	37			
221	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	28			
平成24年度 (2012)	222	I期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	29	国庫補助	
	223	I期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	24		
	224	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	6	復興交付金	
	225	I期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	6		
	226	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	21		
	227	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	30		
	228	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	27		
	229	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	17		
	230	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	15		
	231	郡山麩寺南部	範囲確認 (住宅新築)	39		
	232	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	32		
233	郡山麩寺南東部	範囲確認 (住宅新築)	61			
234	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	14			
235	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	18			

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
補 足 調 査	平成24年度 (2012)	236	I期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	38	復興交付金
		237	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	20	
		238	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	24	
		239	遺跡南東部	事前調査(店舗建築)	28	
	平成25年度 (2013)	240	遺跡南西部	事前調査(共同住宅建築)	38	受託
		241	II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	39	国庫補助
		242	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	26	
		243	遺跡北西部	事前調査(店舗建築)	1,800	受託
		244	遺跡北部	範囲確認(住宅新築)	15	国庫補助
		245	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	39	復興交付金
		246	II期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	63	
		247	郡山麿寺北部	範囲確認(住宅新築)	47	
		248	遺跡北東部	範囲確認(住宅新築)	22	復興交付金
		249	遺跡南西部	事前調査(建売住宅建築)	15	
	250	II期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	15		
	平成26年度 (2014)	251	II期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	16	国庫補助
		252	II期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	16	
		253	II期官衙西部	事前調査(建売住宅建築)	11	受託
		254	II期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	12	国庫補助
		255	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	15	
		256	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	21	
		257	II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	26	
	258	II期官衙西部	事前調査(道路延長工事)	36	受託	
	平成27年度 (2015)	259	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	17	国庫補助
		260	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	217	受託
		261	遺跡南東部	事前調査(倉庫建築)	20	
		262	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	11	
	平成28年度 (2016)	263	II期官衙南東部	事前調査(宅地造成)	108	受託
		264	遺跡東部	事前調査(宅地造成)	4	国庫補助
		265	II期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	23	
		266	遺跡東部	事前調査(共同住宅建築)	16	受託
		267	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	8	国庫補助
		268	II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	93	
	269	遺跡南端部	範囲確認(住宅新築)	45		
	平成29年度 (2017)	270	II期官衙北部	事前調査(長屋住宅建築)	84	受託
		271	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	12	国庫補助
		272	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	9	
		273	II期官衙東部	事前調査(宅地造成)	80	受託
		274	遺跡東端部	事前調査(長屋住宅建築)	11	
		275	II期官衙北部	事前調査(保育所建築)	295	
		276	遺跡南西部	事前調査(事務所兼倉庫建築)	21	
	277	遺跡西部	事前調査(共同住宅建築)	18		
	平成30年度 (2018)	276	遺跡南西部	事前調査(事務所兼倉庫建築)	317	受託
		278	II期官衙南東部	事前調査(宅地造成)	76	国庫補助
		279	II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	4	
		280	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	29	
		281	遺跡東端部	範囲確認(住宅新築)	22	受託
282		I期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	36		
283		遺跡西部	事前調査(長屋住宅建築)	24	国庫補助	
284		I期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	27		
285		I期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	31	受託	
286		II期官衙東部	事前調査(宅地造成)	135		
287		遺跡北部	事前調査(道路改良)	5		
288		II期官衙南東部	事前調査(長屋住宅建築)	30	国庫補助	
289		II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	15		
290	II期官衙東部	事前調査(宅地造成)	74	受託		
291	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	30			
292	II期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助		
293	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	89	受託		
294	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助		

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	
補足調査	令和元年度 (2019)	295	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助	
		296	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	15		
		297	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	13		
		298	Ⅱ期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	37	受託	
		299	Ⅱ期官衙中枢部南東側	範囲確認	58	国庫補助	
		300	Ⅱ期官衙外郭西辺	事前調査 (長屋住宅建築)	30	受託	
		301	Ⅱ期官衙外郭南辺	事前調査 (建売住宅建築)	30		
		302	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	16	国庫補助	
		303	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	14		
	令和2年度 (2020)	304	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	13	国庫補助	
		305	Ⅱ期官衙中枢部南東側	範囲確認	50		
		306	Ⅱ期官衙南門北側	範囲確認	60		
		307	遺跡東端部	範囲確認 (住宅新築)	10		
		308	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	23		
		309	遺跡南東部	範囲確認 (住宅新築)	14		
			310	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	28	復興交付金
	令和3年度 (2021)						
	令和4年度 (2022)						
令和5年度 (2023)							
	計		地区		18,951		
総 計							

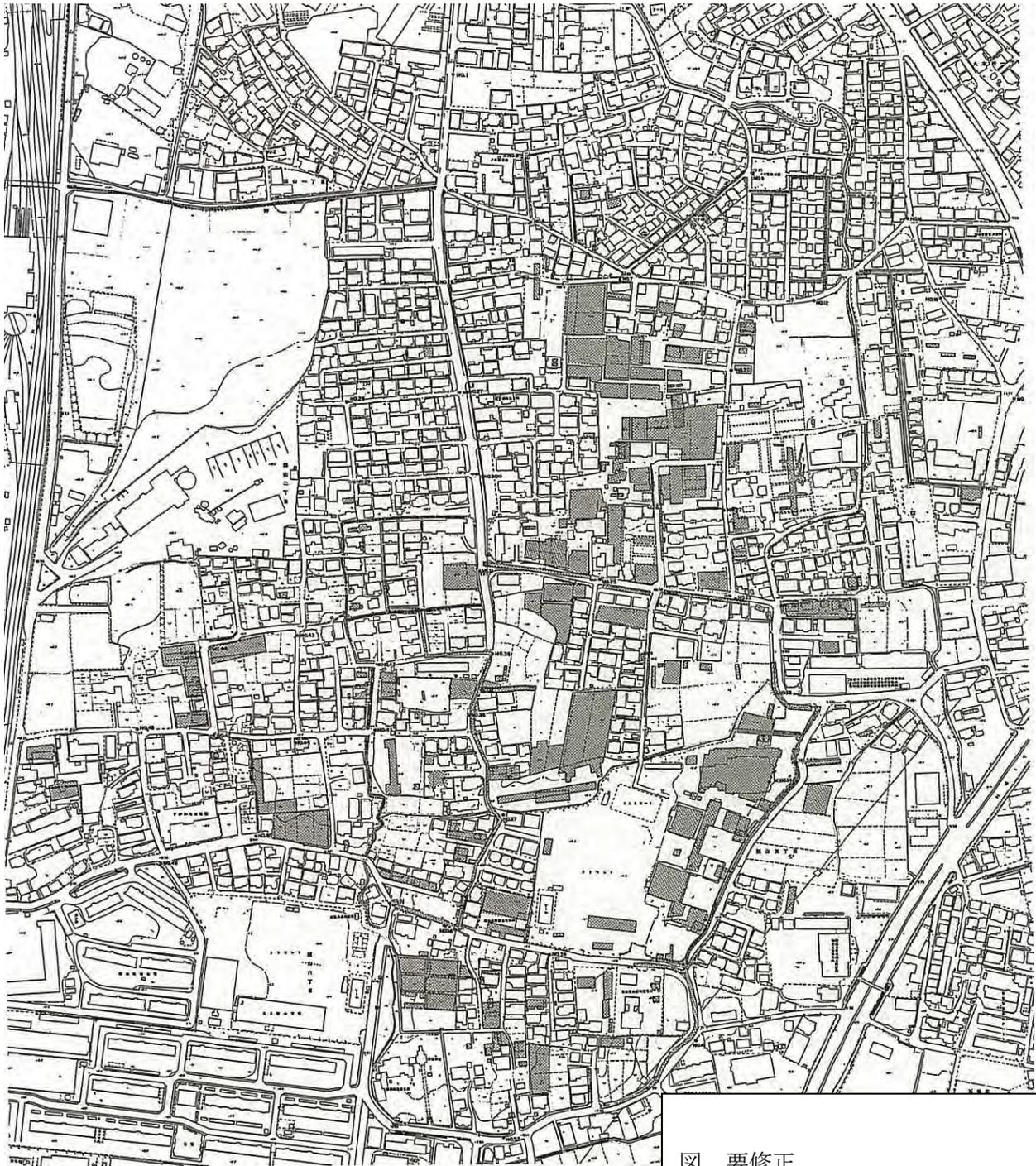


図 要修正

実際の計画では、最新の地図を基に
図を作製する予定です。

第 図 これまでの調査区

② 史跡地周辺の歴史的変遷

【旧石器時代】

郡山低地の後背湿地上にある富沢遺跡からは、火を焚いた跡とその周りから 100 点以上の石器が出土している。当時の環境を復元できる樹木や葉、昆虫、動物の糞なども発見され、2 万年前の仙台の様子を伝えている。

【縄文時代】

縄文時代の後期になると沖積地に遺跡が集中する様相がみられ、郡山遺跡でも遺構は明確ではないが、官衙の下層から縄文時代後期後半の土器や、縄文時代晩期の土器片が出土しており、何らかの活動が行われたと考えられる。

【弥生時代】

郡山遺跡では弥生時代前期初頭の土器片や中期中頃以前の水田跡が見つかっており、隣接する西台畑遺跡からも中期中頃の合わせ口土器棺とみられる土器や、人骨を伴う土壇墓が見ついている。また、富沢遺跡では弥生時代中～後期の大規模な水田跡が見つかるなど、郡山低地は生産域や墓域としての利用が伺える。

【古墳時代】

古墳時代中期後半から後期にかけて小規模な円墳や前方後円墳からなる大野田古墳群が名取川の北岸につくられている。郡山遺跡でも古墳周溝とみられる溝跡が見ついているが、詳細は不明である。郡山遺跡から北西へ約 1.5 km の向山地区では丘陵斜面に横穴墓群がつけられ、奈良時代まで継続する横穴墓もある。

【飛鳥・奈良時代】

郡山遺跡や隣接する西台畑遺跡・長町駅東遺跡では、I 期官衙が造営される前から竪穴住居が造られており、関東地方の特徴を持つ土師器が出土している。I 期官衙の造営に先立ち、関東地方からの移住があったものと考えられる。

7 世紀中ごろ～末葉には I 期官衙、7 世紀末葉～8 世紀半ば頃には II 期官衙が機能していたが、多賀城の創建や国分寺・国分尼寺の建立の中で官衙は順次機能を終えたと考えられる。

【平安時代】

仙台平野南部の平安時代の遺跡は、自然堤防上において拡大し、検出される竪穴住居跡の軒数も増加するが、郡山遺跡では 10 世紀前半代に降下した灰白色火山灰の時期を前後する水田跡が見ついている。なお、郡山遺跡では古代末期のものと同様に推測される溝跡も見ついている。道路や屋敷の区画となる可能性が考えられている。

【中世】

仙台平野南部の各所から堀により区画された屋敷跡が発見されており、富沢遺跡などでは 13 世紀以降、水田が屋敷跡近くで作られていたことがわかっている。郡山遺跡では古代以降とみられる水田跡が見ついているが、屋敷跡等は見つからない。

【近世以降】

関ヶ原の合戦が起こると、伊達政宗は慶長 5 年（1600）7 月に名取郡北目城に入り、ここを拠点として上杉方と対峙した。安政元年（1772）に完成した「封内風土記」によれば、郡山村は戸口 67、男女 375 人と神社や古壘（北目城）などがあると記されている。江戸時代以降明治初年まで奥州街道沿いの長町と隣接しながら、郡山は農村的な姿を留めていたようである。

明治 20 年（1887）に塩釜まで東北本線が開通すると、郡山の地は長町方面と線路により分断されたこともあり、長く農村の風景を留めていたが、昭和 40 年代に国道 4 号線が開通すると宅地化が進んだ。

③ 仙台市の文化財

仙台市内には、国指定文化財をはじめ多くの指定文化財がある。国指定史跡としては、大正11年に指定された奈良時代建立の陸奥国分寺跡をはじめ、古墳時代の遠見塚古墳、奈良時代の陸奥国分尼寺跡、中世の岩切城跡、近世の林子平墓、仙台城跡などがあり、仙台郡山官衙遺跡群は市内7番目の史跡として指定されたものである。

これらの史跡は、約3万年前の旧石器時代からはじまる仙台の歴史を物語る上で、各々の時代を代表する遺跡であり、なかでも仙台郡山官衙遺跡群は今から約1300年前の飛鳥時代の仙台平野を語る上で欠くことのできない遺跡として位置付けられる。以下に国指定文化財等を示す。

第1表 仙台市内の主な文化財

【国指定文化財】				
種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	
史 跡	陸奥国分寺跡(第2図⑬)	若林区木ノ下二丁目,三丁目	大正11年10月12日	
	陸奥国分尼寺跡(第2図⑭)	若林区白萩町	昭和23年12月18日	
	林子平墓(第2図⑦)	青葉区子平町	昭和17年7月21日	
	遠見塚古墳(第2図⑮)	若林区遠見塚一丁目ほか	昭和43年11月8日	
	岩切城跡(第2図⑧)	宮城野区岩切字入山ほか	昭和57年8月23日	
	仙台城跡(第2図⑤)	青葉区荒巻字青葉無番地ほか	平成15年8月27日	
	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡(第2図①)	太白区郡山二丁目,三丁目,五丁目,六丁目	平成18年7月28日	
名 勝	秋保大滝	太白区秋保町馬場字大滝	昭和17年3月7日	
	磐司	太白区秋保町馬場字岳山	昭和20年2月22日	
天 然 記 念 物	ニホンカモシカ	地域を定めず指定	昭和30年2月15日	
	苦竹のイチョウ	宮城野区銀杏町	大正15年10月20日	
	朝鮮ウメ	若林区古城二丁目	昭和17年9月19日	
	青葉山	青葉区荒巻字青葉	昭和47年7月11日	
	姉滝	太白区秋保町馬場字岳山	昭和9年8月9日	
	東昌寺のマルミガヤ	青葉区青葉町	平成7年3月20日	
有 形 文 化 財	国宝 大崎八幡宮 本殿 石の間 拝殿 附棟札1枚	青葉区八幡町四丁目	明治36年4月15日	
	大崎八幡宮長床	青葉区八幡町四丁目	昭和41年6月11日	
	陸奥国分寺薬師堂 附厨子1基・棟札1枚	若林区木ノ下三丁目	明治36年4月15日	
	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子1基・棟札1枚・石燈籠34基	青葉区東照宮一丁目	昭和28年3月31日	
	木造釈迦如来立像	青葉区八幡四丁目	明治36年4月15日	
	太刀	青葉区川内亀岡町	大正3年4月17日	
	小紋染胴服	青葉区川内(三の丸跡)	昭和53年6月15日	
	黒漆五枚胴具足 兜・小具足付(伊達政宗所用) 附 黒羅紗地裾緋羅紗山形文陣羽織 1領 旗 1旒	青葉区川内(三の丸跡)	昭和54年6月6日	
	銀伊予札白糸威胴丸具足 兜・小具足付 帯(三沢初子所用)	青葉区川内(三の丸跡)	昭和54年6月6日	
	附 総鹿子裂2枚入日記(正徳2年4月)1通	青葉区川内(三の丸跡)	平成3年6月21日	
	国宝 類聚国史 卷第二十五	青葉区川内	昭和27年11月22日	
	国宝 史記(孝文本紀 第十)	青葉区川内	昭和27年11月22日	
	塵芥集	青葉区川内(三の丸跡)	平成15年5月29日	
	埴輪甲 埴輪家残闕 埴輪円筒	青葉区片平二丁目	昭和34年6月27日	
	陸前国沼津貝塚出土品	青葉区片平二丁目	昭和38年7月1日	
	国宝 慶長遣欧使節関係資料	青葉区川内(三の丸跡)	平成13年6月22日	
	坤輿萬図全図(版本) 附 坤輿萬図全図(着色)	泉区紫山一丁目	平成2年6月29日	
	無 形 文 化 財	精好仙台平	太白区根岸	平成14年6月27日
	無形民俗文化財	秋保の田植踊	太白区秋保町湯元,長袋,馬場	昭和51年5月4日
	【主な市指定史跡】			
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日		
善応寺横穴古墳群(第2図⑫)	宮城野区燕沢二丁目	昭和43年2月15日		
経ヶ峯伊達家墓所(第2図④)	青葉区壺屋下	昭和59年7月21日		
郷六城跡(第2図⑥)	青葉区郷六	昭和50年12月11日		

【主な市指定史跡】		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松森焰硝蔵跡(第 2 図⑩)	泉区南光台東二丁目	昭和 62 年 5 月 1 日
東光寺の石窟群域・西平場(第 2 図⑨)	宮城野区岩切字入山	平成 18 年 1 月 17 日
【その他の主な遺跡】		
名 称	所 在 地	
富沢遺跡(仙台市富沢遺跡保存館)(第 2 図②)	太白区長町南四丁目 3-1	
山田上ノ台遺跡(仙台市縄文の森広場)(第 2 図③)	太白区山田上ノ台 10-1	
与兵衛沼窯跡(第 2 図⑪)	青葉区小松島新堤, 宮城野区蟹沢	

【仙台郡山官衙遺跡群の関連遺跡】

・大野田官衙遺跡

策川と旧策川に挟まれた自然堤防上に立地する。幅 3～4m の大溝が、真北方向を基準にして、東西約 196m、南北約 259m の規模で方形に巡らされていることが確認された。大溝の区画内からは真北方向を向いた掘立柱建物跡が、大型のものも含んで 6 棟、東西対称の形で検出されたことから、何らかの官衙遺跡であると考えられる。建物は、2 時期にわたり利用されており、郡山遺跡Ⅱ期官衙とほぼ同時期と考えられるが明確ではない。この遺跡は、北東約 1.5km に位置する郡山遺跡Ⅱ期官衙と密接な関わりが伺える。



・西台畑遺跡, 長町駅東遺跡

西台畑遺跡と長町駅東遺跡は、広瀬川によって形成された自然堤防から後背湿地にかけて立地し、郡山遺跡の北西と南西に隣接している。両遺跡を合わせて 600 軒を超える竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが検出されており、かなりの密度で重複し合っている。また集落内には幅 4m の大溝跡やこれと平行して配置される材木列や柱列があり、集落内を区画する施設と考えられる。大部分が 6 世紀末葉から 8 世紀初頭の時期で、7 世紀中葉以降は郡山官衙と同時期に存在していることから、郡山遺跡の官衙の造営や維持・管理・運営に携わった人々の集落跡と考えられる。

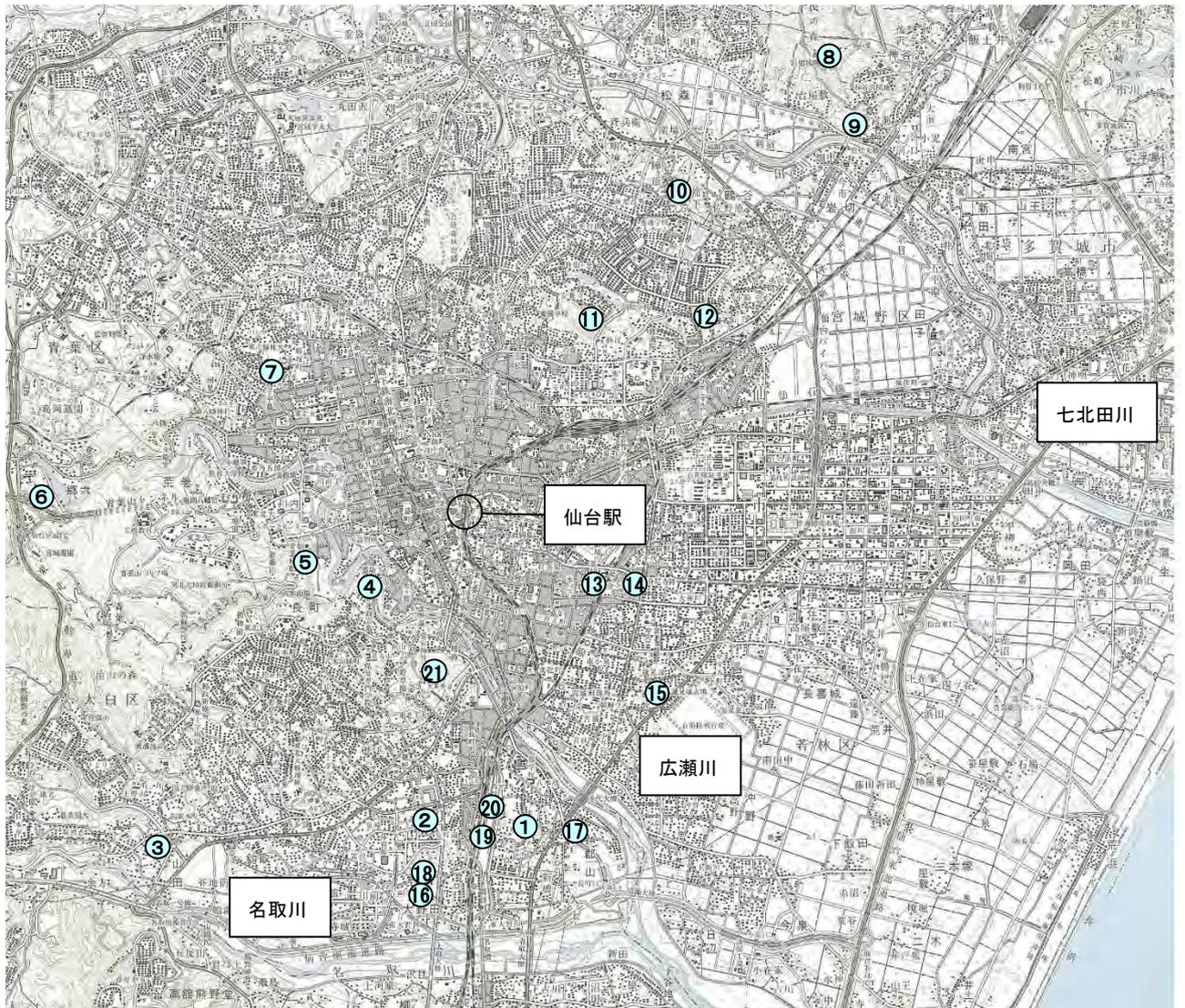


・向山横穴墓群

(大年寺山横穴墓群, 愛宕山横穴墓群, 宗禅寺横穴墓群, 茂ヶ崎横穴墓群, 二ツ沢横穴墓群)

向山横穴墓群は、向山地区一帯の丘陵斜面に築かれた横穴墓群の総称である。南北約 1.5 km の間に約 100 基の横穴墓が確認されているが、埋没している横穴墓も数多く想定され、実数は 200 基を超すと考えられている。仙台平野では、7 世紀初頭より横穴墓群の造営が開始され、7 世紀中頃から後半にかけてピークを迎える。この頃に、南東約 1.5km に位置する郡山遺跡では、官衙が造営されたと考えられている。7 世紀から 8 世紀にかけて営まれた向山横穴墓群は、多賀城創建以前の地方支配の拠点を支えた人々を中心とする墓域と考えられている。





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。
(承認番号 平19東複第224号)

①仙台郡山官衙遺跡群	②富沢遺跡(富沢遺跡保存館)	③山田上ノ台遺跡(縄文の森広場)
④経ヶ峯伊達家墓所	⑤仙台城跡	⑥郷六城跡
⑦林子平墓	⑧岩切城跡	⑨東光寺の石窟群域・西平場
⑩松森焰硝蔵跡	⑪与兵衛沼窯跡	⑫善応寺横穴古墳群
⑬陸奥国分寺跡	⑭陸奥国分尼寺跡	⑮遠見塚古墳
⑯大野田古墳群	⑰北目城跡	⑱大野田官衙遺跡
⑲長町駅東遺跡	⑳西台畑遺跡	㉑向山横穴墓群

第 図 仙台市内の国指定史跡, 主な市指定史跡など

(3) 社会的環境

仙台市は、宮城県の中央部に位置し、明治22年の市制施行以来、7回にわたって周辺市町村を編入し、現在の総面積は約786 k m²で、政令指定都市の中では浜松市、静岡市、札幌市、広島市、京都市に次ぐ第6位の広さになっている。また推計人口は、1,097,294人（令和3年5月1日現在）で、東北の中核都市として発展を続けている。

① 計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制

① 都市計画法

史跡指定地および史跡を目指す範囲は、「都市計画地域」の市街化区域（「第2種住居地域・第3種高度地区」）に指定されている。郡山遺跡の一部は、「都市計画地域」の市街化区域（「工業地域・高度指定なし」、「商業地域・高度指定なし」、「準工業地域・第4種高度地区」、「近隣商業地域・第4種高度地区」）に指定されている。

また、郡山遺跡の一部は、「防火地域」および「準防火地域」に指定されている。

なお、郡山遺跡の一部は、都市計画法の規定による地区計画が定められた区域（「あすと長町東部」・「あすと長町中央」）である。

② 道路法・道路交通法

市道について適用されている。

③ 屋外広告物条例

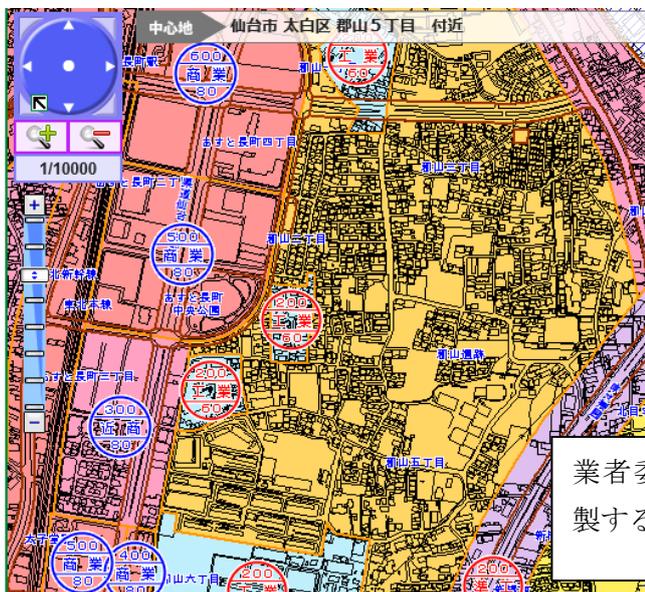
史跡指定地は「禁止区域」、史跡を目指す範囲および郡山遺跡範囲は「禁止区域」および「第二種許可区域」に指定されている。

④ 広瀬川の清流を守る条例

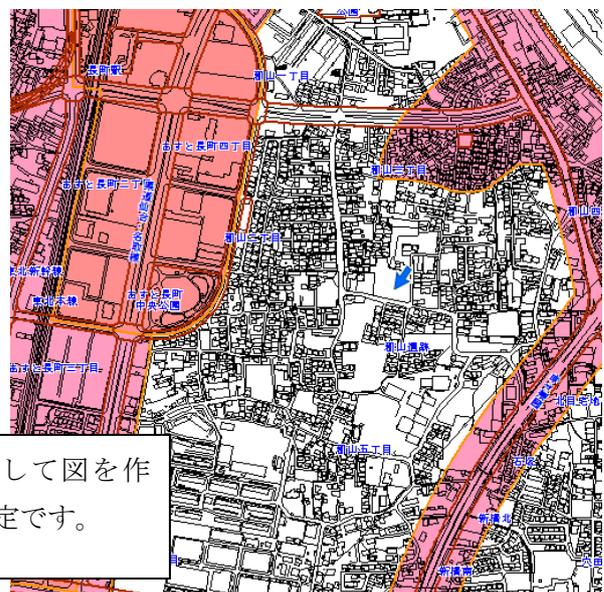
史跡指定地および郡山遺跡範囲の一部が「水質保全区域」に指定されている。

⑤ 駐車場附置義務条例

史跡指定地および史跡を目指す範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」、郡山遺跡範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」および「他の商業地域」に指定されている。

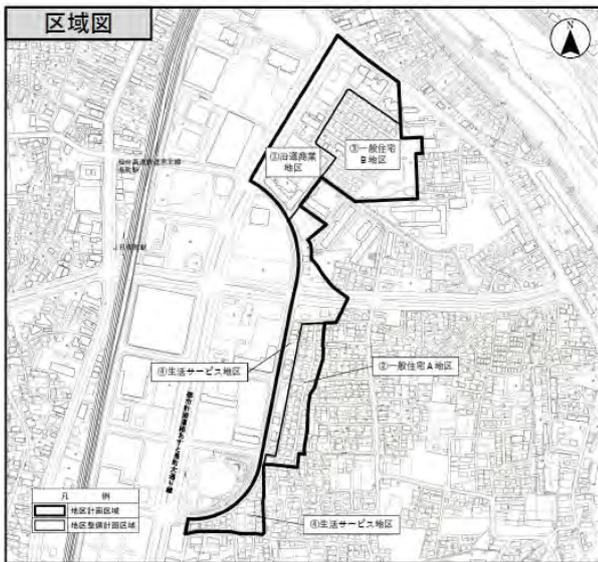


第 図 都市計画法に基づく区域図



第 図 防火指定区域図

業者委託して図を作製する予定です。



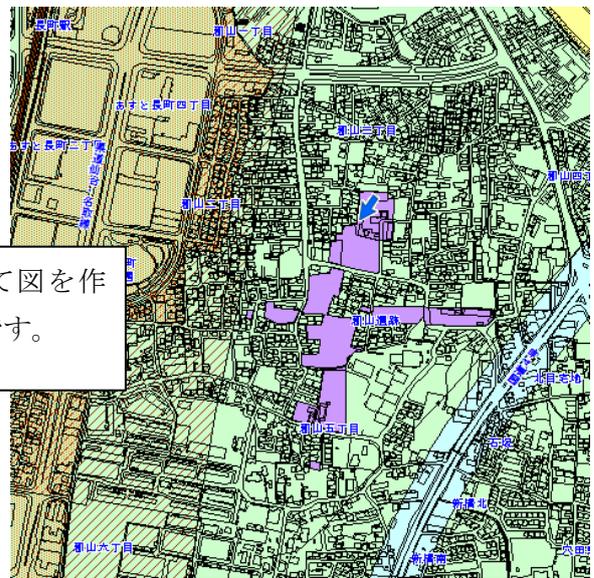
第 図 地区計画（あすと長町東部地区）
区域図



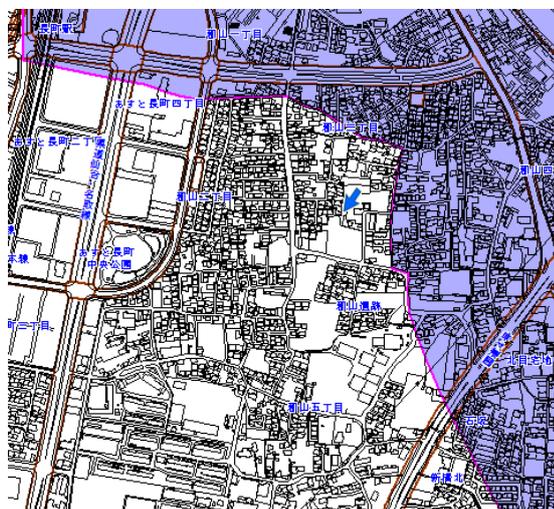
第 図 地区計画（あすと長町中央地区）
区域図



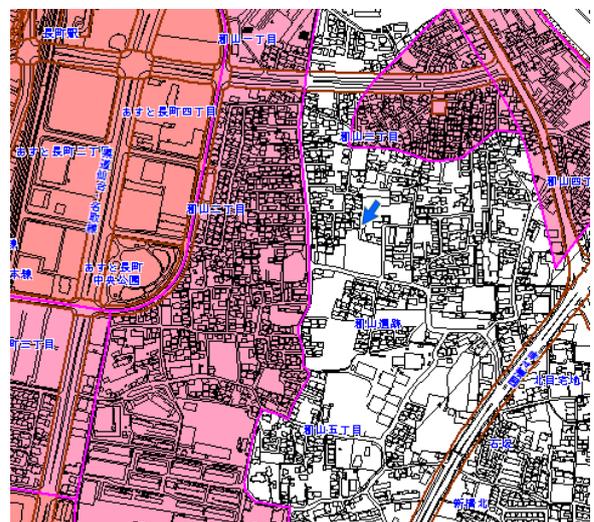
第 図 道路図



第 図 屋外広告物条例に基づく区域図



第 図 広瀬川の清流を守る条例に
基づく区域図



第 図 駐車場附置義務条例に基づく区域図

② 交通

仙台郡山官衙遺跡群周辺の主要な幹線道路は、東側に国道4号、西側に県道273号が通る。

また、西側には東北新幹線・JR東北本線・仙台市地下鉄南北線の長町駅や、JR太子堂駅が所在する。

周辺バス停としては、仙台市営バス「郡山三丁目」や、宮城交通「郡山七丁目」・「トーキン前」・「郡山4丁目・八本松小学校前」などがある。

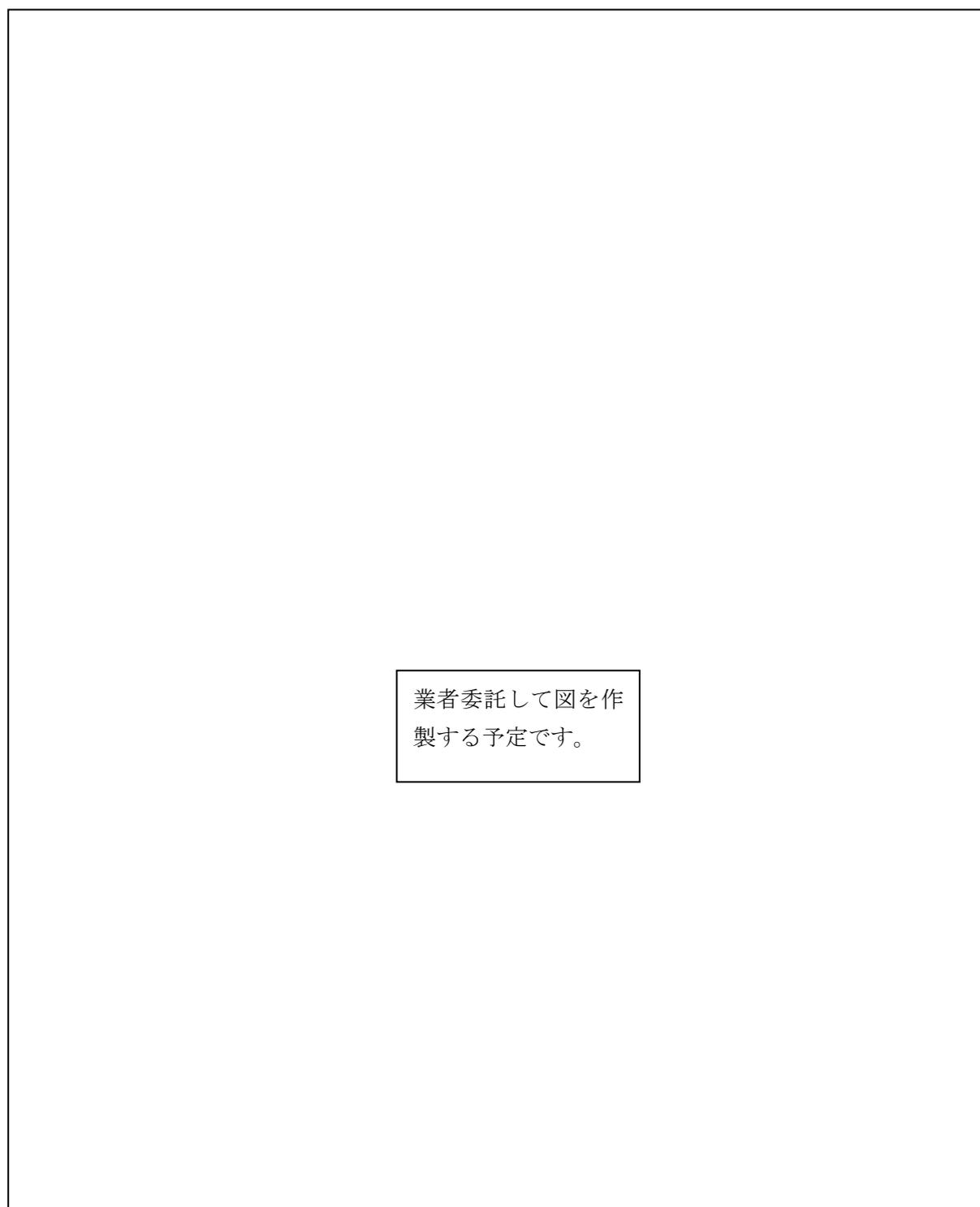
業者委託して図を
製作する予定です。

③ 周辺施設（教育施設、公共施設、公園）

仙台郡山官衙遺跡群周辺には、東長町小学校、八本松小学校、郡山中学校、県立聴覚支援学校が所在し、計画対象範囲内には幼稚園・保育園が6園所在するなど、教育施設が多く所在する。

公共施設としては、計画対象範囲内には郡山コミュニティ・センターが所在するほか、長町駅西側に太白区中央市民センター、太白区情報センター、太白区文化センター、太白図書館が所在する。

公園は、計画対象範囲内およびその近辺に、メ木公園、郡山三丁目公園、郡山五丁目北公園、あすと長町中央公園、長町副都心1号公園が所在する。



第 図 周辺施設（教育施設、公共施設、公園）図

3 指定地の状況

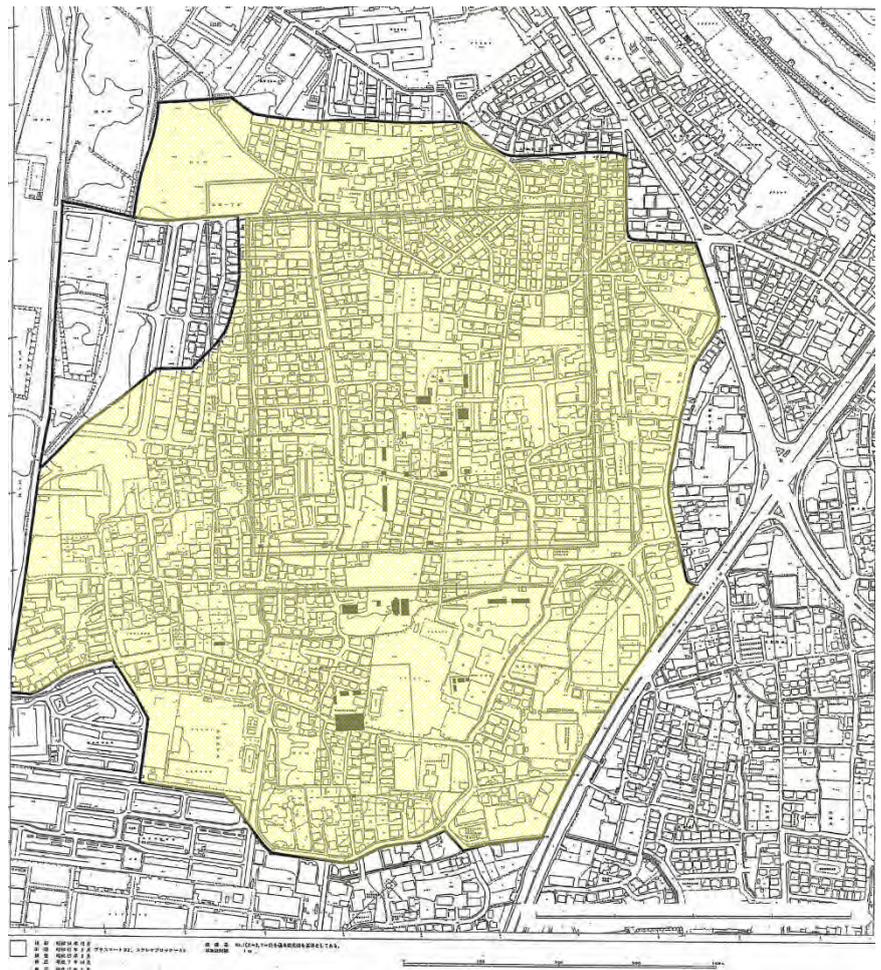
仙台郡山官衙遺跡群は仙台市南部の太白区郡山に所在し、市街中心部から東南約5kmに位置し、JR東北本線長町駅の東側一帯に広がる。郡山遺跡の範囲は東西800m、南北900m程で、面積は約60万㎡である。仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、標高8～11mの自然堤防と後背湿地上に立地している。

これまでの発掘調査により、多賀城創建以前の官衙であることや、大別してⅠ期官衙、Ⅱ期官衙の時期があること、寺院（郡山廃寺）を併設していることなどが判明しており、Ⅰ期官衙は7世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵、Ⅱ期官衙は7世紀末葉から8世紀前葉にかけての多賀城造営以前の陸奥国府と考えられている。Ⅱ期官衙の段階には、一辺約428mの材木列を四周に巡らした官衙本体（方四町Ⅱ期官衙）と、その南側に位置する東西約120m、南北約167mの郡山廃寺とがある。先行するⅠ期官衙の範囲は東西300m、南北600m以上で、方四町Ⅱ期官衙や郡山廃寺の遺構と重複している。また、西に隣接する西台畑遺跡にもⅡ期官衙の遺構が存在している。

遺跡全体の現況は、ごく一部に農地が点在するが、近年は急速に宅地化が進み、その面積はわずかになってきている。また、近年多発する地震災害等への備えから、遺跡に影響を及ぼす深い基礎構造の住宅が増加するとともに、遺跡西側の隣接地における「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の完了に伴い、地域全体の開発が進んでいる。

仙台郡山官衙遺跡群の現状は、指定地のうち46.50㎡が国有地、42,256.76㎡が市有地、3,134.81㎡が民有地となっている。国有地は空閑地である。市有地は仙台市立郡山中学校用地（校庭）と本市建設部局の倉庫等用地のほか、史跡指定・追加指定に伴い公有化した箇所については空閑地となっている。

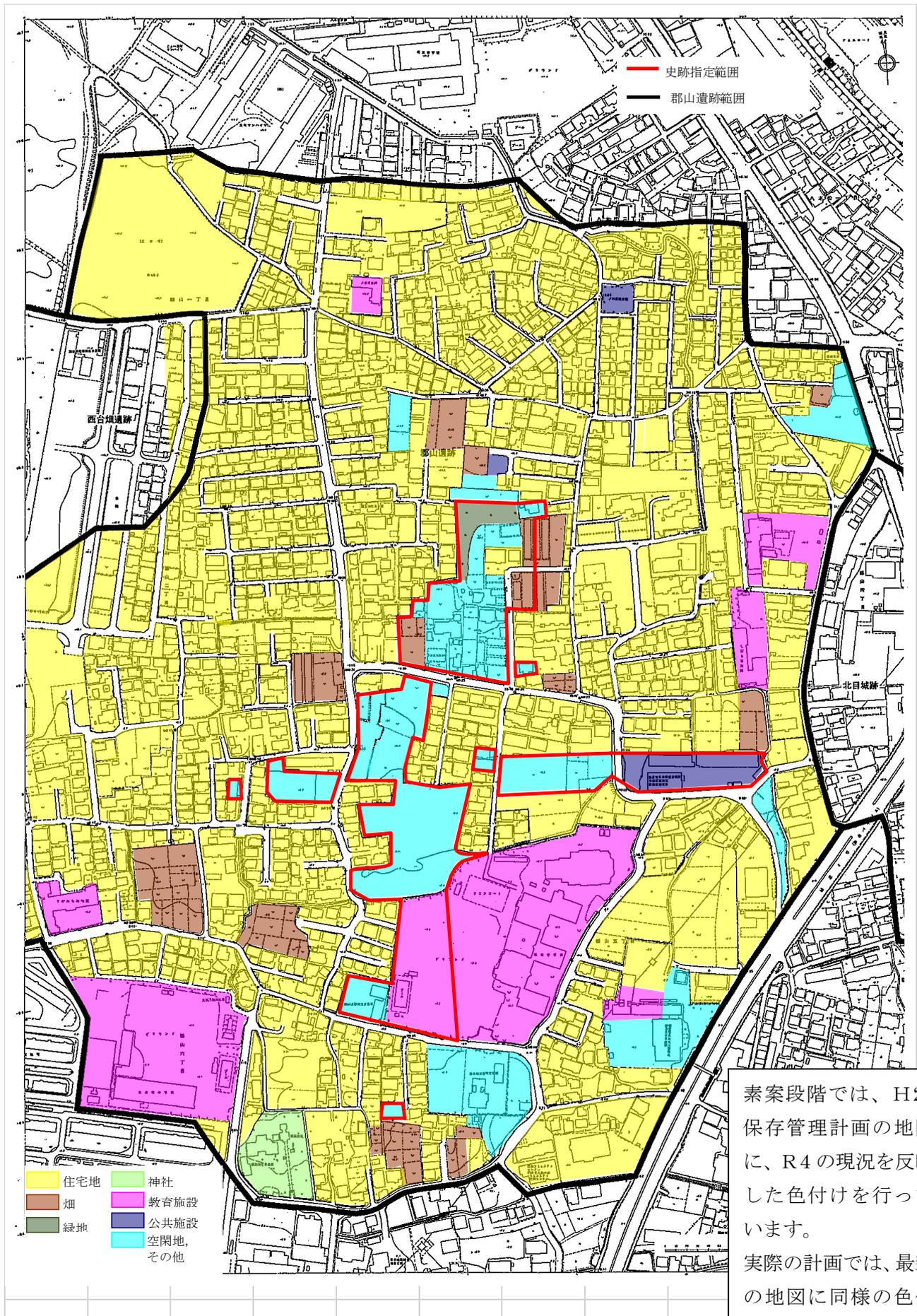
民有地は、これまでの調査において、政庁域とされている部分の個人所有地で住宅地及び農地となっている。



●●● 郡山遺跡範囲

第 図 郡山遺跡現況平面図





素案段階では、H20
 保存管理計画の地図
 に、R4の現況を反映
 した色付けを行って
 います。
 実際の計画では、最新
 の地図に同様の色付
 けを行った図を作製
 する予定です。

第 図 史跡指定地域及び周辺の土地利用



写真● 郡山遺跡航空写真

(平成7年撮影)



素案段階では、H20
保存管理計画の写真
をのせています。
実際の計画ではより
新しい写真への変更
を検討しています。

写真● 郡山遺跡全景

(平成13年撮影)

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

1 本質的価値

大化元(645)年にはじまる大化の改新の後、律令国家は東北地方の蝦夷の住む仙台平野以北の地域に関しても直轄支配地に組み入れようとして次々と城柵を設置した。仙台郡山官衙遺跡群はこのような流れの中で造営され、やがて陸奥国全体の政治・軍事の拠点という役割を持つに至った。この役割は多賀城に受け継がれることになる。

7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であったことがこれまでの調査で明らかとなった仙台郡山官衙遺跡群は、特別史跡多賀城と勝るとも劣らない歴史的な意義を持ち、地域史にとどまらず日本古代史を語る上で欠くことのできない極めて重要な遺跡である。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値について、指定説明文等から整理(①・②)するとともに、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ(③)、以下の3点に再整理した。

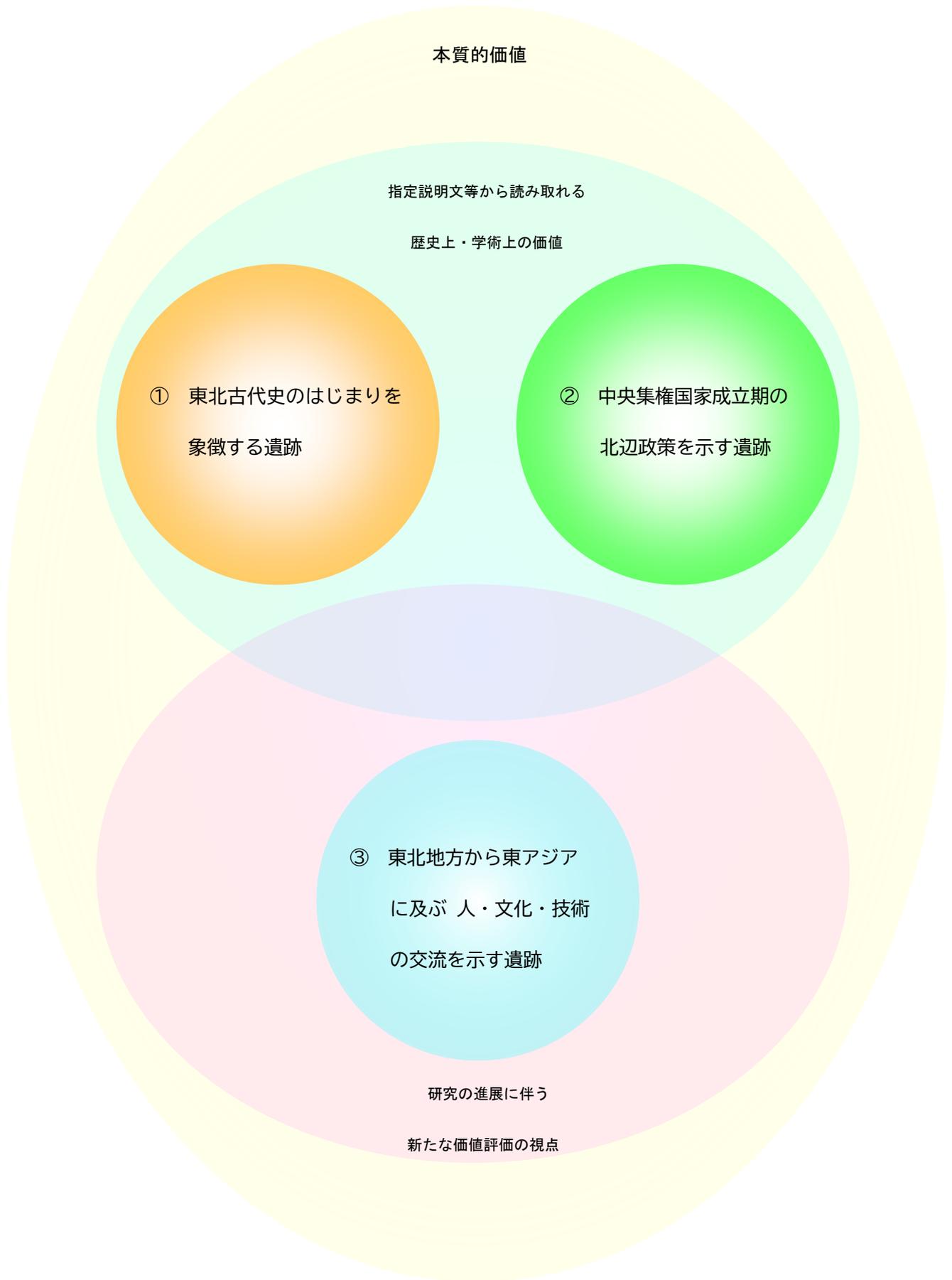
- ① 東北古代史のはじまりを象徴する遺跡
- ② 中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡
- ③ 東北地方から東アジアに及ぶ 人・文化・技術 の交流を示す遺跡

図面・写真 など

※委託で作成可能であれば官衙イメージ図など

A3 折込を予定

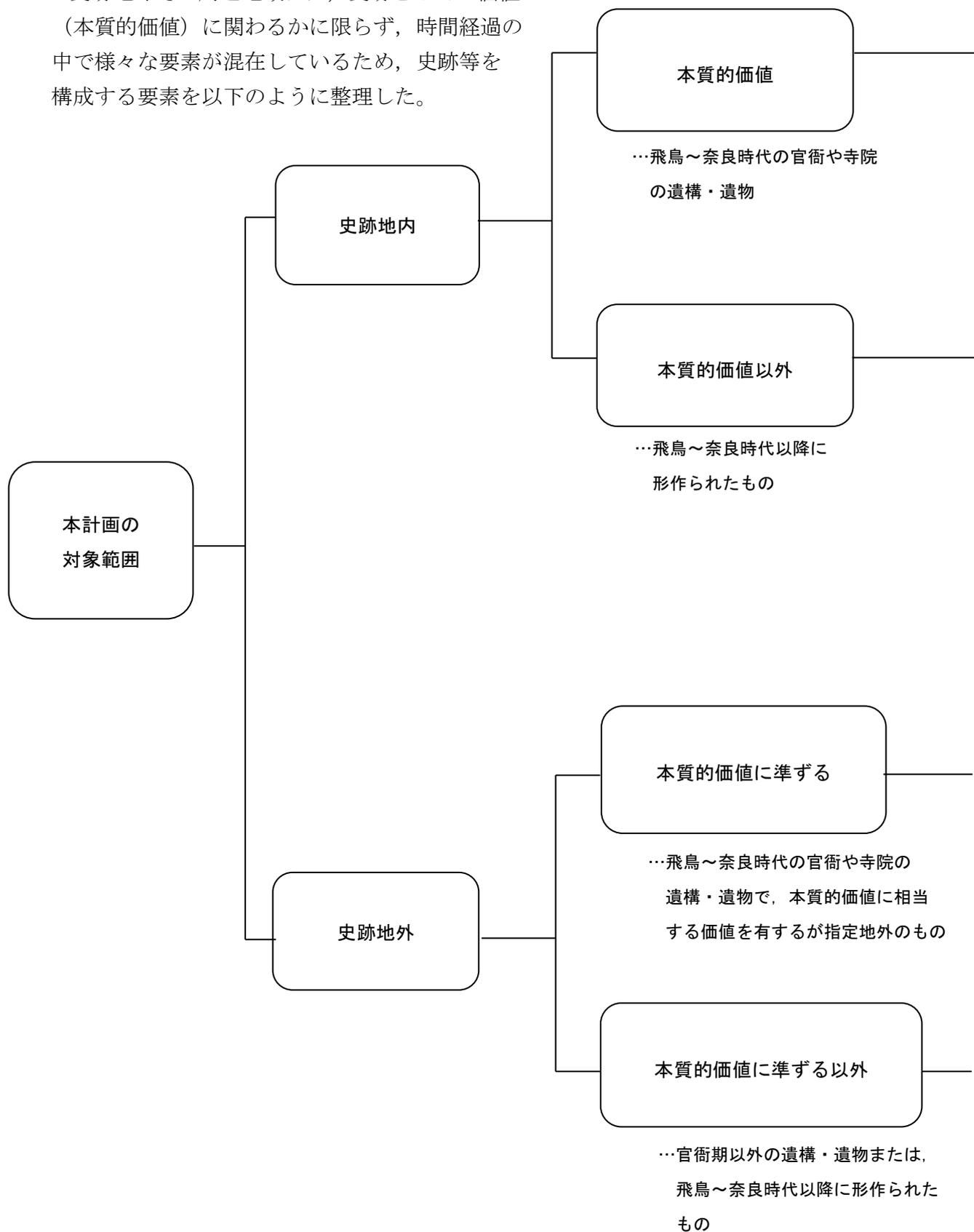
A3 折込を予定



第 図 本質的価値の概念図

2 史跡等を構成する要素

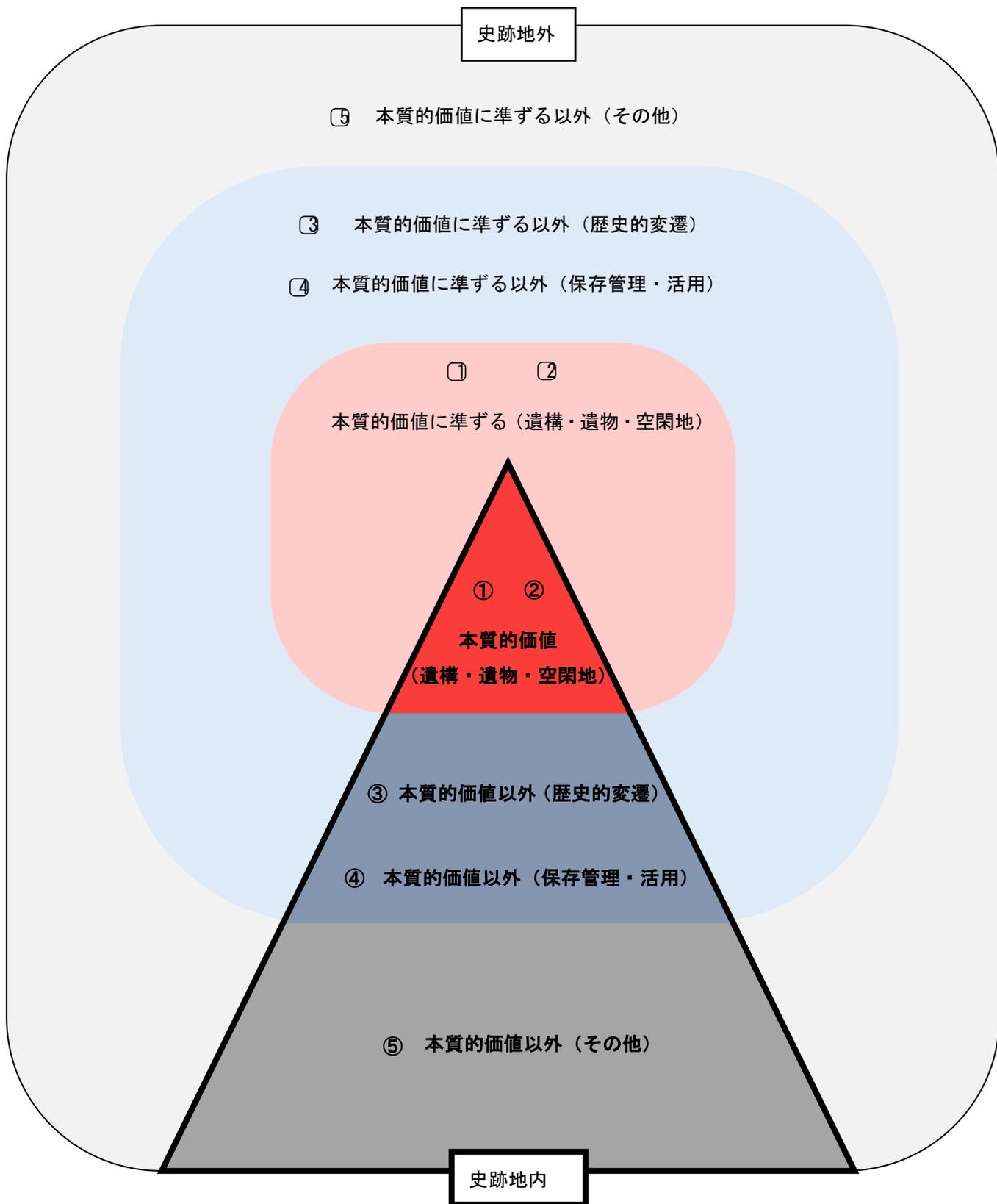
史跡地やその周辺地域には、史跡としての価値（本質的価値）に関わるかに限らず、時間経過の中で様々な要素が混在しているため、史跡等を構成する要素を以下のように整理した。



第 図 計画対象範囲を構成する諸要素

A3 折込を予定

A3 折込を予定



第 図 史跡等を構成する要素の概念図

史跡を構成する諸要素（史跡地内）	
・本質的価値を構成する要素	飛鳥～奈良時代の官衙や寺院の遺構・遺物
・本質的価値を構成する要素以外の諸要素	官衙や寺院が廃絶されてから、現在に至るまでに新たに追加された諸要素
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素（史跡地外）	
・本質的価値に準ずる要素	史跡に指定されていない範囲の地下に埋蔵されている官衙の遺構や遺物
・本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	官衙期以外の遺構・遺物や、飛鳥～奈良時代以降現在に至るまでに新たに追加された諸要素

(1) 史跡を構成する諸要素

指定地において、本質的価値を構成する要素（第●図）

①地下に埋蔵されている遺構・遺物

- 遺構：石組池跡，石敷，石組溝跡，掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡，基壇跡，井戸跡等
- 遺物：須恵器（円面硯など），土師器，瓦（鴟尾など），木簡，金属製品等

②遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

指定地において、本質的価値を構成する要素以外の諸要素（第●図）

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

- 官衙期以外の時代の遺構・遺物（中世～近世の遺構・遺物）
- 居久根（いぐね）

政庁部分に位置するケヤキから成る屋敷林で、史跡地内に残る唯一の緑地。住宅化が進むこの区域において仙台近郊農村の伝統的な風景を織り成している。

④史跡の保存管理・活用に資する要素

- 郡山遺跡説明板 ○史跡標識 ○調査事務所 ○土地境界杭（標）
- 木柵・生垣 ○花壇 ○暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡）
- 居久根（いぐね）

現在生育するケヤキの木は、官衙と直接的なかわりはないが、天武・持統朝においては飛鳥寺の西の「齋槻の広場」で蝦夷等の服属儀礼が行われたとされ、石組池の傍らに所在するケヤキ（＝槻）の木は、史跡の本質的価値の理解に資するものと位置づけられる。

⑤その他の要素

- 農耕地等
畑地（ビニールハウス）
- 民家その他の建築物及び工作物
民家及び付属施設，学校施設（校庭・プール（昭和48年建築）等），市の施設
- 道路等
市道，水路
- その他の人工物
電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，一時避難所の案内板，カーブミラー

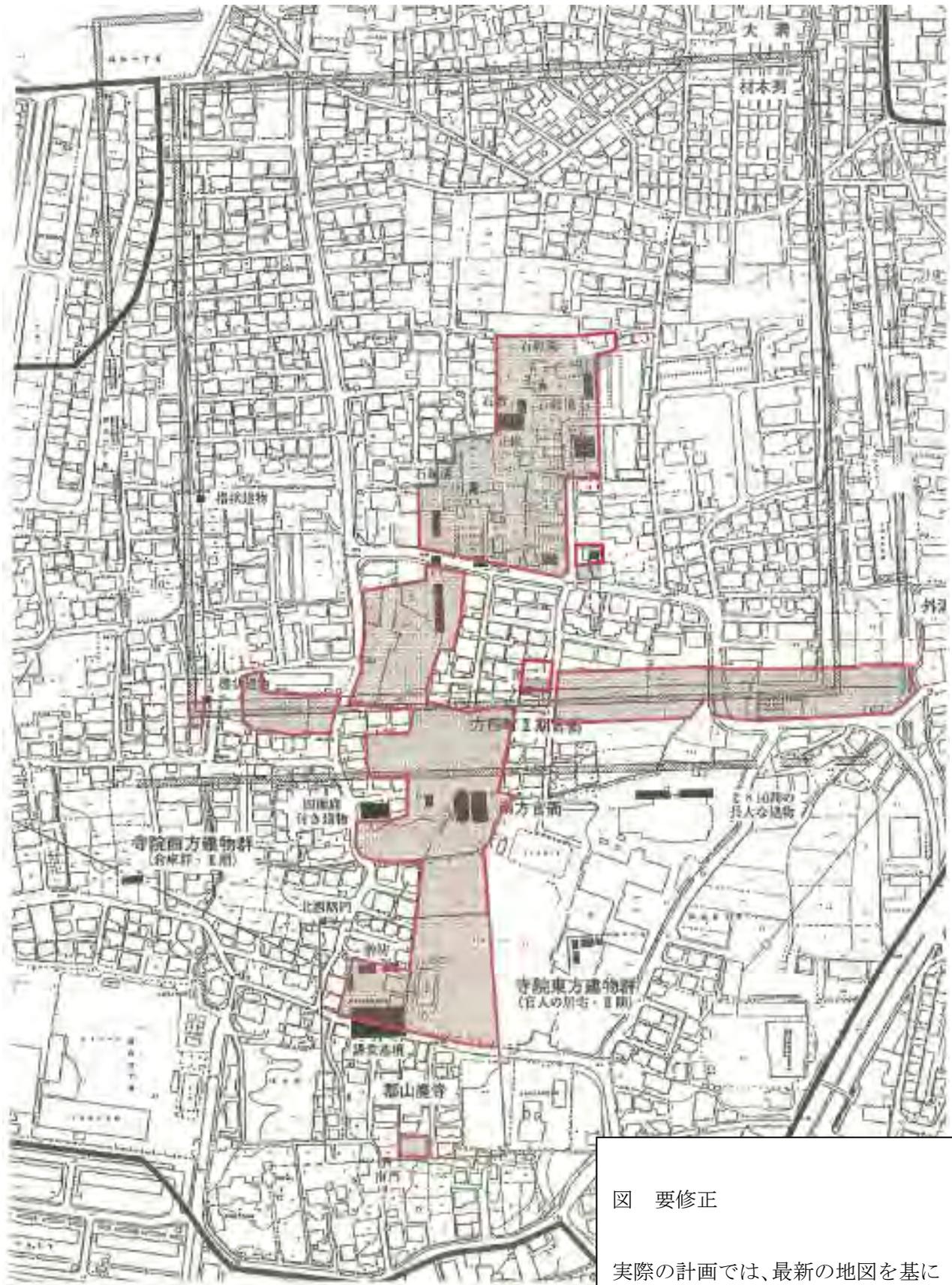


図 要修正
 実際の計画では、最新の地図を基に図を作製する予定です。

第 図 指定地において、本質的価値を構成する要素



石組池跡



石敷



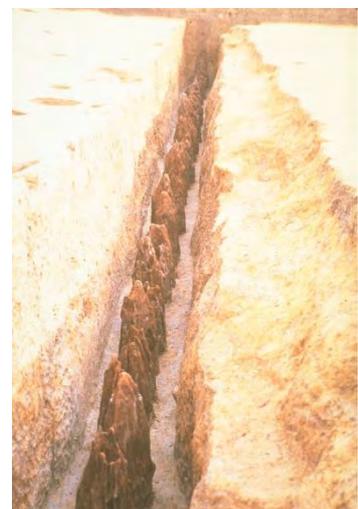
石組溝跡



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙正殿）



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙南門）
・材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)



材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)

写真● 指定地において、本質的価値を構成する要素の写真



掘立柱建物跡（櫓状建物）



材木列跡・大溝跡（Ⅱ期官衙南辺）



掘立柱建物建物跡（南方官衙）



基壇跡（郡山廢寺講堂）



井戸跡（郡山廢寺）



円面硯・刀子・木簡



軒丸瓦



畿内産土師器



土師器・須恵器
（Ⅱ期官衙出土遺物）

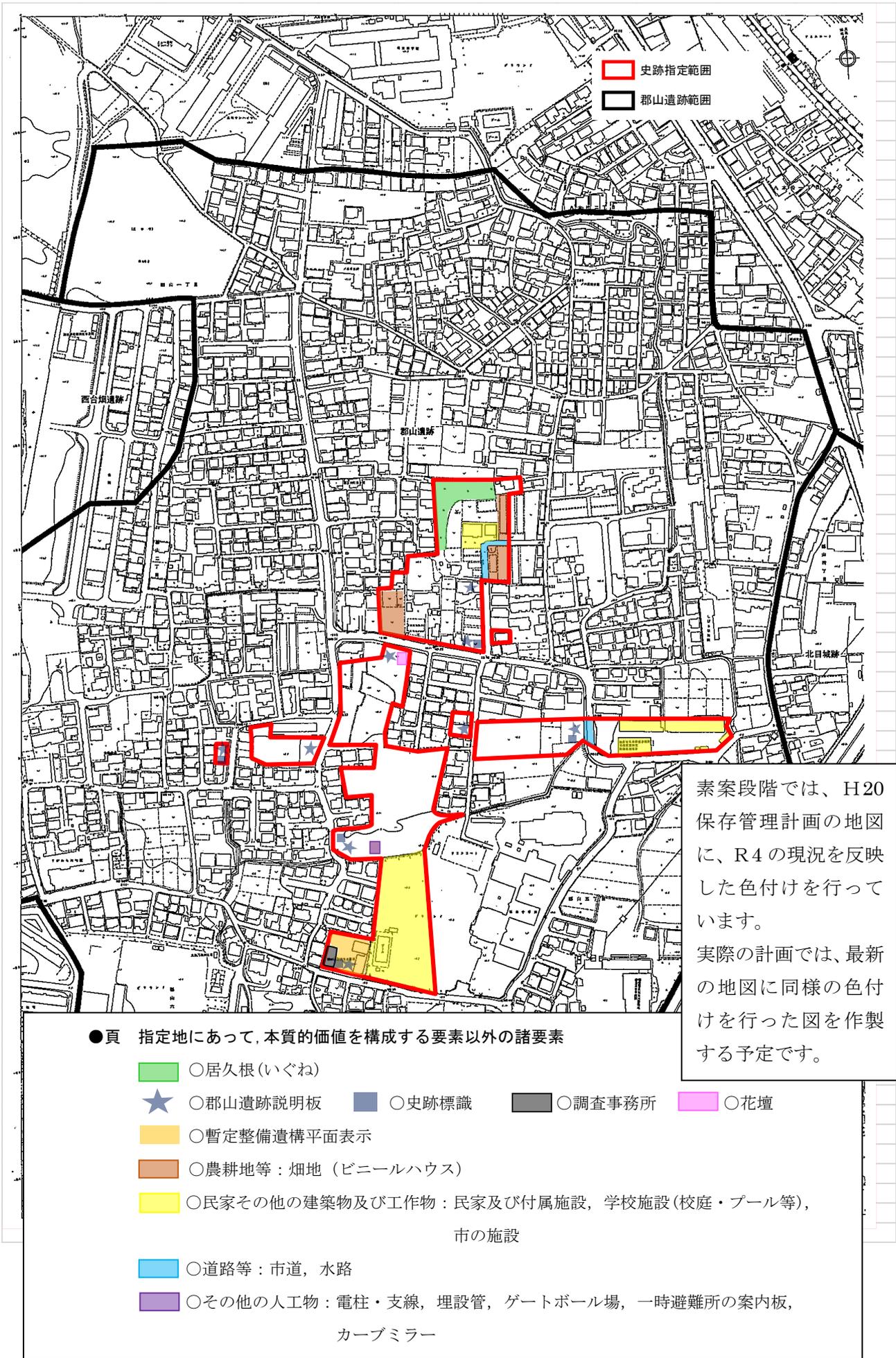


土師器・須恵器
（Ⅰ期官衙出土遺物）



関東系土師器

写真● 指定地にあつて、本質的価値を構成する要素の写真



素案段階では、H20
保存管理計画の地図
に、R4の現況を反映
した色付けを行って
います。
実際の計画では、最新
の地図に同様の色付
けを行った図を作製
する予定です。

- 頁 指定地において、本質的価値を構成する要素以外の諸要素
- 居久根(いぐね)
- 郡山遺跡説明板
- 史跡標識
- 調査事務所
- 花壇
- 暫定整備遺構平面表示
- 農耕地等：畑地（ビニールハウス）
- 民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設，学校施設（校庭・プール等），市の施設
- 道路等：市道，水路
- その他の人工物：電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，一時避難所の案内板，カーブミラー

第 図 指定地において、本質的価値を構成する要素以外の諸要素



中世～近世の遺構



居久根



郡山遺跡説明板・
史跡標識



調査事務所



土地境界標



木柵



生垣



花壇・遺跡説明板



暫定整備遺構表示
(郡山廃寺跡・講堂跡)



市の施設



市道・電柱



電柱支線



ゲートボール場



避難所案内板



カーブミラー

写真● 指定地において、本質的価値を構成する要素以外の諸要素の写真

史跡を構成する諸要素（史跡地内）	
・本質的価値を構成する要素	飛鳥～奈良時代の官衙や寺院の遺構・遺物
・本質的価値を構成する要素以外の諸要素	官衙や寺院が廃絶されてから、現在に至るまでに新たに加えられた諸要素
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素（史跡地外）	
・本質的価値に準ずる要素	史跡に指定されていない範囲の地下に埋蔵されている官衙の遺構や遺物
・本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	官衙期以外の遺構・遺物や、飛鳥～奈良時代以降現在に至るまでに新たに加えられた諸要素

(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

史跡地外にあって、本質的価値に準ずる要素

①地下に埋蔵されている遺構・遺物

- 遺構：掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡等
- 遺物：須恵器，土師器，金属製品等

②遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

史跡地外にあって、本質的価値に準ずる要素以外の諸要素

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

官衙期以外の時代の遺構・遺物

- 縄文時代後期の遺構・遺物 ○弥生時代の水田跡 ○古墳周溝とみられる溝跡・埴輪
- 平安時代の水田跡 ○古代末期の遺構（溝跡）・遺物 ○中世～近世の遺構・遺物

④史跡の保存管理・活用に資する要素

- 歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）
- 郡山遺跡説明板 ○郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）

⑤その他の要素

- 緑地等
神社林，街路樹
- 農耕地等
畑地
- 民家その他の建築物及び工作物
民家及び付属施設，民間施設（商業施設・教育施設・神社等），
学校施設（校舎・体育館・プール等），国の施設
- 道路等
市道，水路，私道
- その他の人工物
電柱・支線，埋設管，公園，駐車場，カーブミラー，ガードレール，信号機



掘立柱建物跡
(I期官衙中枢部)



掘立柱建物跡
(I期官衙倉庫跡)



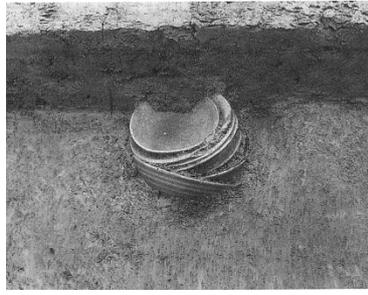
縄文時代後期の遺構・遺物



弥生時代の水田跡



古墳周溝とみられる溝跡



平安時代の水田跡
(遺物出土状況)



古代末期の遺構(溝跡)



歩道舗装を利用
した遺構平面表示



郡山遺跡説明板



郡山遺跡説明板



郡山遺跡説明板

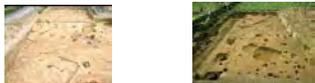


郡山中学校校舎内
遺構復元表示(西から)



郡山中学校校舎内
遺構復元表示(北から)

写真● 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素の写真

地区	分類	要素		
史跡指定地	本質的価値を構成する要素	遺構	石組池跡	
			石敷	
			石組溝跡	
			掘立柱建物跡	
			材木列・板塀跡	
			竪穴住居跡・竪穴建物跡	
			溝跡	
			基壇跡	
			井戸跡	
	遺物	須恵器(円面硯など)		
		土師器		
		瓦(鴟尾など)		
		木簡		
		金属製品		
	遺構間の空地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用			

地区	分類		要素		
史跡指定地	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡の歴史の変遷にかかわる要素	中世～近世の遺構・遺物		
			居久根(いぐね)		
		史跡の保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	史跡標識	
				調査事務所	
			土地境界杭(標)		
			木柵・生垣		
			花壇		
			暫定整備遺構表示 (郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)		
			居久根(いぐね)		
			その他の要素	ア 農耕地等	畑地(ビニールハウス)
	イ 民家その他の建築物及び工作物	民家及び付属施設			
		学校施設(校庭, プール等) (昭和48年建築)			
		市の施設			
	ウ 道路等	市道			
		水路			
	エ その他の人工物	電柱・支線		埋設管	
				ゲートボール場	
		一時避難所の案内板			
		カーブミラー			

地区	分類		要素		
史跡地外	本質的価値に準ずる要素		遺構	掘立柱建物跡	
				材木列・板塀跡	
				竪穴住居跡・竪穴建物跡	
				溝跡	
			遺物	須恵器 土師器 金属製品	
	遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用				
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	史跡の歴史的変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	縄文時代後期の遺構・遺物	
				弥生時代の水田跡	
				古墳周溝とみられる溝跡・埴輪	
				平安時代の水田跡	
古代末期の遺構(溝跡)・遺物					
中世～近世の遺構・遺物					

地区	分類		要素		
史跡地外	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	史跡の保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)		
			郡山遺跡説明板		
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)		
		その他の要素	緑地等	神社林 街路樹	
			農耕地等	畑地	
			民家その他の建築物及び工作物	民家及び付属施設 民間施設(商業施設, 教育施設, 神社等) 学校施設(校舎, 体育館, プール等) 国の施設	
			道路等	市道 水路 私道	
			その他の人工物	電柱・支線 埋設管 公園 駐車場 カーブミラー ガードレール	

史跡指定の状況や本質的価値にかかわる要素の分布状況から、郡山遺跡（一部西台畑遺跡を含む）を次の4つの地区に分類する。

① 指定地（下図 赤地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された史跡地。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿，Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

② 将来指定を目指す範囲（下図 青地部分）

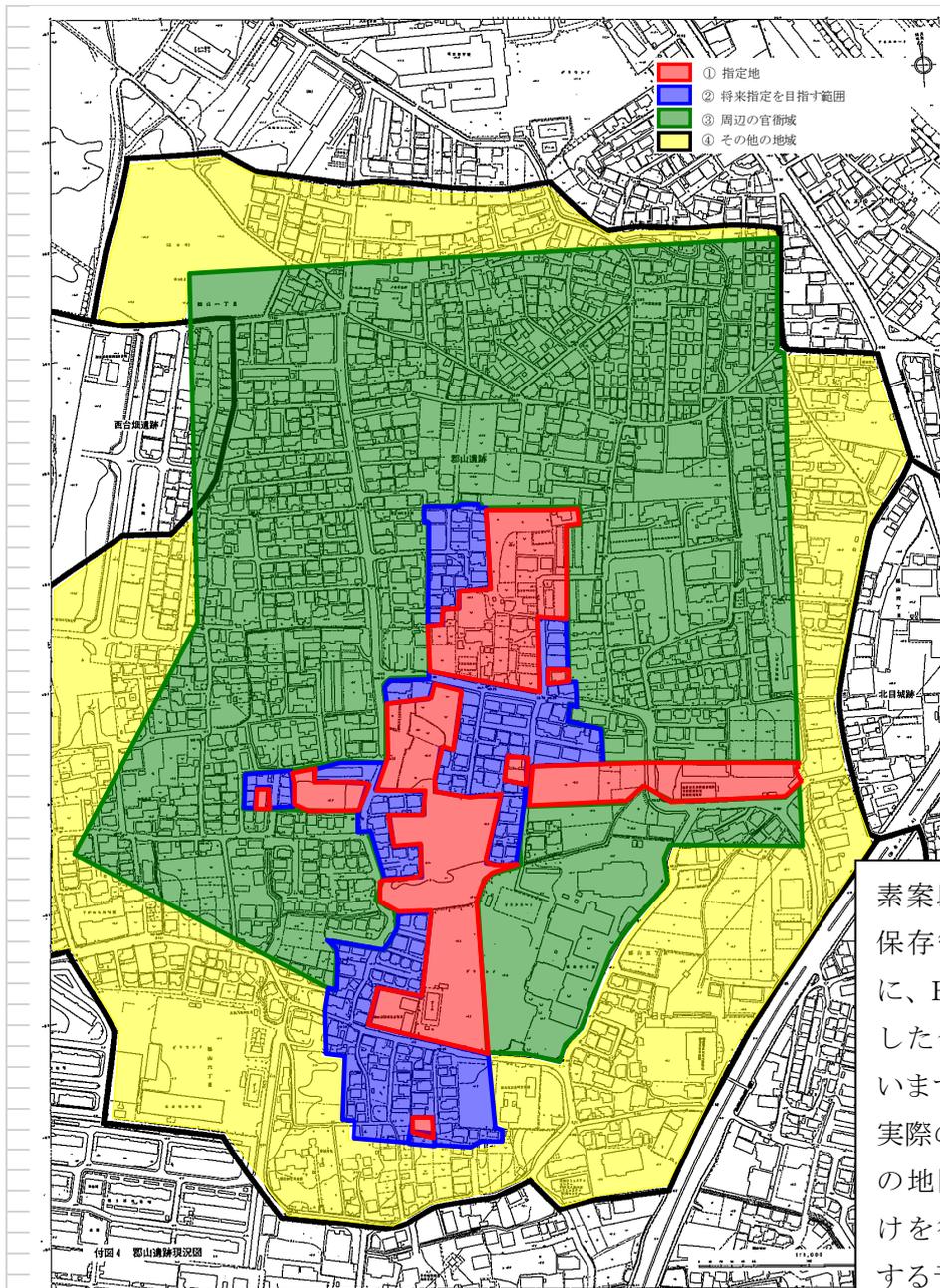
「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定地部分で，Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

③ 周辺の官衙域（下図 緑地部分）

②の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

④ その他の地域（下図 黄地部分）

①～③以外の郡山遺跡地内。



第 図 史跡指定範囲と官衙域等

第4章 現状・課題

1 保存（保存管理）

保存管理の現状・課題を第●図の地区別に整理すると以下のようになる。

区分	保存管理の現状	保存管理の課題
① 指定地	・平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めていない。	・引き続き史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めず、適切に史跡地を保存していく必要がある。
	・発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙（およびⅠ期官衙）の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	・継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。
	・公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間がかかる。	・整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。
	・公有化した土地は未整備であり、市が維持管理を行っている。 ・公有地の増加と共に除草・剪定等の維持管理費が増大しており、予算内では十分な対応をすることが難しい。	・地域住民の指摘等によって問題点を把握する場合も多く、より細やかな見回り等が必要である。 ・維持管理予算を確保する必要がある。
	・道路によって史跡地が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 ・道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	・史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	・市有地には学校用地、他部局の管理地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	・史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱いに係る協議が必要である。
	・大雨時に指定地が冠水することがある。	・排水のための施設が必要である。
② 将来指定を目指す範囲	・平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されることがないように協力を求めている。	・公有化できず、開発行為が行われる場合は、引き続き、遺構面を保存できる工法にするなどの協力を得る必要がある。
	・発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙（およびⅠ期官衙）の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	・史跡指定および公有化後、継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。
	・公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、予算確保と地権者の買取希望の時期の調整が難しい。	・整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。
	・地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	・情報発信を強化していく必要がある。
	・道路によって史跡を目指す範囲が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 ・道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	・史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	・企業有地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	・史跡の一体的な整備に向けて企業有地の取扱いに係る協議が必要である。
③ 周辺の官衙域・④ その他の地域（包蔵地）	・発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙（およびⅠ期官衙）の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していく必要がある。
	・開発傾向が続いており、平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づいて開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されることがないように協力を求めているが、調整が付かず記録保存のみとなる場合も多い。	・「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。
	・公有化を伴う「将来指定を目指す範囲」の拡大は地権者の事情等により難しい場合が多い。	・「将来指定を目指す範囲」については調査の進展を待って再検討する必要がある。
	・地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	・情報発信を強化していく必要がある。
	・学校用地や公共施設が所在し、当該地については発掘調査をする機会が少ない。	・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していく必要がある。

また、保存管理の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	保存管理の現状	保存管理の課題	
史跡地	本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査時は、遺構検出と一部遺構の半裁に留めており、調査後は埋め戻して遺構を保存している。 遺構上に盛土は行っていない。 地上に露出している遺構はなく、遺構の保存状態を確認する機会は、発掘調査時以外にはない。 公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。 	
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> 出土した遺物は、R3年度までは史跡地内に所在する郡山遺跡発掘調査事務所において保管していたが、地震等の影響によりプレハブを解体したため、遺物は市内に所在する収蔵庫に移動している。 史跡地近辺に遺物の保管場所は確保できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。 	
		空閑地	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査後は埋め戻して保存しているが、地上において遺構と空閑地の区別がつかない状態ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。 	
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	歴史の変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査後は埋め戻して遺構を保存している。 遺構上に盛土は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。
			居久根(いぐね)	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回程度、市有地外にはみ出した枝の剪定を行っているが、近隣の民有地に落葉等の影響がみられる。 樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐等が必要になる見込みである。
		保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	<ul style="list-style-type: none"> 重要な遺構が見つかった場所10箇所に、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った説明板を設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したものについては更新が必要である。 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	<ul style="list-style-type: none"> 「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った石製の標識を6箇所設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。
			調査事務所	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点として調査を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備するまでの調査事務所を確保する必要がある。
			土地境界杭(標)	<ul style="list-style-type: none"> 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は設置していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡境界標を設置する必要がある。
			木柵・生垣	<ul style="list-style-type: none"> 公有化した土地は木柵や生垣で囲っており、随時修理や剪定を行っているが、老朽化が進んでいる箇所もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したものについては更新が必要である。 史跡公園として整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。
			花壇	<ul style="list-style-type: none"> 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、継続的な美化活動等にはつながっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣学校等と連携した、継続的な美化活動等につなげる方策を考える必要がある。
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	<ul style="list-style-type: none"> 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、あまり目立たない。 	<ul style="list-style-type: none"> 周知の方法を工夫する必要がある。 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。
			居久根(いぐね)	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回程度、市有地外にはみ出した枝の剪定を行っているが、近隣の民有地に落葉等の影響がみられる。 樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐等が必要になる見込みである。
		その他の要素	農耕地等	<ul style="list-style-type: none"> 畑地や民家のごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。
			民家その他の建築物及び工物	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設・市の施設は、現在使用されている施設である。 	
道路等	<ul style="list-style-type: none"> 道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。 		<ul style="list-style-type: none"> 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。 		
その他の人工物	<ul style="list-style-type: none"> 現在使用されている設備である。 				

保存管理の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	保存管理の現状	保存管理の課題	
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めるなどして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。 ・調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 ・史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 ・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していく必要がある。 	
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡地近辺に遺物の保管場所を確保できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。 	
		空閑地	<ul style="list-style-type: none"> ・調査をしていない箇所があり、官衙の構成が不明な部分がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していく必要がある。 	
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	か歴か史かわる変遷要素に	官衙期以外の時代の遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・開発の際に調査をして記録保存は行っているが、遺構は残らない場合が多い。 ・出土遺物の保管場所を史跡地近辺には確保できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
			保存管理・活用に資する要素	<ul style="list-style-type: none"> 歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近) 郡山遺跡説明板 郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しており、歩道として管理されている。 ・3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。 ・中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しているが、一部床面の舗装に亀裂がみられる。 ・整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。 ・老朽化したものについては更新が必要である。 ・整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。 ・老朽化した部分については修繕を検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ・開発傾向が続いており、畑地等のごくわずかになっている。 ・「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めるなどして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。 ・調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。 ・道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。 ・地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 ・史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 ・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していく必要がある。 ・一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。 情報発信を強化していく必要がある。
			農耕地等		
			民家その他の建築物及び工作物		
	道路等				
	その他の人工物				

2 活用

活用の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	活用の現状	活用の課題
【展示・公開について】	・公有化した史跡地は公開しているが、遺構の表示や復元展示は行っておらず、木柵・生垣越しに道路や歩道から説明板等を見学する状態であるが、史跡地は道路で分断されている。	・史跡の本質的価値への理解を促す復元整備等の方法を検討する必要がある。 ・史跡地内部まで見学できる状態に整備する必要がある。 ・安全な見学動線を確保する必要がある。
	・震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	・史跡地外の学校敷地内(郡山中学校ピロティ)で遺構の復元展示を行っているほか、近隣学校で遺物の展示を行っているが、学校施設は一般の見学者が自由に出入りできない(見学希望者は事前に文化財課に連絡の上、職員同行で見学可)。史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	・史跡の最寄り駅であるJR長町駅の駅前プラザで遺物の展示を行っているが、展示を行っていることの認知度が十分とは言えない。	・情報発信を強化していく必要がある。 ・展示内容の充実を図る必要がある。
	・駐車場・駐輪場、便益施設等がなく、最寄駅等から徒歩でのアクセスに限られるなど、見学者にとっての利便性が低い。	・駅等と連携して表示や案内等を行う必要がある。 ・史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 ・徒歩・自転車等での見学コースの設定および、見学について案内パンフレット等の作成を検討する必要がある。
【情報発信について】	・史跡地内に説明板を10ヶ所、史跡地外(包蔵地内)に説明板を3ヶ所設置しているが、説明板は老朽化により文字や写真が見えづらいものがある。	・老朽化したものについては更新が必要である。 ・整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
	・郡山遺跡のパンフレットを作成し、希望者には文化財課や調査事務所配布しているほか、講座の際や現地案内時などに配布・活用しているが、史跡地で見学者が自由にパンフレットを得られる状態ではない。	・無人でもパンフレットの配布が可能な設備等の設置を検討する必要がある。
	・文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、近隣住民を含め、史跡の認知度が十分とは言えない。	・情報発信を強化していく必要がある。史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	・他の遺跡と共に市のHPで遺跡の概要を紹介しているほか、郡山遺跡について書籍等で情報発信しているが、郡山官衙遺跡群に特化した情報発信方法は少ない。	・史跡の性格や重要性が伝わるような、新たな情報発信の方法を検討する必要がある。
【教育について】	・文化財課職員が近隣学校への出前授業等を行っているほか、史跡地内で近隣の学校と連携の上、花壇の整備を行っているが、史跡近隣の学校以外では教科書の内容と結びつきにくく、出前授業等の機会が少ない。	・出前授業の増加や整備への参加など、より一層学校との連携を進める必要がある。 ・授業で扱いやすくなるような副教材等を作成する必要がある。
【連携について】	・近隣住民が史跡と係る機会が少ない。	・地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。
	・郡山遺跡に特化したボランティア組織等がない。	・ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。
	・郡山遺跡出土遺物を他自治体の博物館等に貸し出して展示しているが、市内外の古代の遺跡等との連携は進んでいない。	・他自治体の博物館等と定期的な交流事業等を検討する必要がある。
	・仙台市内の遺跡ネットワーク化、関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについて周知が必要である。	・関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについてパンフレット・HP等を作成して広報する必要がある。

また、活用の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下ようになる。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題		
史跡地	本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。 ・文化財課職員が希望者への現地案内を行っているが、史跡の認知度が十分とは言えない。 ・史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。 ・情報発信を強化していく必要がある。 ・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。 		
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・出土した遺物の一部は仙台市博物館や近隣の学校で展示を行っているほか、博物館等から貸出希望があれば、遺物の貸出を行っているが、震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。 		
		空闲地	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。 		
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	か歴か史かわる変遷要素に	官衙期以外の時代の遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史的変遷については情報発信が十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な視点からの情報発信が必要である。 	
			居久根(いぐね)			
		保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したものについては更新が必要である。 ・整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。 	
			史跡標識	<ul style="list-style-type: none"> ・石製の標識を6箇所設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。 	
			調査事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。 	
			土地境界杭(標)	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、現地で史跡範囲を認識しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡境界標を設置する必要がある。 	
			木柵・生垣	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいるが、内部は未整備のため、自由に見学できる状態ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園としての整備が必要である。 	
			花壇	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、その趣旨の周知が十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の方法を工夫する必要がある。 	
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、その旨の周知が十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の方法を工夫する必要がある。 ・史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。 	
			居久根(いぐね)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の理解にも資する要素であるが、その旨の情報発信が十分ではない。 ・住宅密集地における貴重な緑地であるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な視点からの情報発信が必要である。 ・整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。 	
			その他の要素	農耕地等	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。
				民家その他の建築物及び工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用されている施設である。 	
		道路等		<ul style="list-style-type: none"> ・道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。 	
		その他の人工物		<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用されている設備である。 		

活用の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題	
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	・記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	・調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設を確保できていない。		
		空闲地	・記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。		
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	歴史的変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	・史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史的変遷については情報発信が十分ではない。	・多様な視点からの情報発信が必要である。
			保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	・歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しているが、近くに設置している遺跡説明板を見ないと意図が伝わりにくい。
		郡山遺跡説明板		・3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	・老朽化したものについては更新が必要である。 ・整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
		郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)		・中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しているが、学校施設のため一般の見学者は自由に出入りできない。	・中学校校舎内の遺構復元については、学校側と協議の上、見学機会を増やす方法を検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	・近隣の住民が史跡と係る機会が少ない。 ・近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくい。	・情報発信を強化していく必要がある。 ・地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。 ・ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。 ・駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。
			農耕地等		
			民家その他の建築物及び工作物		
道路等					
その他の人工物					

3 整備

整備の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	整備の現状	整備の課題
保存のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡は未整備である。 ・史跡地には公有地(学校用地・他部局管理地を含む)と民有地(民家・畑地)があるが、整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。 ・将来指定を目指す範囲の史跡指定および公有化が必要なため、一体的な整備には時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 ・公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱いに係る協議が必要である。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地は道路により分断されており、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地内には、公有化以前の土地利用の違いにより高低差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保護に適した造成工事が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨時に史跡地が冠水することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水のための施設整備が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度まで史跡の保存・管理の拠点として使用していた発掘調査事務所が、地震等の影響により解体・撤去となったため、仮設プレハブを拠点として使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
公開活用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所敷地内に暫定整備として郡山廃寺跡の講堂・僧房の位置表示を行っているが、史跡地内において遺構の復元整備等は未実施である。 ・史跡地に隣接する中学校校舎の1階部分に遺構を復元しているが、学校側と調整の上で見学が可能であり、常時公開はしていない。 ・現状では史跡の様相が伝わりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値への理解を促す復元整備の方法を検討する必要がある。 ・中学校校舎内の遺構復元については、学校側と協議の上、見学機会を増やす方法を検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地・史跡周辺に説明板を計13ヶ所設置しているが、史跡地近辺にガイダンス施設等は未整備である。見学者は説明板等から情報を得ることができているが、史跡について体系的に理解するための情報が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地・史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。駐車場・駐輪場がないためアクセス手段が徒歩等に限られる。 ・近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくく、史跡地へ誘導する案内標識等は未整備である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 ・駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地は民有地や道路により分断されており、安全な見学動線を確保できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化を進めるとともに、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しているが、調査事務所は史跡地内に所在しており、建て替えができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地内には公有化以前の土地利用の違いにより高低差があるため見学しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の整備に適した造成工事が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽等は行っていない。古代における自然環境を復元するデータが不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の際に自然科学分析を行うなど、データを蓄積する必要がある。他遺跡の事例等も援用し、植栽計画等を検討する必要がある。

また、整備の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題	
史跡地	本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の復元整備等は未実施である。 地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではなく、史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。 	
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。 調査事務所で行っていた遺物の展示は、震災の影響により平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。 	
		空閑地	<ul style="list-style-type: none"> 地上において遺構と空閑地の区別がつく状態ではなく、官衙の様相や史跡の全体像がわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。 	
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	歴史的変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史的変遷について学びづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
			居久根(いぐね)	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回程度剪定を行っているが、樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐等が必要になる見込みである。
		保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	<ul style="list-style-type: none"> 重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したものについては更新が必要である。 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	<ul style="list-style-type: none"> 石製の標識を6箇所設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理を要する。
			調査事務所	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
			土地境界杭(標)	<ul style="list-style-type: none"> 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は未設置である。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡境界標を設置する必要がある。
			木柵・生垣	<ul style="list-style-type: none"> 公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡公園として整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。
			花壇	<ul style="list-style-type: none"> 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で植栽について整理を要する。
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡・講堂跡・僧房跡)	<ul style="list-style-type: none"> 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。
			居久根(いぐね)	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の理解にも資する要素であり、住宅密集地における貴重な緑地でもあるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。
		その他の要素	農耕地等	<ul style="list-style-type: none"> 畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。
			民家その他の建築物及び工作物	<ul style="list-style-type: none"> 現在使用されている施設である。 	
道路等	<ul style="list-style-type: none"> 道路等によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。 		<ul style="list-style-type: none"> 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。 		
その他の人工物	<ul style="list-style-type: none"> 現在使用されている設備である。 				

整備の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題	
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	・記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。	・史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	・調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。		
		空闲地	・記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。		
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	に歴史的変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	・記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史の変遷について学びづらい。	
			保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	・歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示している。
		郡山遺跡説明板	・3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	・老朽化したものについては更新が必要である。 ・整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。	
		郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	・中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示している。	・整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。	
		その他の要素	緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ・「将来指定を目指す範囲」については、史跡指定および公有化が必要なため、一体的な整備には時間を要する。 ・史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しにくい。 ・史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを検討する必要がある。 ・公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地、道路の取扱に係る協議が必要である。 ・駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。
			農耕地等		
			民家その他の建築物及び工作物		
道路等					
その他の人工物					

4 運営・体制の整備

運営・体制の整備の現状・課題を整理すると以下のようになる。

	運営・体制の整備の現状	運営・体制の整備の課題
保存活用計画の実施体制について	・史跡を保存活用する運営方法、体制の在り方について検討が十分ではない。	・今後の運営方法、人員体制の在り方等について検討が必要である。
	・日常管理は市で行っているが、地域住民からの要望等によって問題点を把握する機会が多い。	・より細やかな見回りや維持管理が必要であり、地域住民やボランティア団体等の参画を図る必要がある。
関係者・関係機関等との連携体制について	・地域住民をはじめとした市民が史跡と関わる機会が少ない。	・地域住民をはじめとした市民が史跡の保存活用により一層積極的に携われる工夫が必要である。
	・史跡の保存活用について、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会が少ない。	・一体的な史跡公園としての整備に向けて、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会を設ける必要がある。
	・関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等と連携する機会が少ない。	・関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等との連携体制について検討していく必要がある。

第5章 本計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

仙台郡山官衙遺跡群は、昭和54（1979）年から継続的に行われてきた発掘調査によって、1300年の長きにわたり実態が明確にされなかった歴史に終止符を打ち、文献史料に残らなかった官衙の存在が明らかになりつつあり、仙台郡山の地から新しい飛鳥時代像を投げかける存在となった。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは、当時の人々はもちろんのこと、いま目の当たりにしている私たちをも圧倒するものである。本史跡については、7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であったことがこれまでの調査で明らかになっている。このことは、仙台というまちのあらたな原点として、そして郷土の誇りとして、市民一人ひとりの心に刻まれ、後世へ引き継ぐべきものである。また、新たな仙台の古代史の原点として評価できるだけではなく、国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承すべき遺跡である。

仙台市南部の広域拠点として位置づけられるあすと長町地区市街地に隣接する本史跡が、将来にわたり守り伝えられていくためには、近隣住民をはじめとする仙台市民の理解と協力を得ることが不可欠である。しかし、仙台城跡や伊達政宗などの市民になじみのある遺跡や歴史と比べて、飛鳥・奈良時代の遺跡や歴史は、市民に身近なものとはいえない。今後、本史跡を通して、市民が飛鳥・奈良時代の歴史を体感し、日本という国の成り立ちと自分の暮らすまちが無関係ではないことを理解していただけるような場になることが望まれる。その上で、市民にとっても大切な宝として、世界に発信され、永く1000年先までも守り伝えられていくことが望ましい将来像であり、そのための土台・道筋をつくることのできるような保存・活用・整備を行っていく必要がある。

基本理念

案：現代の都市と共存する

古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

頁調整のため 概念図やイラストなど？

2 基本方針

【保存管理】

- ・本質的価値を損なうことなく、発掘調査に基づく情報をもとに適切な保存管理を行う。
- ・史跡の全体像解明のため、調査研究を継続的に進める。
- ・近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、保存管理を行う。
- ・個人所有地については、条件が整い次第早急に公有化し、遺構の恒久的な保存を図る。
- ・「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合は、史跡化・公有化を検討する。

【活用】

- ・本質的価値が正しく伝わるように、発掘調査に基づく情報をもとに積極的に活用を行う。
- ・近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得て、連携を図りながら活用を行う。
- ・多くの人に史跡の重要性が理解されるように、多言語・多手法により広く情報を発信する。
- ・遺跡ネットワーク(105頁・第●図)の一翼を担うなど、関連遺跡・関連機関と連携した活用を行う。
- ・史跡の持つ歴史的意義をはじめ、国際性・地域性・環境的意義等を踏まえ、学校教育・生涯学習の場、市民に親しまれる憩いの場、文化観光、防災拠点など、多様な視点からの活用を行う。

【整備】

- ・本質的価値を損なうことなく、発掘調査に基づく情報をもとに効果的に伝わる整備を行う。
- ・史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が史跡の本質的価値を体感できるような整備を行う。
- ・将来的に史跡のスケール感が実感でき、安全な見学動線が確保できるような、一体的な史跡公園として整備する。
- ・史跡の持つ歴史的意義をはじめ、地域性・国際性・環境的意義等を踏まえ、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行うとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光の地、防災拠点となるよう、来訪者の安全に配慮した整備を行う。

【運営・体制整備】

- ・近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得られるような関係を構築する。
- ・市の関連部局や、関連する専門機関・教育機関等と連携した運営を行う。
- ・古代城柵官衙遺跡の関連機関と情報交換や連携に努める。
- ・運営に携わる人材輩出のため、地域住民をはじめとしたボランティアの養成に努める。

第6章 保存・管理

1 保存管理の方向性

【保存管理の基本方針】（88頁より）

- ・本質的価値を損なうことなく、発掘調査に基づく情報をもとに適切な保存管理を行う。
- ・史跡の全体像解明のため、調査研究を継続的に進める。
- ・近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、保存管理を行う。
- ・個人所有地については、条件が整い次第早急に公有化し、遺構の恒久的な保存を図る。
- ・「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合は、史跡化・公有化を検討する。

上記の基本方針を達成するため、保存管理の方向性を以下のように整理する。

- ① 指定地内は、管理団体である仙台市が土地所有者と協力して、史跡として相応しい適切な保存管理に努めることとする。
- ② 史跡の保存管理にあたっては、平成20年策定の「保存管理計画」で定められた現状変更取扱基準を本計画において見直したうえで行うこととする。
- ③ 史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議するものとする。
- ④ 史跡の実体解明や史跡整備に向けた発掘調査については、計画的・継続的に実施する。
- ⑤ 指定地内の維持管理に地域住民やボランティアなど、多方面からの協力を得られるような取り組みの促進を図ることとする。
- ⑥ 指定地内および将来指定を目指す範囲の個人所有地については、土地所有者の同意の上、条件が整い次第早急に公有化し、遺構の恒久的な保存を図って行くこととする。
- ⑦ 指定地内および将来指定を目指す範囲に所在する、史跡の本質的価値を構成する要素の一体的な保存を図るため、その他の要素（建築物・道路等）の将来的な取扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていくこととする。
- ⑧ 将来指定を目指す範囲、周辺の官衙域、その他の地域については、遺構及び周辺の環境が極力破壊されることがないように、関係者に協力を求めることとする。

2 保存管理の方法

74 頁で分類した4つの地区（次頁に再掲載）に対し、以下のように保存管理の方法を定めるものとする。

(1) 指定地（第●図 赤地部分）。

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された史跡地。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿，Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

【保存・管理方法】

- ①遺構の維持保全を図るため、現状変更取扱基準（96 頁参照）に則り、遺構に影響を与える行為を厳しく制限する。
- ②発掘調査は必要最低限の範囲で行い、見つかった遺構は埋め戻して現地保存する。
- ③材木列等、毀損及び脆弱化の恐れのある遺構については、必要に応じて保存措置を行う。
- ④出土遺物は必要に応じて保存措置を行い、調査図面・写真等とともに収蔵施設で適切に保管する。
- ⑤良好な景観の維持，遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草の整理を行う。
- ⑥史跡内の樹木の維持管理（間伐，下刈，枝払い，枯損木の撤去）を行う。
- ⑦公有化した範囲は必要に応じて囲いを設置し，史跡境界標を埋設する。
- ⑧日常的な維持管理は主として仙台市が行い，積極的に地域やボランティア等の協力も得られるよう努める。

(2) 将来指定を目指す範囲（第●図 青地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定地部分で，Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

【保存・管理方法】

指定地と同等と位置付け，今後も発掘調査を計画的に行い，全容解明に努め可能な限り追加指定を目指すこととする。調査及び保存については地権者，地域住民に対して協力・理解を求めていく。

(3) 周辺の官衙域（第●図 緑地部分）

(2) の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

【保存・管理方法】

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い（94 頁「文化財関係届出・申請の大まかな流れ」参照）となるが，(2)とともに官衙を構成する重要な区域であり，開発計画等により遺構に影響が及ばないように関係機関へ保存に向けた協力を求めることとする。また，郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には，追加指定を検討する。

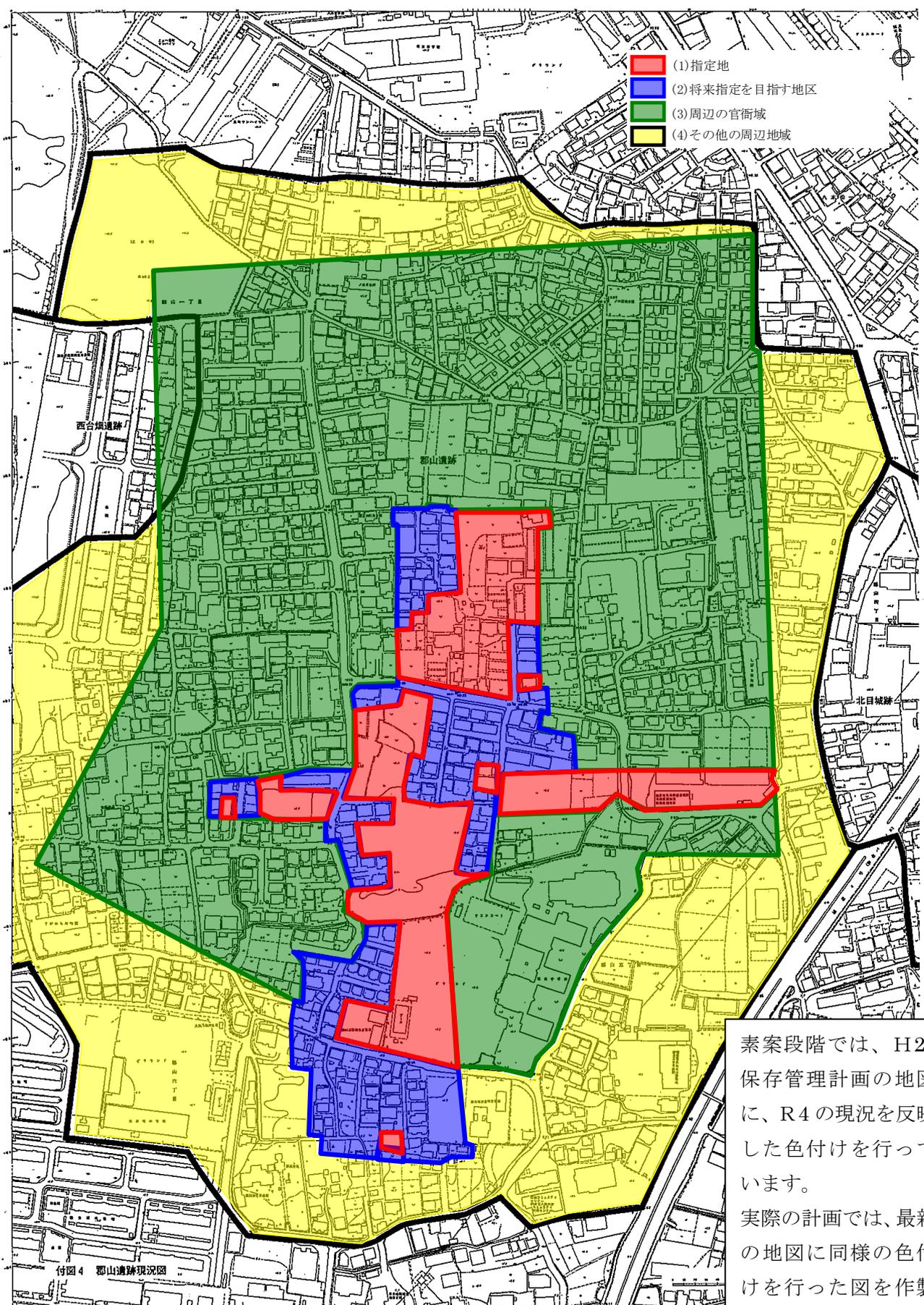
(4) その他の地域（第●図 黄地部分）

(1) ～ (3) 以外の郡山遺跡地内。

【保存・管理方法】

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い（94 頁「文化財関係届出・申請の大まかな流れ」参照）となるが，開発計画等により遺構に影響が及ぶような場合には極力保存できる

ように協力を求めることとする。また、郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には、追加指定を検討する。



第 図 史跡指定範囲と官衙域等

史跡を構成する個別の諸要素の保存管理の方法

地区	分類	要素	保存管理の方法	
史跡地	本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的・計画的な発掘調査を行い、史跡の全体像解明に努めるとともに、見つかった遺構は埋め戻して保存する(必要に応じて盛土による保護を行う)。 ・整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態にする。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。 	
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物の保管を可能にする。それまでは、市内に所在する収蔵庫にて遺物を保管する。 	
		空闲地	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構と空闲地の区別がつく状態にする。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。 	
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	変遷の歴史にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地の歴史の変遷を明らかにするためにも、継続的・計画的な発掘調査を行う。
			居久根(いぐね)	<ul style="list-style-type: none"> ・伸長した枝の剪定を行うとともに、樹木の生長に伴う倒木の可能性を鑑み、必要に応じて間伐等を行う。
		史跡の保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したものについては随時更新する。 ・整備基本計画策定の中でデザインの統一等について整理し、設置個所や設置数についても再整理する。
			史跡標識	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定の中で、設置箇所や設置数について整理した上で、新規設置や移設等を行う。
			調査事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討する。史跡近辺に施設を整備するまでの調査事務所を確保する。
			土地境界杭(標)	<ul style="list-style-type: none"> ・公有化した範囲については、史跡境界標を設置する。
			木柵・生垣	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化したものについては随時更新する。 ・整備基本計画策定の中で遮蔽施設について検討する。
			花壇	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的な整備や区分けした上での整備を行うまでは、引き続き花壇の整備を行う。
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	<ul style="list-style-type: none"> ・説明板の設置等、周知の方法を工夫する。 ・整備基本計画策定の中で整備内容や整備方法について検討する。
		その他の要素	農耕地等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議する。 ・所有者の同意の上、条件が整い次第早急に公有化し、遺構の恒久的な保存を図る。 ・一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備などを行うことなどを整備基本計画策定の中で検討する。
			民家その他の建築物及び工作物	
			道路等	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。
その他の人工物				

史跡の周辺地域における個別の諸要素の保存管理の方法

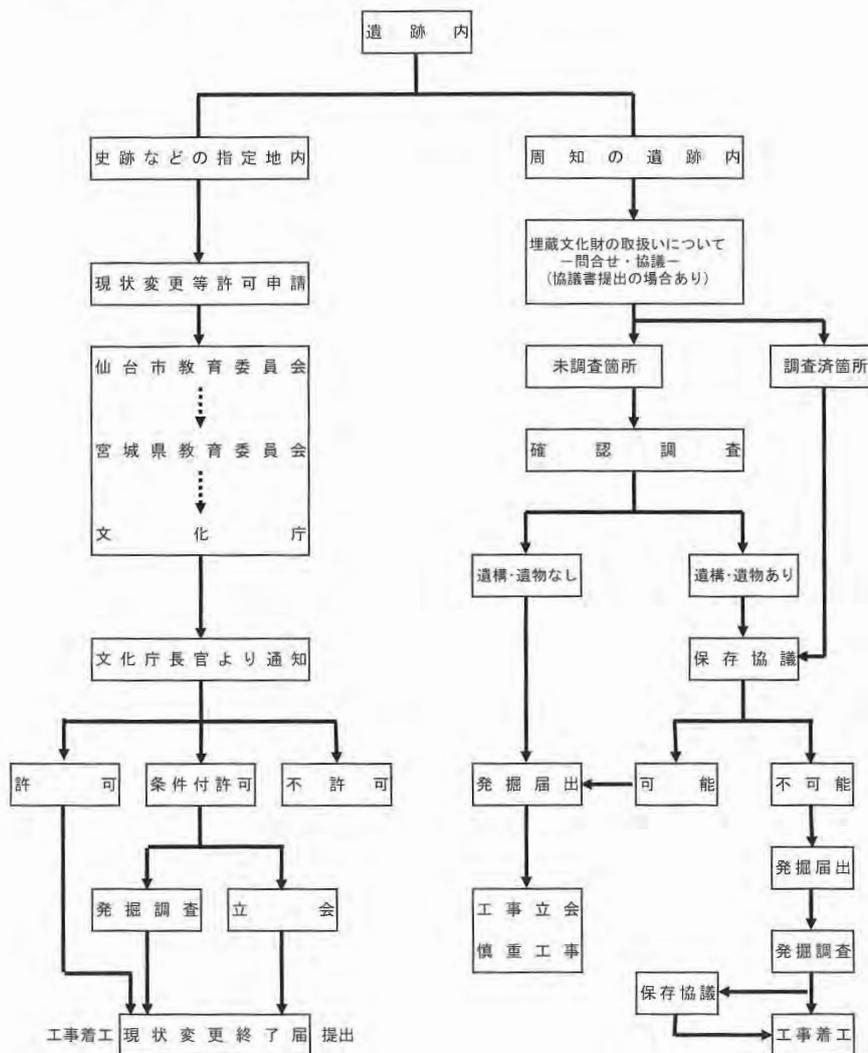
地区	分類	要素	保存管理の方法	
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。 ・史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める。 ・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析し、史跡の全体像解明に努める。 	
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物の保管を可能にする。それまでの間、調査で遺物が出土した際は、市内に所在する収蔵庫にて保管する。 	
		空闲地	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析し、史跡の全体像解明に努める。 	
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	史的変遷に歴史的要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定の中で、史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備することについて検討する。
			史跡の保存管理・活用に資する要素	<ul style="list-style-type: none"> 歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近) 郡山遺跡説明板 郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)
		その他の要素	緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ・「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。 ・史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める。 ・開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析し、史跡の全体像解明に努める。 ・一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。 ・情報発信を強化し、世代交代した地権者や、売買によって増加した新規住民の史跡への理解を得る。
			農耕地等	
			民家その他の建築物及び工作物	
			道路等	
			その他の人工物	

3 現状変更等の取扱い基準

現状変更等：史跡の現状を変更する行為および、保存に影響を及ぼす行為。

文化財保護法では、史跡に関して現状変更等の制限及び原状回復に関して規定しており、史跡指定地内においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関して厳しい制限がかかっている。指定地内における建造物や工作物の設置・撤去や木の伐採等、地上・地下において現状を変更する行為が許可申請の対象となる。

〈文化財関係届出・申請のたまかな流れ〉



(1) 指定地

【現状変更等の取扱いに係るこれまでの経緯】

史跡仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を構成する諸要素としては、地下に埋蔵されている遺構・遺物が対象となり、それらについて適切に保存するため、「仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」（平成20年3月）を策定し、文化財保護法に基づいた取扱いをすることとして現状変更の取扱い基準を定め、これまで保存管理を行ってきた。

取扱い基準については、土地所有区分を考慮し、地区区分（①民有地、②学校用地、③市有地・国有地）を行っており、現状変更許可の申請があった場合、その判断にあたって事前の発掘調査を実施することがあると定めている。

保存管理計画策定後、公有化が進んだことで民有地が減少し、市有地が増加していることに伴い、現状変更についても、市有地で文化財課が実施した保存管理・活用等に伴う事例が大半を占めている。

第●表 保存管理計画策定後の現状変更 件数及び概要

	民有地		学校用地	市有地							計
	買上に伴う解体撤去・樹木伐採	フェンス設置		文化財課管理地					他部局管理地		
			中学校プール・水道管・ブロック塀等	木柵設置	標識・説明板設置	発掘調査(範囲確認調査)	植栽(暫定整備)	木竹剪定・伐採	電柱撤去	建物解体撤去	
H20	3			1	2	1					7
H21			1								1
H22											0
H23	1	1	1	1			1				5
H24							1				1
H25							1				1
H26							1				1
H27							1			1	2
H28							1		1		2
H29			2		1		1				4
H30	2		1	1			1				5
H31・R1	1		1	1		1	1				5
R2	1		1	1		1	1	1	1		7
R3						1	1				2
計	8	1	7	5	3	4	11	1	2	1	43

これまでの経緯を踏まえ、各地区区分における今後の現状変更等の取扱についての方針を以下のとおりとする。

【私有地】

地権者の理解と協力のもと、公有化（買上）に伴う建物等の解体工事以外の事例はほとんどない状況であり、引き続き同様の取扱基準の下に適切な保存管理を行っていく。

【学校用地】

水道管の漏水対応や、プールの修繕工事等が行われているが、いずれも遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱基準の下に適切な保存管理を行っていく。

【市有地（他部局管理地）】

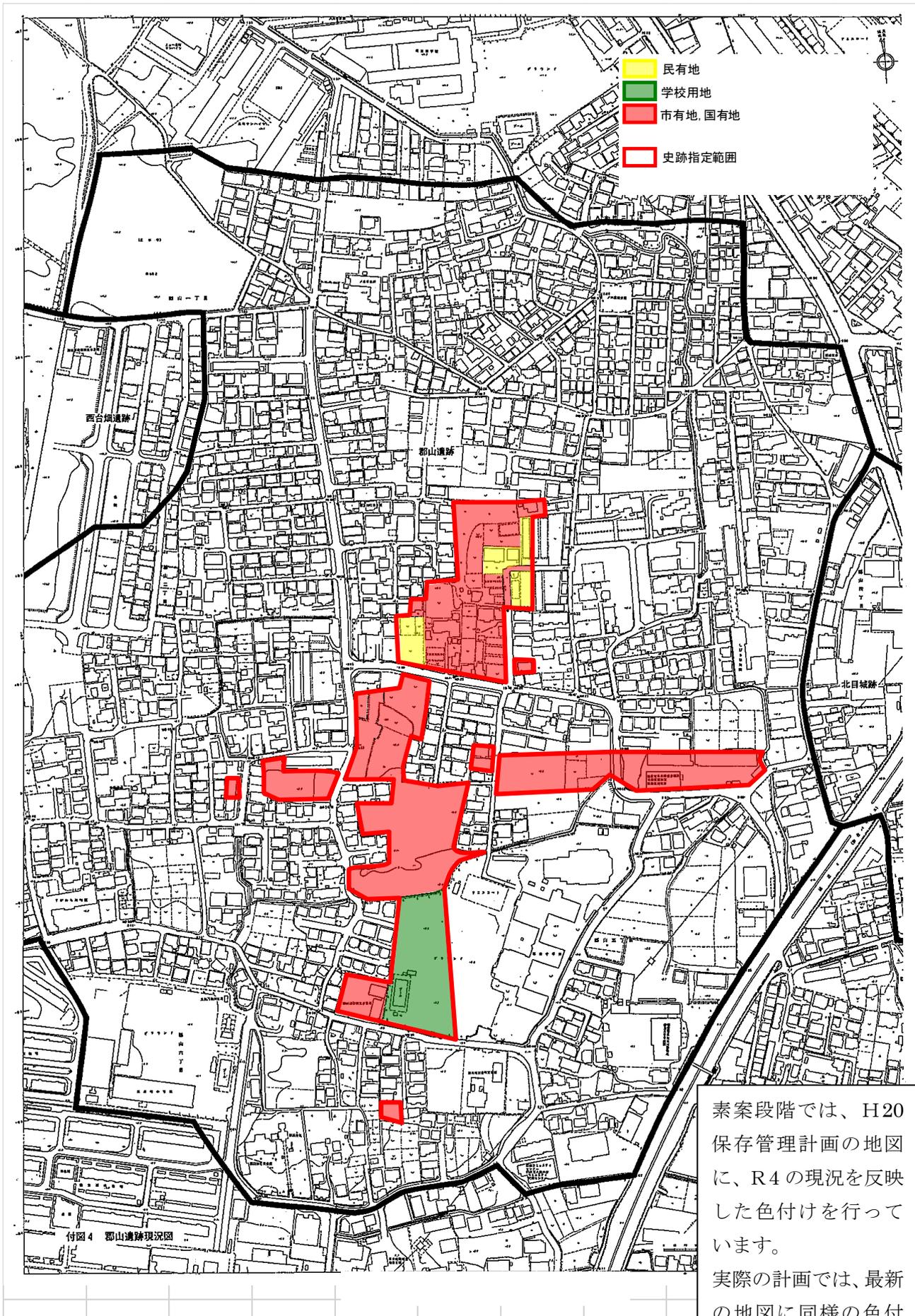
建物の解体等が行われているが、遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱基準の下に適切な保存管理を行っていく。

【市有地（文化財課管理地）】

今後もこれまで同様の事業実施が想定される他、整備（暫定整備を含む）に伴う工事を実施する予定であるが、その内容については今後、整備基本計画策定の際に検討が必要である。なお、整備（暫定整備）の実施に関わらず、今後史跡地を教育活動や地域活動等で使用する可能性についても考慮する必要があるため、それらに伴う一時的な工作物等の設置については、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もあることを新たに追加することとする。

地 区	現状変更取扱基準
私有地 (第●図 黄地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。生活上やむを得ない住宅の増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
学校用地 (第●図 緑地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。学校施設におけるやむを得ない増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
市有地, 国有地 (第●図 赤地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②公衆用道路、水路の拡幅は認めない。補修もしくは修繕は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ④公共・公益施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ⑤教育活動や地域活動等に伴う一時的な工作物等の設置に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もある。

※ 現状変更の手続き（94頁 「文化財関係届出・申請のたまかな流れ」参照）



素案段階では、H20
保存管理計画の地図
に、R4の現況を反映
した色付けを行って
います。
実際の計画では、最新
の地図に同様の色付
けを行った図を作製
する予定です。

第●図 史跡内部保存管理区分

(2) 将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域

当該地の現状変更については，計画段階で十分な協議を行い，地下遺構及び周辺の環境が極力破壊されることがないように，事業者及び所有者等に事業計画の見直し等の協力を得られるよう努める。

生活上やむをえない事由による開発行為については，地下遺構への影響を最小限に止めるよう協力を求め，遺跡の保護・保存に努める。

4 公有化の方針

指定地内の私有地 3,134.81 m²については，史跡の保存及び整備・活用の観点からも，条件が整い次第早急に公有化を実施する。また，将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域についても，史跡追加指定がなされた部分について，指定地に準じて可能な限り公有化を行っていく。

5 追加指定

将来指定を目指す範囲については，所有者の同意が得られた部分から順次追加指定をしていくこととする。また，周辺の官衙域，その他の地域については，発掘調査の結果，指定地と同等の重要性をもつものであると判断された場合，所有者の同意を求め，追加指定することを検討する。

第7章 活用

1 活用の方向性

【活用の基本方針】(88頁より)

- ・本質的価値が正しく伝わるように、発掘調査に基づく情報をもとに積極的に活用を行う。
- ・近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得て、連携を図りながら活用を行う。
- ・多くの人に史跡の重要性が理解されるように、多言語・多手法により広く情報を発信する。
- ・遺跡ネットワーク(105頁・第●図)の一翼を担うなど、関連遺跡・関連機関と連携した活用を行う。
- ・史跡の持つ歴史的意義をはじめ、国際性・地域性・環境的意義等を踏まえ、学校教育・生涯学習の場、市民に親しまれる憩いの場、文化観光、防災拠点など、多様な視点からの活用を行う。

上記の基本方針を達成するため、活用の方向性を以下のように整理する。

- ① 調査研究によって明らかになった史跡の価値を、広く共有できるような活用に努めることとする。
- ② 本史跡を通して市民をはじめとする来訪者が、史跡の本質的価値を体感できるような活用を図ることとする。
- ③ 地域住民や学校、ボランティア、各種NPO等と積極的に連携し、遺跡の公開・普及・啓発活動において協働していけるよう検討することとする。
- ④ 郷土の誇りとしてだけでなく、国民共有の歴史的文化的遺産として継承されるよう、多面的な媒体・多言語による情報発信に努めることとする。
- ⑤ 市内における飛鳥時代の遺跡の活用拠点として、市内の遺跡をネットワーク化する際の一翼を担うような活用を行うこととする。
- ⑥ 学校教育においては、歴史(郷土)学習や総合的な学習などに活用し、郷土意識を育む。また、市民や利用者が様々なライフステージにおいて、創造的市民活動の源泉として多面的に活用できるようにする。
- ⑦ 古代史の重要な舞台として郡山地域のアイデンティティ形成に資するとともに、本史跡が市民の宝として今後も都市と共存していけるよう、市民が親しみや誇りを持てるような活用を図ることとする。併せて、地域外からの訪問者が地域の歴史及び文化を体験する文化的観光資源としての活用の在り方と調和を図ることとする。

2 活用の方法

(1) 学校教育における活用

① 学校のカリキュラムと連動した活用方法等の工夫

学校現場の先生方が、郡山遺跡について積極的に授業に取り入れることができるよう、研修機会の設定や情報提供等の工夫を行う。また、郡山遺跡についての指導が、教科等の年間指導計画に沿ったものとなるように、現場の先生方の意見を取り入れながら指導案を作成したり、授業において使用しやすい副教材（ワークシート・パンフレット）等を作成する。更に、国の「学校教育情報化推進計画」等に基づき、学習教材のVR化等の推進について検討する。



郡山遺跡を扱った出前授業の様子

イメージ図・写真 など

イメージ図・写真 など

イメージ図・写真 など

イメージ図・写真 など

イメージ図・写真 など

② 学校教育における「自然環境や文化財を活用した体験学習の場」の創出

児童生徒が自然環境や史跡の重要性を理解し、大切に伝えていこうとする意識を育むことができるように、体験学習の場を創出する。また、安全面等も考慮した上で、参加しやすい史跡整備の工程に児童生徒が参加する方法についても検討する。

イメージ図・写真 など

他自治体の事例写真 など

③ 高校生を対象とした郡山遺跡サポーター養成講座の開催

高校生を対象とし、郡山遺跡についての理解を深めてガイド活動等が可能となるような、郡山遺跡サポーター養成講座を開催し、生徒たちの学び・交流を支援する場とする。

イメージ図・写真 など

イメージ図・写真 など

④ 郡山遺跡を活用した研究教育プログラム

大学等と連携し、発掘調査への学生の参加や、資料分析等を実施するなど、郡山遺跡を活用した研究教育プログラムの実施を検討する。

イメージ図・写真 など

他自治体の事例写真 など

(2) 社会教育における活用

① 「古代体験」の場の創出

古代の役所の仕事や当時の各階層の食事・衣服の体験等を通して、市民生活と史跡の関わりを体感してもらう仕掛けを積極的に企画・実施する。

(例)・古代の役人等の衣服着用や、役人の仕事体験などを行う。

- ・古代の食事づくり，試食体験などを行う。
- ・古代の遊戯や建築・測量・モノづくりなどの技術にかかわる体験を行う。
- ・古代の儀礼や年中行事にまつわるイベントを開催する。

他自治体の事例写真 など

他自治体の事例写真 など

② 市民参画の活用・管理運営

歴史公園としての整備事業や整備後の管理・運営を市民との協働で行うために、ガイドボランティア等の養成と活動の推進，公園利用者による清掃等奉仕活動などを実施する。

(例)・暫定として市民参加による短期的な整備（花壇等）を行う。

- ・史跡や整備後の運営・管理に対する関心を持ってもらうために，整備の様子を順次公開する。
- ・安全面等も考慮した上で，参加しやすい史跡整備の工程に市民も参加する。

事例写真 など

事例写真 など

他自治体の事例写真 など

他自治体の事例写真 など

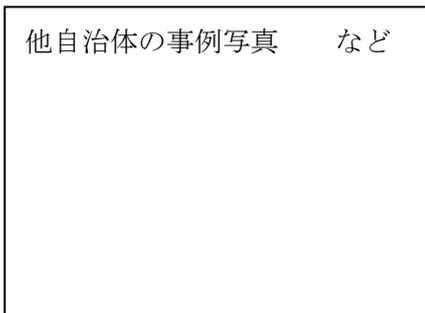
(3) 地域や観光における活用

① 地域と連携した活用

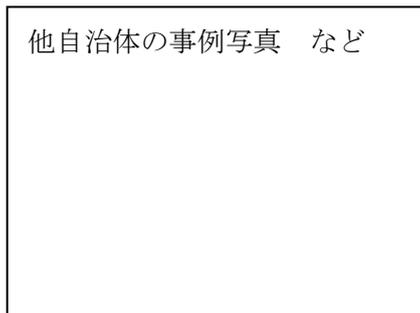
「地域と共に育つ場」としての利活用を行う。地域の活性化に向けた取組の拠点となるような活用方法を検討する。

- (例)・防災訓練など、町内会の地域活動等で史跡地を活用できるようにする。
- ・地域住民が史跡への理解を深めるための講座等を定期的に行う。
 - ・地元産の素材や地域のアイディアを活かしたグッズの作成を行う。
 - ・音楽や伝統芸能などの文化イベント、地域で活動する団体の発表の場として活用する。

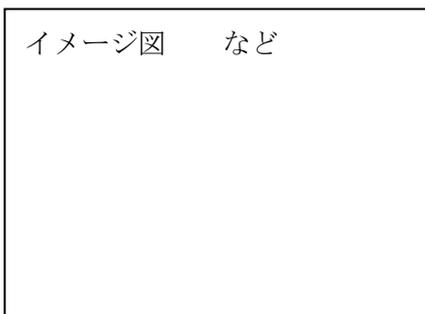
他自治体の事例写真 など



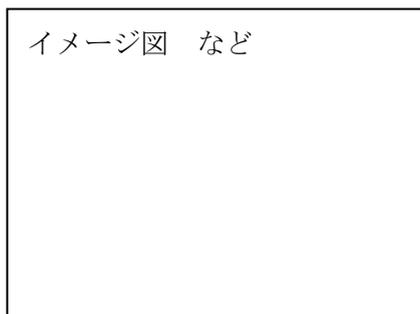
他自治体の事例写真 など



イメージ図 など



イメージ図 など

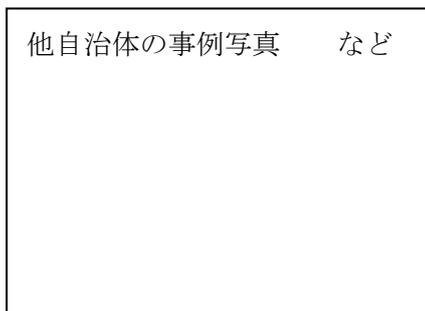


② 多面的な媒体による情報発信

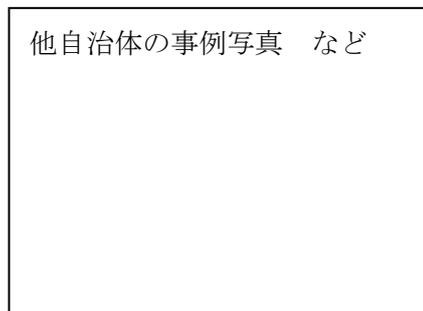
仙台郡山官衙遺跡群の情報を全国へ発信するため、様々な媒体を利用した多様な情報発信を行う。

- (例)・市のホームページ上に郡山遺跡の専用ページを作成する。
- ・パンフレットの多言語化や、易しい日本語・内容のパンフレット作成を行う。
 - ・SNS など新たな情報発信方法の活用を検討する。
 - ・「せんだい Tube」などを活用した動画配信を行う。
 - ・公共交通機関等と連携して案内表示等を行う。

他自治体の事例写真 など



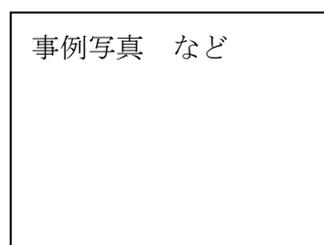
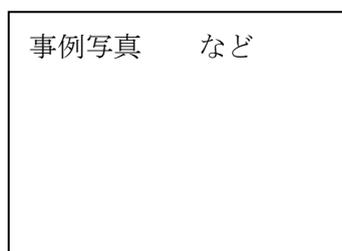
他自治体の事例写真 など



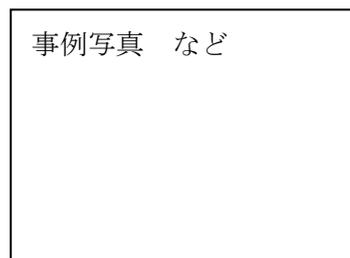
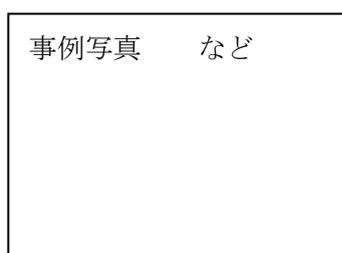
③ 史跡地の公開・出土遺物の展示の充実

史跡地内部まで見学できる状態への整備や、史跡地近辺でのガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の整備を検討するとともに、整備完了までに史跡の公開や出土遺物の展示を充実させる。

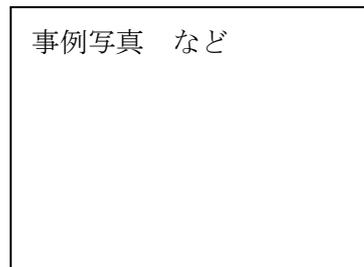
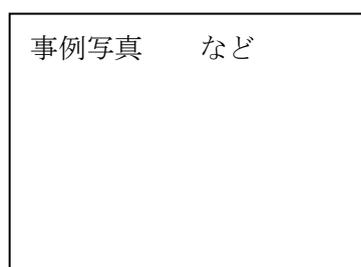
(例)・既存の説明板の修繕や更新を行うとともに、徒歩・自転車等での見学コースを紹介するマップ作成や、観光マップ等との連携などを行う。



- ・職員が同行する史跡地見学の定期実施や、調査現場の公開機会増など、既の実施している事業の充実を図る。併せて、郡山中学校校舎内ピロティで行っている遺構の復元展示やパネル展示について、より一層の周知を図るとともに、学校側と協議の上、見学機会を増やすための方策を検討する。



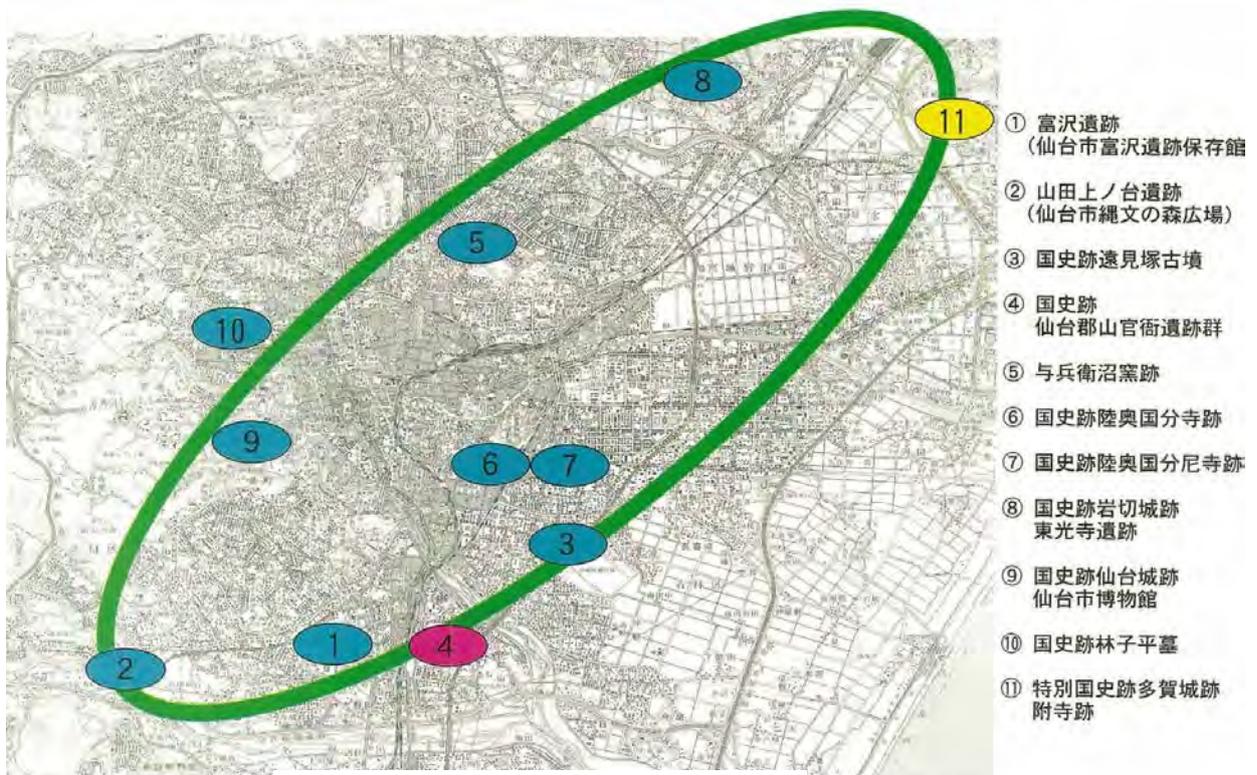
- ・文化財展や近隣学校等での展示など、既存の展示機会において展示内容を充実させるとともに、史跡地近辺を中心に展示可能な場の確保に努めるなど、新たに展示可能な場所や機会を増やす。



④ 遺跡ネットワークのなかの郡山遺跡

仙台には数多くの遺跡があり、各時代の代表的な遺跡として、旧石器時代の富沢遺跡（地底の森ミュージアム）をはじめ、縄文—山田上ノ台遺跡（縄文の森広場）、古墳—史跡遠見塚古墳、奈良—史跡陸奥国分寺・尼寺跡、中世—史跡岩切城跡、近世—史跡仙台城跡などがある。こうした旧石器時代から近世に至るまでの、重要で保存状態の良い遺跡が残る仙台は、遺跡をめぐりながら、連綿と続く仙台の歴史をたどることができるという歴史的環境に恵まれた都市である。

これらの遺跡を歴史的文化資産としてネットワーク化し、活用を展開することは、市民が郷土の歴史を知り郷土愛を育むばかりでなく、新たな仙台の個性を創り出し全国へ発信することに大きく寄与するものである。仙台郡山官衙遺跡群は、ネットワーク化の中で飛鳥時代の遺跡活用拠点としての重要な一翼を担うことを目指す。



第●図 遺跡ネットワーク想定図

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。
（承認番号 平 19 東復第 224 号）

⑤ 交流拠点としての活用

古代において様々な人・モノ・文化・技術交流の場であった仙台郡山官衙遺跡群の性格を生かし、現代においても、地域における住民の交流をはじめ、県内や国内、海外との様々な交流の場として活用する。

（例）・他自治体の博物館や、古代において関連や交流が伺える遺跡（蝦夷が訪れた記録がある遺跡や、東北地方の土師器が出土している遺跡）等と交換展示や訪問事業などの交流事業を企画する。

- ・古代城柵官衙遺跡など、関連遺跡の管理団体等とシンポジウムなどの共催事業を行う。
- ・関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについてパンフレット・ホームページ等を作成する。
- ・官衙に特産物が集められたことにちなんだ、物産市・マルシェなどの開催。

第8章 整備

1 整備の方向性

【整備の基本方針】(88頁より)

- ・本質的価値を損なうことなく、発掘調査に基づく情報をもとに効果的に伝わる整備を行う。
- ・史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が史跡の本質的価値を体感できるような整備を行う。
- ・将来的に史跡のスケール感が実感でき、安全な見学動線が確保できるような、一体的な史跡公園として整備する。
- ・史跡の持つ歴史的意義をはじめ、地域性・国際性・環境的意義等を踏まえ、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行うとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光の地、防災拠点となるよう、来訪者の安全に配慮した整備を行う。

【整備のテーマ】

①郡山遺跡からはじまる東北古代史

中央集権国家形成・確立期に仙台平野・新潟平野以北の蝦夷が住む地域を、直轄支配地に組み入れようとした古代史の大きな流れが捉えられ、日本という国の成り立ちへの関わりが学べるような整備を目指す。そのために1辺約428mに及ぶ材木列を四周に巡らし、内部に正殿や長大な建物、石敷、蝦夷の服属儀礼を行った方形石組池などを配し、さらに官衙の南方には寺院が配置されていたなど往時のスケールの大きさや、古代における国家的な政策を反映した施設の様相を体感することのできる整備を目指す。

更に本市には、古代史の一連の流れをたどることができる主要な遺跡として、陸奥国分寺跡・陸奥国分尼寺跡、国分寺や多賀城に瓦を供給した窯として評価され、国史跡を目指すこととしている与兵衛沼窯跡がある。また隣接する多賀城市には、郡山遺跡の機能を引き継いだ国府多賀城跡(特別史跡)がある。これらを有機的に連携させることにより、「郡山遺跡からはじまる東北古代史」とのテーマが生かされ、本史跡の歴史的な重要性が伝わるような整備を目指す。

②交流・憩いの場としての郡山遺跡

古代において、東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術など、様々な交流の舞台となった郡山遺跡を、現代社会においても人々が憩い、集える交流の場となるような整備を目指す。

整備における植栽は古代官衙のイメージを形成する上で重要であり、当時の環境をできる限り復元するものとする。

また、Ⅱ期官衙中枢部には、居久根(いぐね)として維持管理されてきたケヤキ(市の木)を中心とする屋敷林が存在し、宅地化が進むこの地域において仙台近郊農村の伝統的な風景を残している貴重なものであり、保全と活用が必要である。

さらに、郡山遺跡の西側のあすと長町地区における緑の景観軸として、住宅密集地内における生活環境、防災面からも緑地が望まれる地域である。現在の緑の保全と古代の緑の復元的創出が調和した、交流・憩いの場となる質の高い都市環境整備を目指す。

整備の基本方針の達成、整備のテーマの具現化のため、整備の方向性を以下のように整理する。

【保存のための整備の方向性】

- ① 発掘調査で見つかった遺構は埋め戻して現地保存し、必要に応じて遺構を被覆するための盛土造成を行うこととする。
- ② 遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草の整理を行うこととする。
- ③ 遺構の保護を前提とした上で、適切に雨水排水を行うための設備を整備することとする。
- ④ 史跡地の分断をなくし、一体的な史跡公園として整備することを目指し、指定地内および将来指定を目指す範囲に所在する、建築物・道路等の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていくこととする。
- ⑤ 適切な保存管理・公開活用を行っていく上で必要な整備の手法・技術について調査を行い、必要に応じて整備を更新していくこととする。

【公開活用のための施設整備の方向性】

- ① 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討することとし、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことや、暫定的な整備についても検討する。
- ② 史跡の本質的価値を構成する遺構が地下に埋蔵されているため、復元展示や遺構表示等により本質的価値を顕在化させ、史跡の様相やスケールを体感できる整備を行うこととする。
- ③ 遺構の表示や復元展示は遺構を確実に保護した上で、遺構直上の盛土造成面において行うこととする。
- ④ 遺構の表示や復元展示は基本的にⅡ期官衙の遺構について行うこととする。
- ⑤ 市民をはじめとする来訪者が安全に利用できる、文化的活動及び憩いの場となるように、便益・管理施設等を整備するとともに、案内板・説明板等を計画的に設置する。
- ⑥ 来訪者が史跡等の本質的価値を学び、理解できるようなガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の史跡地近辺への整備を検討する。

【ゾーニング】

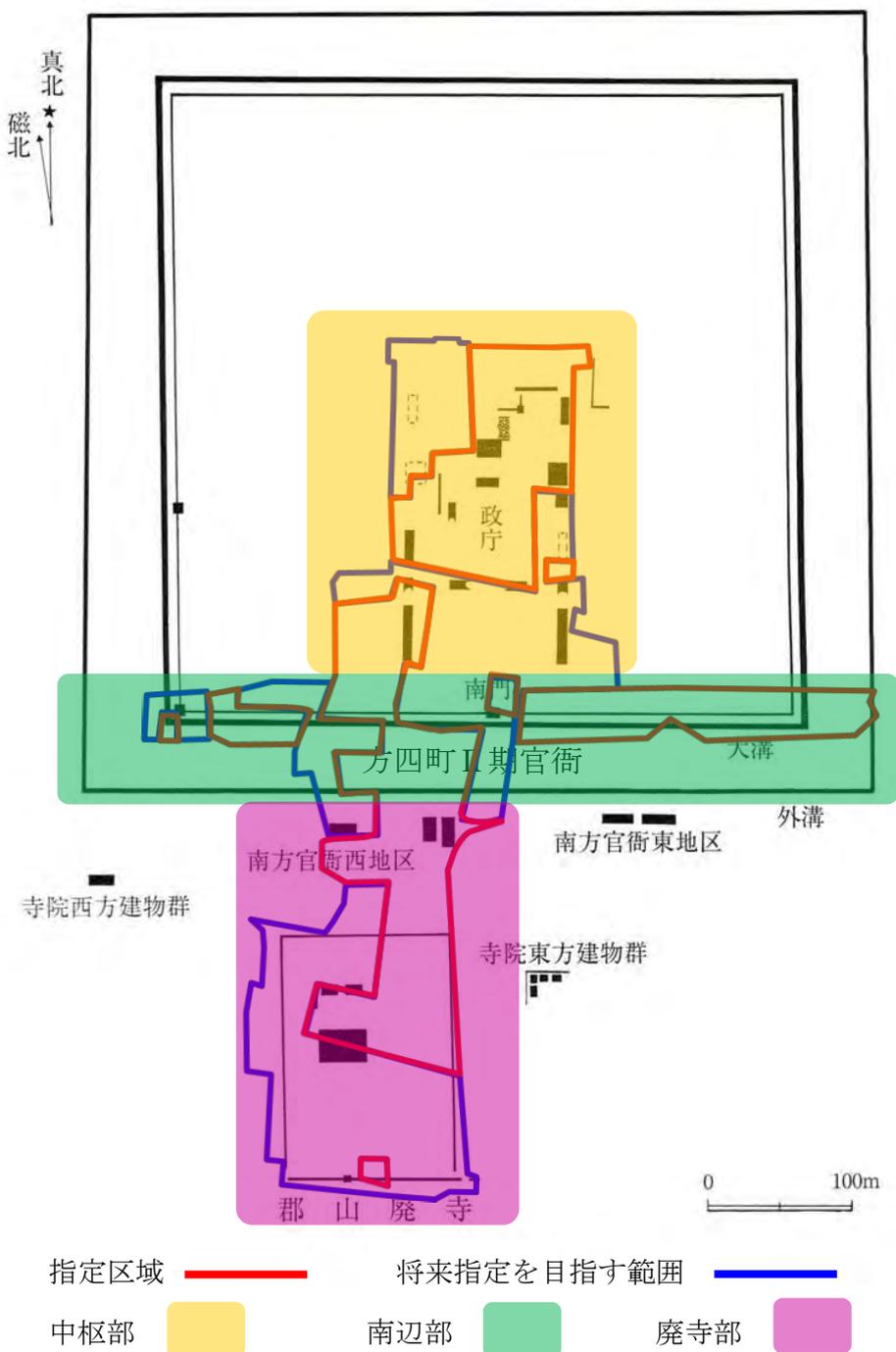
本史跡の指定地および将来指定を目指す範囲は、Ⅱ期官衙の中枢部（Ⅰ期官衙の中枢部と重複）から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域からなっており、大きく3つにゾーニングする。

中枢部：Ⅱ期官衙中枢部の石組池・石敷・石組溝，正殿，中央に広場を持つように整然と配置された掘立柱建物などの遺構が存在する。

南辺部：Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，櫓状建物などの遺構が存在する。

廃寺部：郡山廃寺の講堂・僧房，廃寺を囲む材木列や門，四面廂付建物を含む大型の掘立柱建物などの遺構が存在する。

整備基本計画では、目的及び機能，公有化の状況等に応じてこのゾーニングを深化させた区域設定を行った上で、段階的な整備の在り方等を検討していくこととする。



第●図 ゾーニング概念図

整備状況のイメージ

整備状況イメージ図（中枢部）



整備状況イメージ図（外郭部）



2 整備の方法

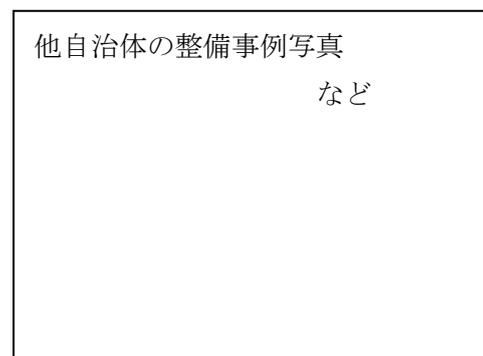
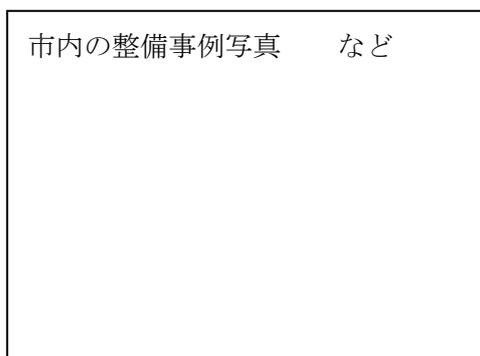
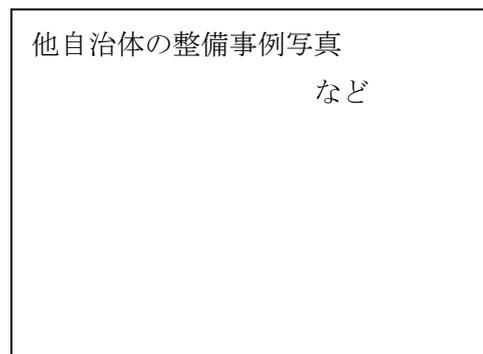
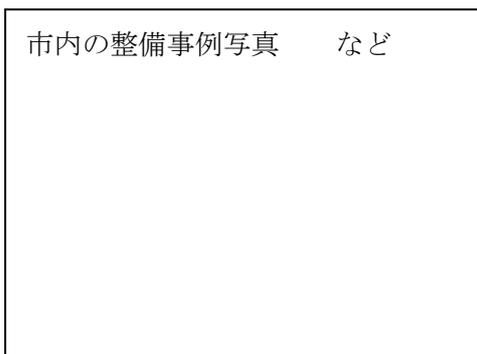
Ⅱ期官衙の中枢部及び南辺部，廃寺部の3つの地区を中心とした整備を行う。ただし，史跡指定地内は市道や民有地により分断されている部分も多々あり，現時点において一体的に整備を進められる状況にはない。

遺構の保存を最優先の前提とし，これらの諸条件を踏まえた上で，整備計画については保存活用計画に基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会に諮って別途策定することとする。

(1) 保存のための整備の方法

① 構成要素の保存に必要な整備の技術的手法

- ・盛土造成等により地下遺構を確実に保存するとともに，地盤を平坦化し，史跡地内に存在する段差等を解消する。
- ・遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木の間伐等を行うとともに，芝張り等を行い，雑草の繁茂を防ぐ。
- ・遺構の保存を前提とした上で，暗渠や側溝等の雨水排水設備を整備し，土壌の流出等を防ぐ。
- ・史跡境界標を設置し，保存の対象となる箇所を地表面で把握できるようにする。

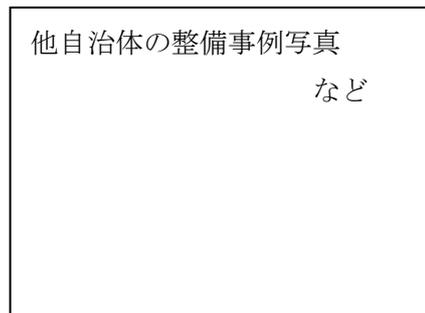
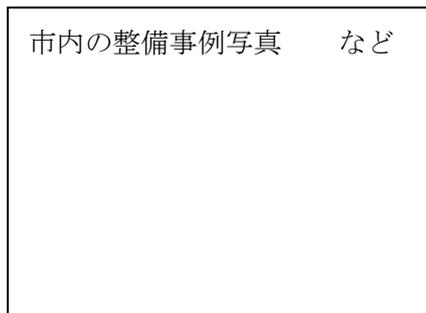


(2) 公開活用のための施設整備の方法

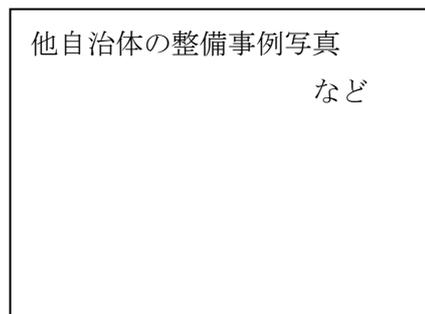
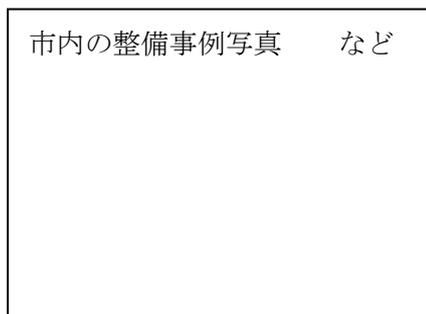
① 史跡における遺構の復元展示・表示等の技術的手法

- ・ II期官衙について、政庁跡及び郡山廃寺の建物配置や外郭南辺材木列等の整備により、古代地方官衙の空間的なスケールが体感できるようにする。個々の遺構の具体的な表示・展示の手法については整備基本計画において検討するが、石組池・石敷・石組溝・材木列など、郡山官衙遺跡の本質的価値を特徴的に示す遺構については復元展示を検討する。

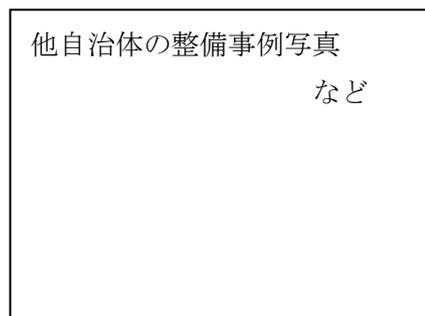
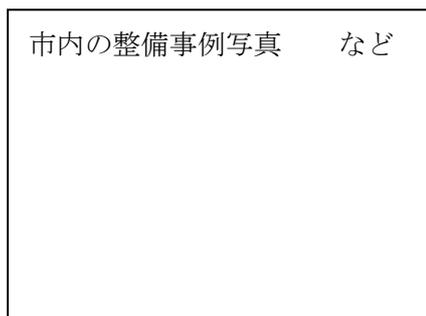
遺構表示の例



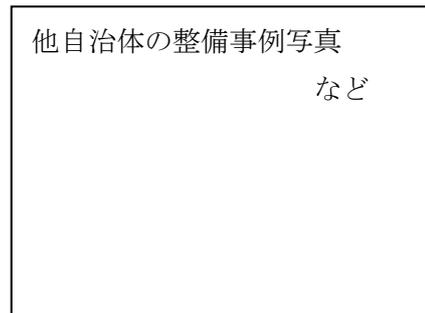
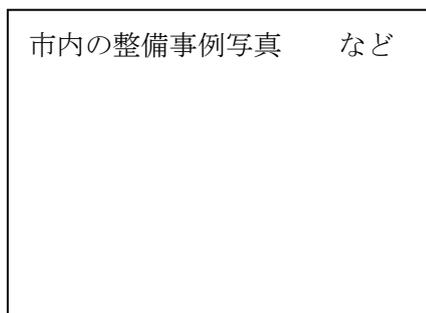
遺構展示の例



遺構復元の例



模型展示の例



② 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法

- ・仙台郡山官衙遺跡群の内容について説明する標柱，説明板等やガイダンス機能等をもたせた施設を整備し，本史跡の本質的価値を一般の来訪者に分かりやすく展示する。その際，従来の文字や写真等による展示だけでなく，デジタル技術などを活用した効果的な展示を検討する。

標柱・説明板の例



市内の整備事例写真

他自治体の整備事例写真
など

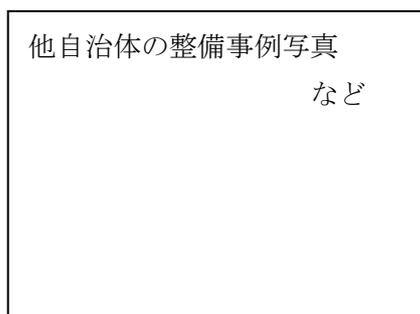
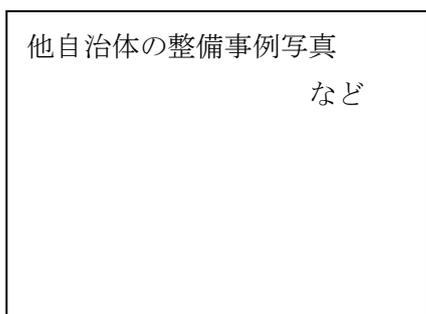
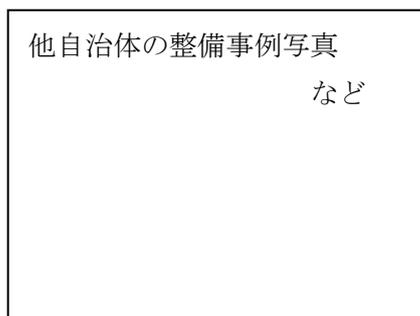
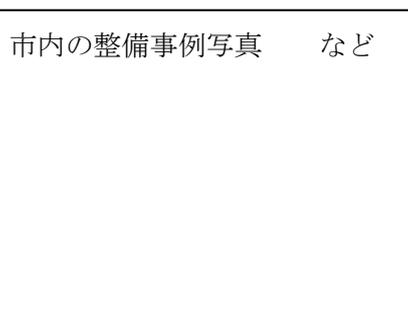
ガイダンス施設の例



市内の整備事例写真

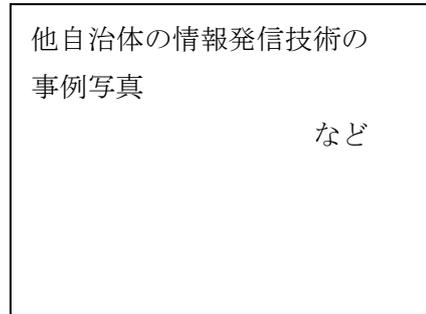
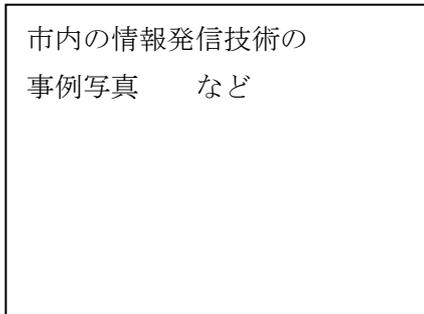
他自治体の整備事例写真
など

デジタル技術を活用した展示の例



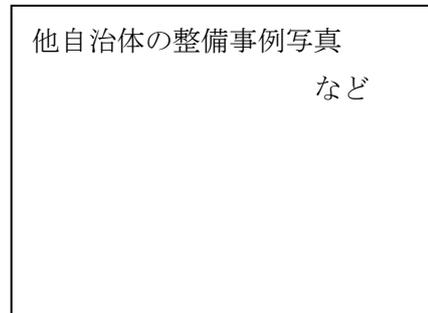
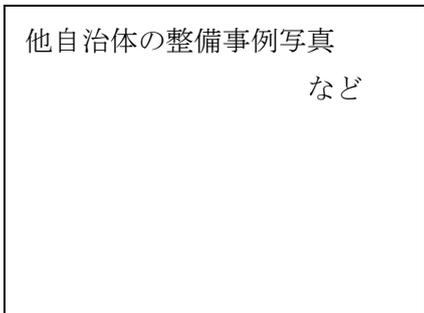
③ 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法

- ・従来行っている紙製のパンフレットの発行に加えて、仙台市ホームページからのダウンロードや、QRコードを読み取ることで音声案内・画像の取得等が可能になるような説明板等の設置など、デジタル環境における情報取得を可能にする。



④ 公開に必要な情報発信のための施設等の整備（設置）に係る技術的手法

- ・公園内を、海外からの来訪者も含めた誰もが気軽に散策しながら本史跡を理解できるように、ユニバーサルデザインに基づく標示やバリアフリー仕様で整備する。



- ・国内外の遠方からの来訪者などにも対応できるよう、公共交通機関（JR 長町駅・太子堂駅、地下鉄南北線長町駅）からの案内表示や、周辺遺跡等の周遊がしやすくなるような工夫（仙台コミュニティサイクル（DATE BIKE）のサイクルポートの設置、仙台 MaaS（Mobility as a Service）などとの連携）を行う。



DATE BIKE サイクルポート



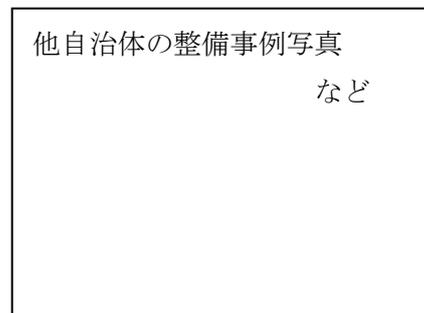
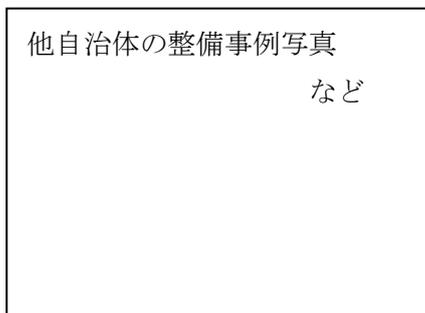
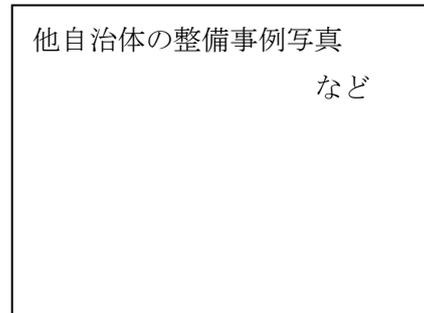
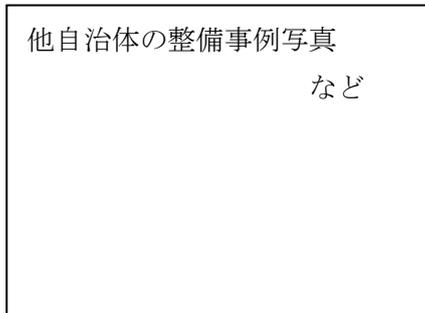
J R 長町駅構内の周辺案内図



仙台 M a a S のパンフレット

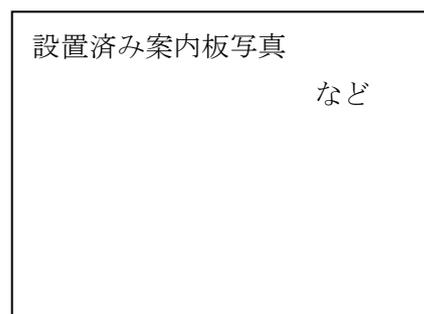
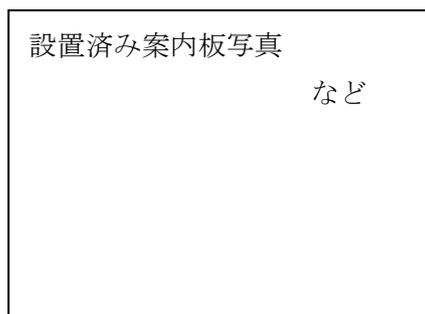
⑤ 便益管理施設の整備（設置）に係る技術的手法

- ・遺構表示や復元など遺跡の全容が分かるような整備を検討するとともに、市民の憩いの空間となるように、居久根(いぐね)など現在において地域に親しまれている景観を活かした歴史公園として整備していくため、案内板や照明、休息施設等の便益管理施設を設置する。
- ・市民が楽しめる都市の緑地、特に「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の緑の景観軸としての環境づくりを行うとともに、地域に親しまれる公園として、それぞれのコミュニティの活性化に寄与する場とするため、地域活動等多目的な用途に使用可能な広場や緑陰をもたらす植栽を整備する。また、防災面も含めた都市公園的機能も取り入れる。
- ・便益管理施設は、史跡にかかわりのある意匠を取り入れたり、遺構復元を兼ねた施設にするなど、史跡の景観に馴染むように工夫する。
- ・利用者の安全な見学環境確保のための園路や車両進入防止柵、防犯カメラ・防犯灯、史跡地近隣住民の住環境に配慮した境界柵等を設置する。
- ・利用者の利便性向上のため、史跡地近辺に駐輪場や駐車場等の設置を検討する。



⑥ 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法

- ・「遺跡ネットワーク」の一翼を担えるよう、各遺跡における案内板の統一等を図るなど、一連の歴史の中における位置付けが捉えやすくなるように工夫する。



第9章 運営及び体制整備

1 運営・体制整備の方向性

【運営・体制整備の基本方針】（88 ページより）

- ・ 近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得られるような関係を構築する。
- ・ 市の関連部局や、関連する専門機関・教育機関等と連携した運営を行う。
- ・ 古代城柵官衙遺跡の関連機関と情報交換や連携に努める。
- ・ 運営に携わる人材輩出のため、地域住民をはじめとしたボランティアの養成に努める。

上記の基本方針を達成するため、運営・体制整備の方向性を以下のように整理する。

① 地域住民及び市民・利用者の参画

史跡の整備の実施に当たっては、地域住民及び市民・利用者の理解と協力が不可欠であり、十分な納得が得られた上で進める必要がある。利用者、特に市民や地域住民が、本史跡を、約 1300 年の歴史がある誇るべきものとしての認識を共有できる機会や手法（ボランティアの養成など）を検討していくこととする。

② 行政関係部局間の連携強化

史跡の整備事業は、まちづくり計画、道路整備部門や区役所との連携により成り立つものであり、これらの関連部局と一体となって事業を進めることとする。

③ 専門的知識の活用

史跡の整備事業には、日本古代史、考古学、造園学、都市防災等の専門的知識の活用が不可欠になる。整備事業の実施にあたっては、この点に留意し、関係機関との連携を図ることとする。

2 運営・体制整備の方法

(1) 関係機関の連携推進

仙台市教育委員会ほか市内部関係部局・文化庁・財務省・個人土地所有者間において、史跡整備に関係する事項についての必要な情報共有等が行えるよう連携を図る。

(2) 調査指導委員会による整備基本計画の検討

史跡の整備に当たっては、「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り、整備基本計画を策定する。委員は、日本古代史・考古学・造園学等の専門的知識を有する人材を招聘するとともに、必要に応じて委員を再構成し、指導・助言を受けることとする。

(3) 地域住民及び市民・利用者参画体制の強化

史跡の整備に当たっては、地域住民及び市民・利用者の参画が不可欠である。地域住民及び市民・利用者が、史跡に対して積極的に関わる機会及びボランティア組織等の体制を整備し、史跡が地域にとって誇れる財産として活用されるよう努める。

また、地域のイベント・ワークショップ等を企画・運営する団体等との協力体制や、地域情報の発信・広報を行う媒体等との連携についても検討する。

(4) 学校教育・社会教育との連携強化

これまでも郡山遺跡についての出前授業や市政出前講座、郡山遺跡を活用した中学生の職場体験の受け入れなどを行ってきた。また小・中学生による花壇づくりをとおして、史跡地内の美化活動に取り組んできた。今後は、学校や市民センターの職員からのアンケートや定期的な情報交換などにより、児童生徒や市民の方々のニーズを把握しながら、学校教育や社会教育における普及啓発事業の改善を図っていく。また、学校や市民センターの職員自身が郡山遺跡についての理解を深められるような研修機会の提供について検討する。

第10章 施策の実施計画と自己点検・評価

1 実施計画

第1章5「計画の期間」において、本計画の期間は令和6年度～25年度の20年間としたが、施策の実施にあたり、1年目から5年目の間（令和10年度まで）に実施する短期計画、1年目から10年目の間（令和15年度まで）に実施する中期計画、1年目から20年目（令和25年度まで）の間に実施する長期計画に分けて事業計画を策定する。

本実施計画は、必要に応じて見直しを行うこととする。

	実施内容	参照	短期 (～R10年度)	中期 (～R15年度)	長期 (～R25年度)
保存管理	調査研究	第6章 2			
	維持管理				
	現状変更への対応	第6章 3			
	公有化	第6章 4			
	追加指定	第6章 5			
活用	学校教育における活用	学校のカリキュラムと連動	第7章 2-(1)-①		
		体験学習	第7章 2-(1)-②		
		高校生サポーター養成講座	第7章 2-(1)-③		
		大学等との研究教育プログラム	第7章 2-(1)-④		
	社会教育における活用	古代体験	第7章 2-(2)-①		
		市民参画の整備	第7章 2-(2)-②		
		ボランティアの養成・活動推進			
	市民協働の管理運営				
	地域における活用	地域と連携した活用	第7章 2-(3)-①		
		多様な情報発信	第7章 2-(3)-②		
		公開・展示の充実	第7章 2-(3)-③		
		遺跡ネットワーク化	第7章 2-(3)-④		
		交流拠点としての活用	第7章 2-(3)-⑤		
整備	保存のための整備	盛土	第8章 2-(1)-①		
		樹木の整理			
		芝張り			
		雨水排水設備			
	史跡境界標				
	公開活用のための施設整備	遺構の復元展示・表示	第8章 2-(2)-①		
		標柱・説明板	第8章 2-(2)-②		
		ガイダンス施設			
		デジタル技術を活用した展示	第8章 2-(2)-③		
		デジタル情報発信設備			
		ユニバーサルデザインによる標示			
		バリアフリー	第8章 2-(2)-④		
		公共交通機関からの案内表示			
		周辺遺跡周遊のための工夫			
		史跡の景観に馴染む便益管理施設			
		広場・植栽	第8章 2-(2)-⑤		
		園路・柵・防犯設備			
		駐輪場・駐車場			
		他文化財と連携した整備	第8章 2-(2)-⑥		
運営・体制整備		関係機関との連携推進	第9章 2		
	委員会による整備基本計画の検討				
	地域住民及び市民・利用者参画体制の強化				
	学校教育・社会教育との連携強化				

2 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の方向性

本計画において提示した施策について、定期的実施状況等を把握し、適切な進捗管理を行うため、4年に1回、自己点検・評価を行う。

史跡を取り巻く状況の変化なども鑑みた上で、各施策の進捗状況を分析し、課題の把握や改善策の検討を行う。

(2) 自己点検・評価の方法

自己点検・評価は、管理主体である仙台市教育委員会が実施することとし、平成27年に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検表を用いて評価を行う。なお、点検表については、状況の変化等に応じて項目の追加修正を検討する。

自己点検・評価を行い、その結果を検討した上で、本計画の見直しが必要と考えられる場合は、「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り、計画の改定を検討する。

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画 中 である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3
イ) 体制については十分であるか		1	2	3	
ウ) 他部署との連携については十分であるか		1	2	3	
エ) 地域との連携については十分であるか		1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3	

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検表

【資料】

用語集

- ・
- ・
- ・

郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱

(令和18年11月30日教育長決裁)

(設置)

第1条 郡山遺跡及び陸奥国分寺跡・尼寺跡の発掘調査事業等（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事業に関し、指導及び助言を行なうものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、考古学・歴史学又は建築史学に関し専門的知識を有する者、その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要があると認めるときは、委員の任期を3年未満の期間とすることができる。

3 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年11月30日から実施する。

(郡山遺跡調査指導委員会設置要綱の廃止)

- 2 郡山遺跡調査指導委員会設置要綱(昭和55年8月7日教育長決裁)は、廃止する。

附 則 (R4 教生文第 481 号決裁)

この要綱は、令和4年4月27日から実施する。

〈史跡内土地台帳〉

No.	町名・大字・字	地域	地目	面積(㎡)	No	町名・大字・字	地域	地目	面積(㎡)
1	仙台市太白区郡山三丁目	11-20	田	193.00	51	仙台市太白区郡山五丁目	40-2	田	895.00
2	仙台市太白区郡山三丁目	121-3	畑	897.00	52	仙台市太白区郡山五丁目	41	田	89.00
3	仙台市太白区郡山三丁目	122	畑	114.00	53	仙台市太白区郡山五丁目	42-12	田	187.00
4	仙台市太白区郡山三丁目	123	宅地	661.15	54	仙台市太白区郡山五丁目	44	田	3,930.00
5	仙台市太白区郡山三丁目	123-1	畑	1,106.00	55	仙台市太白区郡山五丁目	45	田	740.00
6	仙台市太白区郡山三丁目	123-2	山林	1,322.00	56	仙台市太白区郡山五丁目	47	田	2,452.00
7	仙台市太白区郡山三丁目	124-1	畑	1,960.00	57	仙台市太白区郡山五丁目	50-2	田	34.00
8	仙台市太白区郡山三丁目	124-2	畑	922.00	58	仙台市太白区郡山五丁目	51	田	3.30
9	仙台市太白区郡山三丁目	124-3	畑	152.00	59	仙台市太白区郡山五丁目	52-2	田	7.03
10	仙台市太白区郡山三丁目	124-4	宅地	162.35	60	仙台市太白区郡山五丁目	57	学校用地	5,484.82
11	仙台市太白区郡山三丁目	127-1	畑	760.78	61	仙台市太白区郡山五丁目	59-2	学校用地	1,672.00
12	仙台市太白区郡山三丁目	127-2	宅地	460.00	62	仙台市太白区郡山五丁目	61-1	宅地	25.00
13	仙台市太白区郡山三丁目	127-3	宅地	326.63	63	仙台市太白区郡山五丁目	62	宅地	16.00
14	仙台市太白区郡山三丁目	127-10	畑	720.50	64	仙台市太白区郡山五丁目	63-1	宅地	1,234.00
15	仙台市太白区郡山三丁目	127-11	畑	107.75	65	仙台市太白区郡山五丁目	150-12	宅地	355.10
16	仙台市太白区郡山三丁目	127-12	宅地	240.89	66	仙台市太白区郡山五丁目	3と4に挟まれ、6と8に挟まれるまでの水路敷		86.96
17	仙台市太白区郡山三丁目	127-15	畑	2,301.00					
18	仙台市太白区郡山三丁目	127-16	畑	221.00					
19	仙台市太白区郡山三丁目	127-18	畑	871.00	67	仙台市太白区郡山五丁目	14と44に挟まれ、27-1と44に挟まれるまでの道路敷		127.00
20	仙台市太白区郡山三丁目	127-22	宅地	104.53					
21	仙台市太白区郡山三丁目	127-23	畑	243.00	68	仙台市太白区郡山五丁目	25-13と39-1に接する土地		46.50
22	仙台市太白区郡山三丁目	128-31	宅地	194.21					
23	仙台市太白区郡山三丁目	209-1	田	961.00	69	仙台市太白区郡山五丁目	25-13と42-12と41に接する道路敷		44.96
24	仙台市太白区郡山三丁目	209-2	田	761.00					
25	仙台市太白区郡山三丁目	210	畑	1,517.00	70	仙台市太白区郡山五丁目	39-2と51に接する水路敷		53.92
26	仙台市太白区郡山三丁目	211	田	803.00					
27	仙台市太白区郡山三丁目	209-1, 209-2, 210に接する水路敷		91.60	71	仙台市太白区郡山五丁目	47と57に挟まれ、47と58-2に挟まれるまでの水路敷		284.40
28	仙台市太白区郡山三丁目	211に西接する道路敷		258.08					
29	仙台市太白区郡山五丁目	1-4	田	99.00	72	仙台市太白区郡山五丁目	57と59-2に挟まれた道路敷		401.95
30	仙台市太白区郡山五丁目	1-12	畑	1,537.00					
31	仙台市太白区郡山五丁目	2	田	241.00	73	仙台市太白区郡山六丁目	212-1	宅地	224.29
32	仙台市太白区郡山五丁目	3	田	62.00	74	仙台市太白区郡山六丁目	212-5	宅地	1.33
33	仙台市太白区郡山五丁目	4	雑種地	135.00	75	仙台市太白区郡山六丁目	216	田	62.00
34	仙台市太白区郡山五丁目	5	雑種地	115.00	76	仙台市太白区郡山六丁目	217	田	314.00
35	仙台市太白区郡山五丁目	6	田	472.00	77	仙台市太白区郡山六丁目	218	田	932.00
36	仙台市太白区郡山五丁目	7-1	田	34.00	78	仙台市太白区郡山六丁目	219	田	214.00
37	仙台市太白区郡山五丁目	8	田	320.00	79	仙台市太白区郡山六丁目	216と221-7に挟まれ、219と221-24に挟まれるまでの水路敷		86.52
38	仙台市太白区郡山五丁目	9	田	132.00					
39	仙台市太白区郡山五丁目	10	田	323.00					
40	仙台市太白区郡山五丁目	11	雑種地	218.00					
41	仙台市太白区郡山五丁目	12	雑種地	76.00	計				44,448.93
42	仙台市太白区郡山五丁目	13	雑種地	241.00					
43	仙台市太白区郡山五丁目	14	田	228.00					
44	仙台市太白区郡山五丁目	19-1	田	20.00					
45	仙台市太白区郡山五丁目	25-13	田	736.00					
46	仙台市太白区郡山五丁目	31-1	宅地	220.75					
47	仙台市太白区郡山五丁目	38-2	畑	1.63					
48	仙台市太白区郡山五丁目	38-3	畑	59.00					
49	仙台市太白区郡山五丁目	39-1	田	715.00					
50	仙台市太白区郡山五丁目	39-2	田	27.00					

〈郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧〉

- 「郡山遺跡発掘調査概報」『年報 1』 仙台市文化財調査報告書第 23 集 1980. 3
- 『郡山遺跡 I』 仙台市文化財調査報告書第 29 集 1981. 3
- 『郡山遺跡 II』 仙台市文化財調査報告書第 38 集 1982. 3
- 『郡山遺跡－第 13 次－』 仙台市文化財調査報告書第 42 集 1982. 3
- 『郡山遺跡 III』 仙台市文化財調査報告書第 46 集 1983. 3
- 『郡山遺跡 IV』 仙台市文化財調査報告書第 64 集 1984. 3
- 『郡山遺跡 V』 仙台市文化財調査報告書第 74 集 1985. 3
- 『郡山遺跡』 仙台市文化財パンフレット第 10 集 1985. 10
- 『郡山遺跡 VI』 仙台市文化財調査報告書第 86 集 1986. 3
- 『郡山遺跡 VII』 仙台市文化財調査報告書第 96 集 1987. 3
- 『郡山遺跡 VIII』 仙台市文化財調査報告書第 110 集 1988. 3
- 『郡山遺跡 IX』 仙台市文化財調査報告書第 124 集 1989. 3
- 『郡山遺跡』 仙台市文化財パンフレット第 18 集 1989. 12
- 『郡山遺跡 X』 仙台市文化財調査報告書第 133 集 1990. 3
- 『郡山遺跡－第 84・85 次－』 仙台市文化財調査報告書第 145 集 1990. 6
- 『郡山遺跡 XI』 仙台市文化財調査報告書第 146 集 1991. 3
- 『郡山遺跡－第 65 次発掘調査報告書－』 仙台市文化財調査報告書第 156 集 1992. 3
- 『郡山遺跡 XII』 仙台市文化財調査報告書第 161 集 1992. 3
- 『郡山遺跡 X III』 仙台市文化財調査報告書第 169 集 1993. 3
- 『郡山遺跡 X IV』 仙台市文化財調査報告書第 178 集 1994. 3
- 『郡山遺跡 X V』 仙台市文化財調査報告書第 194 集 1995. 3
- 『郡山遺跡 X VI』 仙台市文化財調査報告書第 210 集 1996. 3
- 『郡山遺跡 X VII』 仙台市文化財調査報告書第 215 集 1997. 3
- 『郡山遺跡－第 112 次－』 仙台市文化財調査報告書第 222 集 1997. 3
- 『発掘！ 郡山遺跡－郡山遺跡に埋もれた歴史を掘る－』 仙台市文化財パンフレット第 40 集 1997. 10
- 『郡山遺跡 X VIII』 仙台市文化財調査報告書第 227 集 1998. 3
- 『郡山遺跡 X IX』 仙台市文化財調査報告書第 234 集 1999. 3
- 『郡山遺跡 X X』 仙台市文化財調査報告書第 244 集 2000. 3
- 『郡山遺跡 21』 仙台市文化財調査報告書第 250 集 2001. 3
- 『郡山遺跡－第 124 次発掘調査報告書－』 仙台市文化財調査報告書第 251 集 2001. 3
- 『郡山遺跡 22』 仙台市文化財調査報告書第 258 集 2002. 3
- 『郡山遺跡 23』 仙台市文化財調査報告書第 263 集 2003. 3
- 『郡山遺跡 24』 仙台市文化財調査報告書第 269 集 2004. 3
- 『郡山遺跡』 仙台市文化財パンフレット第 54 集 2004. 10
- 『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1), (2)－』 仙台市文化財調査報告書第 283 集 2005. 3
- 『郡山遺跡 25』 仙台市文化財調査報告書第 284 集 2005. 3
- 『郡山遺跡－第 162 次調査 1 区・164 次調査－』 仙台市文化財調査報告書第 288 集 2005. 3
- 『郡山遺跡 26』 仙台市文化財調査報告書第 296 集 2006. 3
- 『郡山遺跡 27』 仙台市文化財調査報告書第 307 集 2007. 3

〈引用・参考文献〉

- 阿部 義平『官衙』考古学ライブラリー50 ニュー・サイエンス社 1989
- 阿部 義平「城柵と国府・郡家の関連―仙台市郡山遺跡をめぐって―」
『国立歴史民俗博物館研究報告 第20集』国立歴史民俗博物館 1989
- 阿部 義平「藤原京・平城京の構造」『古代王権の空間支配』青木書店 2003
- 石松 好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城』古代日本を発掘する―4 岩波書店 1985
- 伊東 信雄「郡山古瓦出土地」『仙台市史第3巻別冊1』1950
- 今泉 隆雄「第2章陸奥国と仙台平野 第1節陸奥国の始まりと郡山遺跡 1 道奥国の設置
2 郡山遺跡と国府, 4 移民と宮城評・名取評の設置」
『仙台市史 通史編2 古代中世』仙台市史編さん委員会 2000
- 今泉 隆雄「多賀城の創建―郡山遺跡から多賀城へ―」『条里制・古代都市研究』17号
条里制古代都市研究会 2001
- 鐘江 宏之「七世紀の地方社会と木簡」『日本の時代史3 倭国から日本へ』吉川弘文館 2002
- 工藤 雅樹『蝦夷と古代東北史』吉川弘文館 1998
- 工藤 雅樹『日本の古代遺跡15 宮城』保育社 1984
- 工藤 雅樹『城柵と蝦夷』考古学ライブラリー51 ニュー・サイエンス社 1989
- 工藤 雅樹『蝦夷の古代史』平凡社 2001
- 熊谷 公男「蝦夷と王宮と王権と―蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格―」
『奈良古代史論集』第三集 真陽社 1997
- 熊谷 公男『蝦夷の地と古代国家』日本史リブレット11 山川出版社 2004
- 熊谷 公男『古代の蝦夷と城柵』吉川弘文館 2004
- 坂井 秀弥「国府と郡家―地方官衙遺跡からみた実像」『社会集団と政治組織』列島の古代史3
岩波書店 2005
- 内藤 政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦についての一考察(下)」『寶雲』第22号 1938
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡出土の平瓦について」『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行会
2000
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡の倉庫群」『郡衙正倉の成立と変遷』奈良国立文化財研究所 2000
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡の調査成果―陸奥国成立期の官衙について―」『日本考古学』
第18号 日本考古学協会 2004
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡・郡山廃寺の調査」『地方官衙と寺院―郡衙周辺寺院を中心として―』
奈良文化財研究所 2005
- 林部 均「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻 第1号 1986
- 林部 均「律令国家と畿内産土師器―飛鳥・奈良時代の東日本と西日本―」『考古学雑誌』
第77巻 第4号 1992
- 山中 敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 1994
- 山中 樵「漆液を容れたる陶器(附陸奥国名取郡家の遺址)」『考古学雑誌』第5巻第5号 1915

史跡仙台郡山官衙遺跡群 保存活用計画

令和 () 年 月

編集・発行 仙台市教育委員会
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
TEL 022-214-8893
FAX 022-214-8399

印 刷
〒
TEL
FAX
